

一関の文化財



一関市教育委員会

一関の文化財



はじめに

平成 17 年 9 月、7 市町村の合併により誕生した一関市には、この地方の歴史的・地理的背景を反映した、特色ある伝統や文化が連綿と育まれており、国・県・市指定等を含めて 200 件に近い文化財が所在しています。

昭和 25 年（1950）に制定された文化財保護法には、具体的に文化財とは人が関わってできたあらゆる文化的所産で、創造的作品、手法や技術、事柄、環境に至るまで人を取り巻く事象全てに及ぶものとされており、つまり、これらは我が国にのみならず、我々の生まれ育った郷土の歴史や文化についての正しい理解のため欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、これらを良好な形で後世へ継承することは、現代に生きる私たち一人ひとりの責務でもあります。

市町村合併から 5 年を経過し、市内に所在する国、県、及び市指定等の文化財についての悉皆調査も終了し、その成果をようやく冊子としてまとめることができました。本書はこれらの指定等の文化財を紹介するものであり、文化財保護の推進とともに郷土の歴史や文化を理解し、その特性を活かしたまちづくりの一助となることを願ってやみません。

最後に、悉皆調査並びに本書の刊行にあたり、ご指導・ご協力をいただきました文化財の所有者の皆様をはじめ、関係機関及び関係各位に深く感謝いたします。

平成 23 年 6 月 30 日

一関市教育委員会

教育長 藤 堂 隆 則

例 言

1 本書で取り上げた市内の文化財の指定等は次のとおりです。

- (1) 国指定 文化財保護法に基づき、国が指定したもの
- (2) 国選定 文化財保護法に基づき、国が選定したもの
- (3) 県指定 岩手県文化財保護条例に基づき、県が指定したもの
- (4) 市指定 市町村合併に伴い一関市指定文化財として引き継がれたもの、並びに一関市文化財保護条例に基づき、市が指定したもの
- (5) 国登録 文化財保護法に基づき、国が保存及び活用のための措置が特に必要として文化財登録原簿に登録したもの

2 文化財の種別は「文化財保護法」第 2 条に記された以下の分類に基づきます。

- (1) 有形文化財 建造物
美術工芸品 … 絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、古文書、考古資料、歴史資料
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術等
- (3) 民俗文化財 有形 …… 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
無形 …… 衣食住・生業・信仰、年中行事等に関する習俗風習、民俗芸能、民俗技術
- (4) 記念物 史跡 …… 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
名勝地 …… 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等
天然記念物 … 動物、植物、地質鉱物
- (5) 文化的景観 棚田、里山、用水路等
- (6) 伝統的建造物群 宿場町、城下町、農漁村等

3 各文化財等については、所在地及び所有者（管理者）（敬称略）を記載しましたが、個人所有の物件については氏名、所在地及び位置図への掲載を避けています。また、分布が広域にわたる民俗芸能については、位置図への図示を行っていません。

4 本書に係る調査及び原稿作成については、一関市文化財調査委員並びに一関市文化財調査協力員が中心となって行い、編集は一関市教育委員会生涯学習文化課が、一関市博物館の指導及び援助を得ながら行いました。記載内容は平成 22 年 12 月末現在の情報です。

目次

■国指定等文化財

1 鉄五輪塔地輪	8	2 室根神社祭のマツリバ行事	8
3 狛鼻溪	9	4 巖美溪	9
5 骨寺村荘園遺跡	10	6 一関本寺の農村景観	10
7 旧東北砕石工場	11	8 世嬉の一酒造場、旧原料米置場・精米所ほか7棟	11
9 長者滝橋	12	10 佐藤家住宅、主屋ほか12棟	13
11 横屋酒造、造り蔵ほか13棟	13	12 旧専売局千厩葉煙草専売所	14
13 日本基督教団 一関教会	14		

■県指定文化財

14 木造十一面観音立像	16	15 銅造菩薩立像	16
16 木造聖観音立像	17	17 木造薬師如来立像	17
18 木造薬師如来坐像	18	19 木造来迎阿弥陀及び菩薩像	18
20 木造聖観音立像	19	21 木造聖観音坐像	19
22 木造地藏菩薩半跏像	20	23 原本無刑録	20
24 金銅薬師如来像御正体	21	25 懸仏(御正体)	21
26 銅鱈口	22	27 金銅製前立	22
28 石塔婆(建長の碑)	23	29 宝持院山門	23
30 保性院廟厨子	24	31 旧鈴木家住宅	24
32 八幡神社本殿	25	33 摺沢八幡神社本殿	25
34 曾慶熊野神社本殿	26	35 村上家住宅	26
36 大乘寺のオシラサマ	27	37 舞川鹿子躍	27
38 泥田廃寺跡	28	39 貝島貝塚	28
40 コランダム産地	29	41 猿沢の箒カヤ	29
42 薄衣の笠松	30		

■市指定文化財

43 阿弥陀如来および脇侍像	32	44 金剛力士仁王像	32
45 十一面観音立像	33	46 伝水月観音立像	33
47 木造不動明王坐像	34	48 木造十一面観音立像	34
49 木造十一面観音立像	35	50 木造阿弥陀如来坐像	35
51 木造菩薩立像	36	52 石造三十三観音	36
53 石仏三十三観音像	37	54 木造阿弥陀如来像	37
55 一関藩時の太鼓	38	56 経壺	38
57 鹿之畑経壺	39	58 金銅製経筒	39
59 蕨手刀	40	60 刀 銘 一関土源宗明造	40
61 刀 銘 源宗明作	41	62 太刀 銘 一関土宗明	41
63 先込式大筒	42	64 脇差 銘 宗明	42
65 刀 銘 一関土宗明	43	66 朱塗海老鞘巻拵および剣	43
67 脇差 銘 奥州一関武広安英	44	68 太刀 銘 宝寿八月日	44
69 脇差 銘 兼則	45	70 脇差 銘 明弘	45
71 脇差 銘 奥州舞草友長	46	72 刀 無銘 伝舞草	46
73 刀 銘 明雲斎盛壽 北村市蔵作	47	74 日本刀製作技術	47
75 菅原 平(刀匠鉄山士信吉)	47	76 先込式火縄銃	48
77 先込式火縄銃	48	78 先込式火縄銃	49
79 梵鐘	49	80 大原八幡神社の梵鐘	50
81 渋民観音寺の梵鐘	50	82 梵鐘	51
83 扁額「圓通」	51	84 馬一字額	52
85 小山竹斎五歳の書	52	86 芦東山書謙斎銘並叙	53
87 芦東山書孝経大儀	54	88 鎮護殿額と原書	54
89 和算額	55	90 天保二年観音寺算額	55
91 葛西晴信書状	56	92 釈迦涅槃像図幅	56
93 吹子	57	94 高炉用吹子(水車吹)	57
95 豊吉之墓	58	96 石塔婆	58
97 正中二年阿弥陀種子石塔婆	59	98 元応二年金剛界成身会種子曼荼羅石塔婆	59
99 貞治三年金剛界大日種子石塔婆	60	100 奥州三十三所観音霊場札所納札	60
101 奥州三十三所観音巡礼再興納札	61	102 石水鉢	61
103 摺沢八幡神社の鐘	62	104 陸奥郡郷考および版木	62
105 金山板製御本判	63	106 智拳院修験資料	63
107 プリタニカ百科事典	64	108 一切経蔵(六角堂)	64
109 石殿	65	110 石室	65
111 宝篋印石塔	66	112 羽黒派修験道場	66
113 配志和神社社殿	67	114 五輪石塔	67
115 五輪石塔	68	116 月館神社(本殿・拝殿)	68

■市指定文化財

117 千葉胤秀旧宅	69	118 林ノ沢観音堂	69
119 旧沼田家武家住宅	70	120 日吉神社三殿一体	70
121 智拳院道場	71	122 芦家住宅	71
123 神楽蛇面	72	124 獅子頭	72
125 常香盤	73	126 瑞山神楽メ切舞	73
127 布佐神楽	74	128 大門神楽	74
129 浜横沢神楽	75	130 峠山伏神楽	75
131 折壁鹿踊り	76	132 金沢八幡神社大名行列（遷宮記念行列）	76
133 保存技術保持者（南部神楽）	77	134 大東大原水かけ祭り	77
135 東山和紙製造技法	78	136 朝日館	78
137 二桜館	79	138 山吹城本丸跡	79
139 上折壁城跡	80	140 金鶏城跡	80
141 唐梅館	81	142 薄衣城址	81
143 七里塚（一里塚）	82	144 岩間一里塚	82
145 鼠沢七里塚	83	146 迫街道一里塚	83
147 中西一里塚	84	148 七日市一里塚	84
149 往還塚	85	150 境塚	85
151 道標	86	152 道標	86
153 道標	87	154 道標	87
155 道標	88	156 道標	88
157 道標	89	158 青柳倉記碑	89
159 菅公夫人の墓	90	160 磐井清水	90
161 宗松寺の杉並木	91	162 配志和神社の夫婦杉	91
163 白鳥神社の姥杉	92	164 宗松寺のモミ	92
165 双根のモミ	93	166 配志和神社のモミ林	93
167 モミ	94	168 シダレヒガン	94
169 種蒔桜	95	170 エドヒガン	95
171 サイカチ	96	172 サイカチ	96
173 サイカチ	97	174 イチョウ	97
175 紅梅	98	176 神中の桂	98
177 糸ヒバ	99	178 長泉寺のカヤ	99
179 イロハモミジ	100	180 コナラ	100
181 シラカシ	101	182 シダレグリ	101

■文化財の位置図

文化財マップ	104
--------	-----

■国指定等文化財

一関の文化財

1 国指定重要文化財 鉄五輪塔地輪

所在地 花泉町涌津字館
年代 鎌倉時代
所有・管理者 涌津八幡神社
指定年月日 昭和55年6月6日

五輪塔とは、鎌倉後期から現在まで造られている仏塔の一種で、上部より宝珠、半月形、三角形、球形、方形の5つの部材を組み合わせて形成されており、それら5つの各々は、宇宙の構成要素として考えられた古代インドの五大思想に基づく「空・風・火・水・地」を表現しています。

この涌津八幡神社に所在する本塔地輪は、106.0cm四方、高さ78.2cm、正面に阿吽の2頭の狛犬、側面には銘文が刻まれており、鉄製の地輪としては国内で最大のもので、銘文中には、建長6年(1254)10月に40余人の衆徒が発願し、文永5年(1268)5月25日に沙弥西信という僧がこの塔を造立勸請したことや、仏法の道を描き僧としての誠を施すために1丈1尺(約3.33m)の五輪塔を造った等、建立の趣旨(願文)が漢字で書かれています。

もとは涌津街より約500m東方の田圃の中の森「五輪堂」の地に建立されたこの五輪塔は、後世に地輪のみ



が発見され、これを正徳年間(1711~1715)に現地に移したのですが、明治28年神社の火災による焼損や、経年劣化による表面に錆が生じたため、昭和47年文化庁の指導により防湿処置を施しました。その後、昭和53年の宮城県沖地震で大破しましたが、昭和54年に東京文化財研究所修復技術部によって修復され、現在に至っています。

弁慶が背負った笈(おい)であるとも、蒙古襲来を防ぐための祈願であるとも言い伝えられる当文化財は、現在でも地域の宝として継承されています。

2 国指定重要無形民俗文化財 室根神社祭のまつりバ行事

所在地 室根町折壁
所有・管理者 室根神社祭保存会
指定年月日 昭和60年1月12日

室根山中腹に所在する室根神社の特別大祭は、養老2年(718)に紀州の熊野大社の御神霊を勧請して以来、およそ1,300年の歴史を有し、奥州の荒祭りとしても知られます。祭事に奉仕する神役は古からその末裔が携わる等、旧態を伝承・継続していることから、昭和56年に県の無形民俗文化財に、昭和60年1月には国の重要無形民俗文化財に指定されました。

室根神社の祭り行事について、万治2年(1659)の「東山上折壁村風土記」に示され、別名「荒馬祭り」とも称されるこの祭りは、古来旧暦閏年の翌年9月19日を大祭として行われていますが、これは熊野から室根山へ勧請鎮座された日が閏年の翌年9月19日であったためと伝えられています。

祭りの初日には、関係者一同が室根町内にある南流神社に参詣し、中日の18日には仮に造営した仮宮をロクシャクガシラ(陸尺頭)の管理に移し、一同がまつりバソロイ(祭場揃い)と称しその宮の前に勢揃いします。3日目の19日には、室根神社の神輿2基が室根山八合目に鎮座する山上の社殿を暗闇の中で発輿(はつよ)し、途



中タウエノダン(田植檀)と呼ばれる場所で農耕に関する行事を行い、山を降り里の仮宮へと渡御します。

祭り行事は仮宮の所在する「まつりバ」で2基の神輿による先陣争いがあり、扇の舞・鈴の舞の奉納がされます。仮宮の外側にはババ(馬場)が設けられ、荒馬先陣・ホロ(装)先陣やダシ(山祭ともいう)の行列があります。

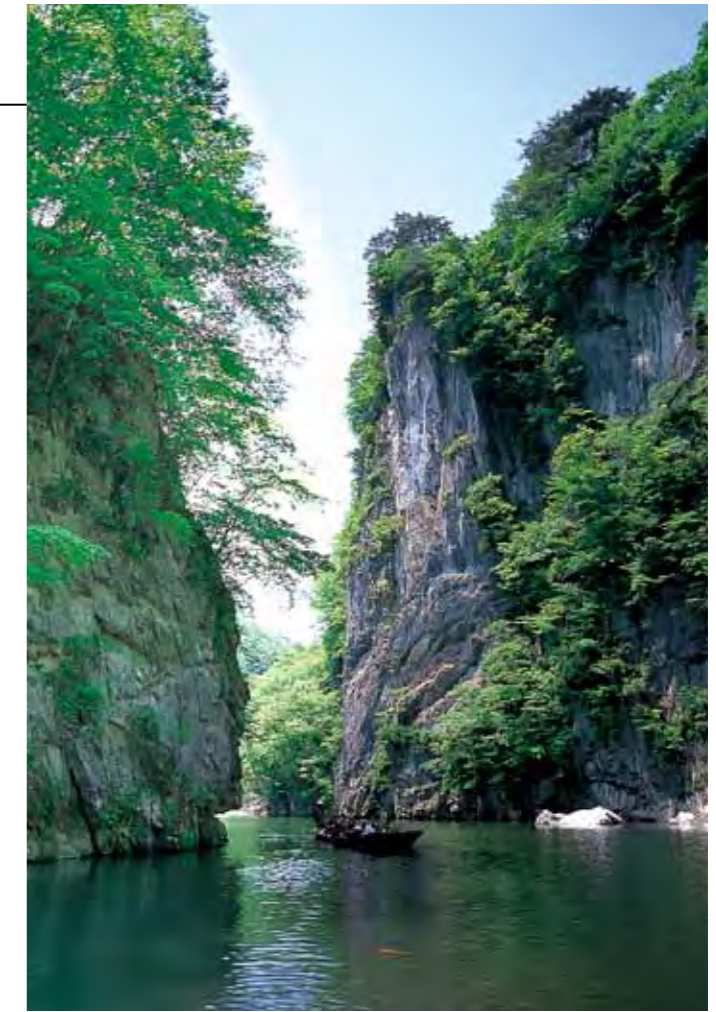
これらまつりバ行事を含めた一連の祭りは、代々家々が守り継承する厳格なジンヤク(神役)制によって分担され、神輿の先陣争いといった独特な古くからの祭りの形態を色濃く留めており、地域での特色ある壮大な祭りとして現在でも継承されています。

3 国指定名勝 狛鼻溪

所在地 東山町長坂字町裏 ほか
所有・管理者 個人 ほか・一関市
指定年月日 大正14年10月8日

一関市の北東部鷹ノ巣山に源を発する砂鉄川が、長坂付近に至り北上山系の古生層である石灰岩層を節理面にそって侵食し、約2kmにわたり高さが100mを超す断崖絶壁を形成しています。その溪谷部の終点付近の南側断崖にコブ状の鍾乳石が突き出ており、それが狛(獅子)の鼻に似ているところから「狛鼻溪」と命名されました。

数多くの巨石・奇岩とともに赤松を混えた広葉樹林に覆われた深山幽谷の狛鼻溪は、日本百景のひとつにも数えられており、四季折々の色彩と風情を味わうことができます。



4 国指定名勝及び天然記念物 厳美溪

所在地 厳美町字滝ノ上
所有・管理者 個人 ほか・一関市
指定年月日 昭和2年9月5日

岩手・宮城・秋田にまたがる栗駒山に水源を発し、東流して北上川にそそぐ磐井川が、厳美地区に形成した溪谷で、約2kmにわたり河床を侵食し、大小48の滝や巨岩・奇岩を交えた深淵と急流を織りなす極めて変化の多い、美しい溪谷部を見せます。

また、今から約900万年前の火山活動による凝灰岩が、堆積当時の高温と自重の圧力のために二次的に変化して生じた石英安山岩質溶結凝灰岩層の部分では、方状節理と呼ばれる箱型のひび割れが発達し、その部分に入り込んだ石が水流とともに回転することで、無数の甌穴(ポットホール)が形成されており、地質学においても貴重な資料とされています。



5 国指定史跡 骨寺村荘園遺跡

所在地 巖美町字若井原ほか(487,885.60㎡)
所有・管理者 個人 ほか・一関市
指定年月日 平成17年3月2日
(平成18年1月26日 追加指定)

骨寺村荘園は、藤原清衡が中尊寺造営にあたって発願した紺紙金銀字交書一切経の書写に功績のあった自在房蓮光を経蔵別当に充てた際に、蓮光の私領であった骨寺村を寄進し、経蔵別当領としたことに始まるとされます。以来、約300年以上にわたる荘園の経営が、中尊寺文書等の史料により確認されています。

史跡は国の重要文化財である「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた山王窟、若神子社、慈恵塚や、近年の発掘調査によって遺構が確認された場所の9か所について指定されていますが、絵図が伝える中世の趣は現在の本寺にも息づいており、現地に立ったときの風景は、空間全体が史跡であることを実感できます。

絵図に描かれた風景の諸要素が現地比定できるものは、全国でも極めてまれであるとともに、当地方を治めた奥州藤原氏や中尊寺と経済的・精神的結び付きの深い遺跡として貴重な遺跡です。



6 国選定重要文化的景観 一関本寺の農村景観

所在地 巖美町字駒形 ほか
(357.9ha)
所有・管理者 個人 ほか
選定年月日 平成18年7月28日

本寺地区はかつて「骨寺村」と呼ばれ、平安末期から室町中期まで平泉中尊寺の経蔵別当領としてその経営を受けており、重要文化財である「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた諸要素が、現在まで良好に残されています。

また、同時に自然の条件に適応しつつ、近世・近代を通じて稲作等の農林業を継続的に営むことにより緩やかな発展を遂げ、県南地方の風土とも調和して形成された農村景観であり、同時に独特の農耕・居住の在り方を小規模ながらも簡潔かつ十分に示した地域として史料に裏付けられる典型的な村落景観であり、我が国の生活又は生業を理解するうえで極めて貴重なものであることから、全国で2例目の重要文化的景観として選定されました。



7 国登録有形文化財 旧東北砕石工場

所在地 東山町松川字滝ノ沢平
年代 大正13年
所有・管理者 一関市
登録年月日 平成8年12月20日

旧東北砕石工場は、地元で産出された石灰岩の砕石を行い、酸性土壌を中和する石灰石粉を製造する施設として、大正13年に建設されました。その後、機械の増設に併せて工場自体も拡張され、現在の形状となりました。この石灰石粉は、後に宮沢賢治によって「肥料用炭酸石灰(タンカル)」と命名され、ここで製造された製品は当時の雫石町の小岩井農場に輸送され、土壌改良剤として使用されました。

平成6年に旧東山町に寄贈され、平成8年に国の登録有形文化財に選定されたこの建物は、トラス組の小屋組みに片流れの屋根をかけた簡素な造りですが、晩年の宮沢賢治が技師として働いたことでも知られる砕石工場の遺構であり、現在は「石と賢治のミュージアム」として公開されています。



8 国登録有形文化財 世嬉の一酒造場、 旧原料米置場・精米所ほか7棟

所在地 一関市田村町
年代 大正8年
所有・管理者 (株)世嬉の一酒造
登録年月日 平成11年8月23日

明治時代に東北地方屈指の醸造高を誇ったとされる「熊文酒造店」の閉業後、大正8年に摺沢村(一関市大東町摺沢)出身の佐藤徳蔵が買い取り改築したもので、これらの建物群の設計は、辰野金吾門下で徳蔵の従兄弟にあたる小原友輔(1877~1966)が担当しました。その後、両磐酒造に経営が統合されますが、昭和31年に独立し、現在に至っています。

広大な敷地内に建ち並ぶ、大正時代に建築された原料米置場、精米所(岩蔵)、仕込み蔵、麴むろや、昭和初期に建てられた製品倉庫(新蔵)などは、レストランや酒造りの工程、杜氏の生活などを当時の道具や資料で紹介する「世嬉の一酒の民俗文化博物館」として、あるいは島崎藤村や井上ひさしなど、当地方にゆかりの人々の作品を展示する「いちのせき文学の蔵」として、多くの人たちに公開活用されています。



9 国登録有形文化財 長者滝橋

所在地 巖美町字南滝ノ上
年代 昭和14年
所有・管理者 一関市
登録年月日 平成11年11月18日

長者滝の由来は、奥州藤原氏が全盛の頃、奥州から産出された金を商い巨万の富を得た「大すみの長者」が、宝物を滝に隠したことから長者滝と呼ばれるようになったという伝承によります。長者滝橋は「京田橋」など様々な名称で呼ばれていましたが、昭和7年の天工橋の架け替えの際に、この橋を滝の上に架けたことから「長者滝橋」と呼ばれているということが、定説となっています。

昭和14年に造られた本橋は、竹筋入りコンクリート橋で、径間18mの中央2連アーチ部と左右各2側径間部からなります。建築当初から数か所に鉄に代わり竹が使用されているという噂がありましたが、昭和62年の調査時に、アーチ中央部から数か所の竹の棒の破片が発見され、その事実が確認されました。



全国においても竹筋橋といわれるものは数か所存在しますが、実際に竹が発見されたのは本橋のみであり、充複アーチの重厚な趣に加えて、橋台・橋脚が岩盤に定着されることで、名勝天然記念物に指定された巖美溪に溶け込んだ景観を創り出しており、全国的にも非常に珍しい、先人の知恵が偲ばれる貴重な建造物です。

10 国登録有形文化財 佐藤家住宅、主屋ほか 12 棟

所在地 千厩町千厩字北方
年代 明治34年ほか
所有・管理者 一関市
登録年月日 平成15年1月31日



11 国登録有形文化財 横屋酒造、造り蔵ほか 13 棟

所在地 千厩町千厩字北方
年代 明治35年ほか
所有・管理者 一関市
登録年月日 平成15年1月31日



主屋、西洋館を始めとする多くの建築は、整然としたゾーニングのもとに機能的に配置されており、材料・構造・意匠に時代の特徴をよく表すとともに、棟札によって建築年代が明確となっています。建築家である小原友輔が設計・監理にあたっており、その成果が建築の構造、細部などから読みとることができます。土蔵造りの建築、伝統的建築、和風に洋風を加味した近代建築など上質な建築が多くあり、佐藤家住宅及び横屋酒造の建築は歴史性・物語性を秘めています。

西側道路から臨む外観は、正門に続いて石塀、アーチ門、小蔵・酒造蔵・石造蔵が立ち並び、石塀越しに見える主屋とともに統一した印象を受けます。正門からの眺めは木々の間に主屋と西洋館が鍵型に配置され、また正門を抜けた敷地内の東南道路一帯に面

しては、文庫蔵・新蔵・旧車庫など3棟の土蔵群が整然として並び、敷地内北側の横屋酒造東蔵と枯し場の間にある狭い通路は、明治から大正の建築に囲まれ独特の雰囲気醸し出しています。

佐藤家住宅主屋内部からの眺めは、西洋館背面に位置する土蔵群の切妻造が整然として並び、土蔵二階の厚い壁に開く窓とともに高貴な佇まいを感じさせるとともに、主屋裏玄関からは庭園と小蔵が見わたせ、その向こうには大規模な酒造蔵群が雄大に立ち並んでいます。

12 国登録有形文化財 旧専売局千厩葉煙草専売所

所在地 千厩町千厩字北方
年代 明治30年
所有・管理者 一関市
登録年月日 平成17年11月10日

明治30年、大蔵省臨時葉煙草取扱所建築部の標準設計により、県内では現在の花巻市大迫町と一関市千厩町の2か所に建築された、残存例の少ない煙草専売所の事務所建築です。

構造は木造平屋建ての寄棟造、瓦葺きの建造物で、全体的には下見板張りで縦長の窓といった洋風建築の様相を呈するものの、正面南入口の波形軒板付破風には和洋折衷の様子もうかがわれます。内部は改修が進んでいますが、天井、ドア等随所に建築当初の遺構が現存しており、建築当初の面影を色濃く残しています。

昭和9年、仙台地方専売局千厩出張所の建築のため、払い下げられ現在地に移築され、東山煙草耕作



組合連合会事務所となりました。戦後、東磐井郡農業保険組合事務所等の各種団体の事務所を経て、平成16年3月「岩手県たばこ耕作組合千厩地方支部事務所」としてその役割を終え、同年に旧千厩町が建物の寄贈を受けた後、平成17年12月に登録有形文化財として登録されました。

千厩地方の近代基幹産業に関連した当文化財は、現在「せんまや街角資料館」として開館し、葉たばこ関係資料や地域の歴史を知ることのできる資料を展示しています。

13 国登録有形文化財 日本基督教団 一関教会

所在地 一関市田村町
年代 昭和4年
所有・管理者 宗教法人 日本基督教団一関教会
登録年月日 平成19年7月31日

市街地中心部を流れる磐井川の東側にある「中街」には、「世嬉の一酒造場」や「旧沼田家武家住宅」といった伝統的な建造物群が点在していますが、その一角でひととき目を引く洋風建築の建物がこの一関教会です。

一関教会は、宮古教会の羽生義三郎牧師の設計により建てられた、建築面積171平方m、木造平屋建て、屋根は切り妻の鉄板葺きの建物で、礼拝堂の正面右側に尖塔(せんとう)が建ち、尖塔の屋根頂部には十字架が置かれています。また、小屋組みはハンマービーム架構やタイバーで構成され、外壁は真っ白に塗られた下見板張りで、内側は板張りの天井と腰板を除いた部分が漆喰で塗られています。窓は教会建築に



よく見られる、真ん中がとがった「尖塔アーチ」の形をしています。礼拝堂や尖塔には2連式の尖塔アーチ窓が連続して用いられ、この教会の大きな特徴となっています。

現在でも日曜礼拝が行われているこの建物は、当地方の信仰の歴史を知るのみならず、わが国の近代化の中で、建築当初の状態をよく伝えていることが高く評価される貴重な遺産です。

■ 県指定文化財

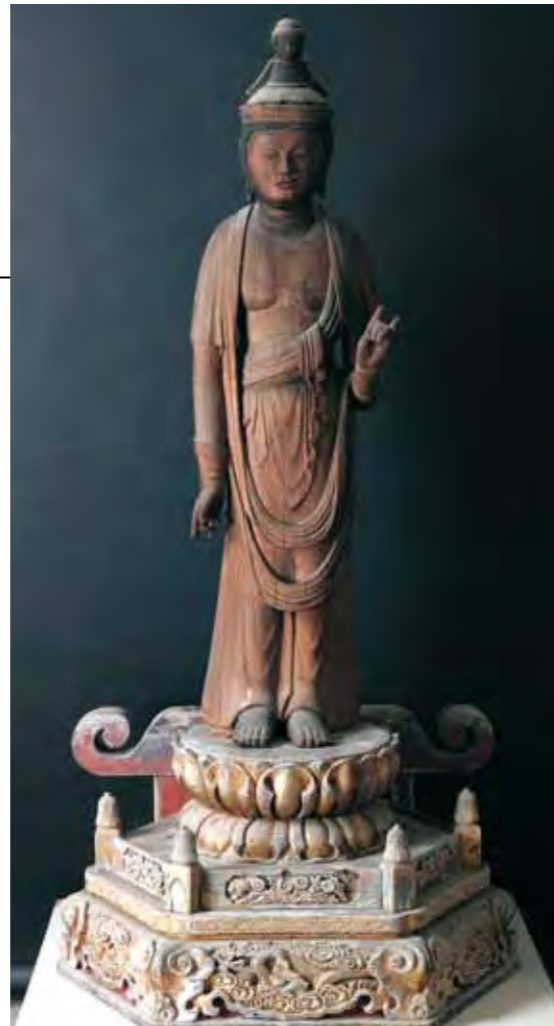
一関の文化財

14 県指定有形文化財 木造十一面観音立像

所在地 花泉町老松字水沢屋敷
年代 平安時代
所有・管理者 大祥寺
指定年月日 昭和29年4月5日

この十一面観音立像は、像高166.6cm、カヤ材の一木造で、左手先と両足先は欠損していましたが、昭和39年に京都国宝修理所において補修がなされました。現在は、頭上の化仏も頂上面以外はなくなっていますが、全体として比較的完全な形で残る、素地で表された12世紀の作です。

寺伝によると、この尊像は関東から下り流郷峠村菟明館主となった寺崎下野守一族の守護仏だったとされ、鳥羽・崇徳帝(1107~1141)の頃に創設されたといわれる「奥州三十三霊場」の大祥寺の前身である「岡寺十七番札所」の観音でもあることから、当地方の信仰を知るうえで貴重な資料です。



15 県指定有形文化財 銅造菩薩立像

所在地 千厩町奥玉字林ノ沢
年代 奈良~平安時代
所有・管理者 個人(非公開)
指定年月日 昭和29年4月5日

8~9世紀頃の製作が考えられる小金銅仏で、東北地方では各県に古代の小金銅仏が残っていますが、県内ではこの他に盛岡市源勝寺の聖観音立像が知られるのみです。

当文化財は銅製で、胴内は中空となっており、外観は当初金鍍金で施されていたものが、焼けたことにより銅が現れたものであることがわかります。この像の最大の特徴は、東北に残る小金銅仏の多くの例が白鳳様式の影響を強く示すのに対して、宝冠、腕輪、胸飾りや、より張りの強い形といった藤原様式が随所に見られるところであり、まれに見る古態を示す類例の少ない小金銅仏として貴重です。



東北歴史博物館撮影

16 県指定有形文化財 木造聖観音立像

所在地 一関市中里字大平山
年代 平安時代
所有・管理者 永泉寺
指定年月日 昭和29年4月5日

永泉寺は、寺伝によれば仁和3年(887)慈覚大師法孫・慈静和尚の開基にして、寛甫山(かんぼざん)観自在院と称したとされ、その後天和2年(1682)大阿闍梨祐賢がこれを中興したといわれています。また安永風土記では、寛永年間(1624~1644)に、伊達政宗の家臣である矢野目伊兵衛が開基したともあり、矢野目伊兵衛が再興して、永泉寺と改めたものとも推察されますが、正徳4年(1714)には、中尊寺の末寺になっています。

永泉寺の本尊仏であるこの聖観音立像は、像高168.7cm、ケヤキ材の一木造で、もとは彩色されていましたが、今は素木(しらき)のようになっています。山字型の宝冠をつけ上半身裸で、細幅の天衣をまとい、右手は願印、左手は契印(もとの持物は水瓶か)を示しています。肩の張りが強く、瘦身で、体の線が裸形に近い類例の少ない作品です。

平安前期の9~10世紀頃の仏像と見られ、当地方のみならず、本県における初期の仏教文化の流入を知るうえでも貴重な作品であるとともに、市内の配志和神社や儼草神社との関係も考えられる貴重な資料です。



17 県指定有形文化財 木造薬師如来立像

所在地 千厩町千厩字宮敷
年代 平安時代
所有・管理者 大光寺
指定年月日 昭和29年4月5日

本像は像高160.1cm、法衣をまとい、右肘を屈して掌を前にし、左手に薬壺をとり、両足を揃えて直立する薬師如来像です。構造は一木造・彫眼で、主体部は頭部から足元まで通した全面材に、別材の背面材を寄せ、それぞれ内刳りを施し、両側に肩を含む体側材を寄せており、袖先と薬壺を含む左手、両足先、裳裾左端は後補であることがわかります。

本像の彫刻上の特色は、如来に本来備わるべき巻貝状の頭髪である螺髪(らほつ)の表現がなく、衣のひだもほとんど彫られておらず、神像彫刻によく見られる技法が用いられています。また、法衣には赤く着色された痕跡が残り、裾には所々に色が抜けたように藤原時代の丸文様が残されています。赤外線で見ると蓮華のような花が描かれているほか、衣の下端や袖の内側部分には唐草模様も見られ、当初髪は墨色で身体は肌色、衣はベンガラ塗りに花文を描いた華麗な容姿であったと推察されます。

寺の前身は平安時代開創の天台宗真福寺と伝えられていますが、本像は神としての要素を色濃く残した平安後期の作であり、篤く崇敬された尊像と考えられます。



18 県指定有形文化財 木造薬師如来坐像

所在地 一関市字釣山
年代 平安時代
所有・管理者 願成寺
指定年月日 昭和31年7月25日

願成寺は奥州市水沢区に所在する正法寺の第2世、月泉和尚の弟子にあたる梅栄元香和尚によって、至徳2年(1385)に開山された古刹ですが、本像はその創立以前より薬師沢に所在した愛宕神社参道入口付近の薬師堂の境内に安置してあったといわれています。その後の寛政年間(1789~1801)には、別当が罪に問われて追放されたため、代わって釣山八幡社の別当文殊院がその職を兼務していましたが、明治5年の神仏分離令により、薬師堂と不動堂は撤去、堂内安置の不動明王像は薬師堂本尊の薬師如来坐像とともに白馬山願成寺に移されました。

本像は像高85.8cmの寄木造で、漆箔仕上げがなされ、昭和60年に花巻市の仏師により修復が行われました。その際に胎内より発見された墨書には、この像は慈覚大師によって造られたもので、天保14年(1843)に修理がなされたことが記載されていました。後世の修理により多少原形が損なわれているものの、柔和な面



相や均整のとれた体、それを包む流麗な衣紋など、平安後期の様式を呈している貴重な資料です。

19 県指定有形文化財 木造来迎阿弥陀及び菩薩像

所在地 東山町松川字町裏ノ上
年代 平安時代
所有・管理者 (財)二十五菩薩保存委員会
指定年月日 昭和31年7月25日

カツラ材を寄木造の漆箔で仕上げています。本尊の阿弥陀如来は像高109.1cm、結跏趺座の座禪を組み、来迎印を結んでいます。頭部は後補であるものの、体部は本格的な技法を持った仏師の作と考えられます。また、24を数える菩薩像群はいずれも一部が欠け、頭部はすべてありませんが、京仏師をうかがわせる造形力で、意匠的にも跪くもの、片膝を立てるもの、腰部を豊かな曲線で表現するものなど変化に富んで優れています。

この仏像群は、臨終に際し阿弥陀如来を中心に数多くの菩薩が現れて極楽浄土へ迎えるという来迎思想を彫刻で表現した平安後期(12世紀)の作で、国内でも類例は少なく、本県では貴重な一群です。

地域の人々に「二十五様」と親しみと崇敬の念を込めて呼ばれるこれらの像は、昭和40年に結成された保存会を中心に、現在でも地域の宝として大切に継承されています。



20 県指定有形文化財 木造聖観音立像

所在地 室根町折壁字八幡沖
年代 平安時代
所有・管理者 南流神社
指定年月日 昭和33年5月16日

室根支所の南100m程の木立に囲まれた一角に、方形造りの屋根を持つ南流神社が所在しています。社伝によれば、奈良時代の和銅3年(710)に室根山に棲む魔縁を退治した賀成王次四郎実盛の建立ともいわれます。明和7年(1770)の「奉再建東山下折壁村観世音御堂一字」という入仏願文が伝えられ、現在も堂内に浄財を献じた講中三百余人の名前が掲げられています。安永4年(1775)の風土記書出に「村鎮守観音堂、南向三間四面」と記されたこの社は、数百年来観音像を安置した仏堂でしたが、明治政府の神仏分離令によって、速玉男命(はやたまのおのみこと)を祭神とする神社とされました。

堂内には、古来秘仏として厳に開帳を禁じて密かに継承され、戦後先代の禰宜の英断により開帳された像高100.3cm、カヤ材の寄木造で、漆箔仕上げの聖観音像が所在します。頭体幹部は一材で、背面を内割りし背板をあて、両肩先、両手先、両足先を矧ぎ寄せています。左肘先は失われていますが、残存部分は原型のままとなっています。やや面長の本像は全体的に穏やかな作風を示し、華やかな天冠台の形式などから平安末



期(12世紀)頃の作とされており、室根山中腹の室根神社とともに信仰の歴史を物語っています。

21 県指定有形文化財 木造聖観音坐像

所在地 大東町洪民字小林
年代 平安時代
所有・管理者 東川院
指定年月日 昭和41年3月8日

東川院から約1km東の月山には、安永風土記によると藤原秀衡の開基とされる真言宗弥陀有頂山観音寺が所在していましたが、明治初期の廃仏毀釈により廃寺となりました。仏像や山門、鐘楼堂など一切が明治40年に東川院に移転安置され、本像もその伝世品のひとつとなっています。

同風土記において運慶の作と伝えられる本像は、像高113.7cmの寄木造で、漆箔で仕上げられています。光背は透かし彫りで、頂部に大日如来1体と飛天8体を配しています。台座は高さが約80cmの九重蓮華座で、台座の裏には「本願観音寺住、実名興範善意坊、重蓮花建立、寛文七丁未六月十七日、大原村和光院、牛石村明覚坊、建武五戊寅四月八日、聖観音坊、仏師滝知房」と記載されています。この記載により、寛文7年(1667)に修理が施され、建武5年(1338)に仏師の滝知房によって制作されたものとされてきましたが、最近の研究では墨書は台座のみで、造像年代は平安末期(12世紀)との見解が有力となっており、平泉文化との深い関連が推察されます。



22 県指定有形文化財

木造地藏菩薩半跏像

附 木造二天立像（多聞天立像・伝広目天立像）

所在地 花泉町金沢字大門沢
年代 平安末期～鎌倉初期
所有・管理者 大門地藏尊管理委員会
指定年月日 平成12年11月24日
(地藏菩薩半跏像)
平成14年5月14日(二天立像)

カツラ材の一木造、半丈六の半跏像です。左手に宝珠、右手に錫杖を持ち、左足を踏み下げて岩座に坐り、円形光背を背負った、堂々とした像容です。平安末期から鎌倉初期(12～13世紀)の作と考えられます。県内における地藏像の古例としては、八幡平市の聖福寺地藏立像と、中尊寺金色堂の六地藏立像が知られているものの、直径1m以上の巨木で造像したものは例がありません。推察される本像に比していずれも小像で中世以前の半丈六地藏像は、本県の造像史上注目すべき彫刻作品であり、また地藏信仰の古例として、本県の宗教史のうえでも重要な仏像です。

また、多聞天と伝広目天の二天立像はカツラ材の一木割刳造、平安後期(12世紀)の作です。両像とも重厚な造りで、動きに派手さはありませんが、力強さがみなぎっています。平安時代の等身の二天像は、奥州市水沢区の黒石寺の四天王像のほか、北上市立花、毘沙門堂の二天像、二戸市浄法寺町天台寺の二天像が知られていますが、大門神社の本像も平安後期に



おける二天像の遺例として貴重です。

これらの文化財が所在する大門の地は、平泉の南の大門跡という伝承があり、平泉文化との深い関係が示唆される注目すべき資料です。

23 県指定有形文化財

原本無刑録

所在地 大東町波民字伊勢堂
年代 江戸時代
所有・管理者 芦東山記念館
指定年月日 昭和40年3月19日

浪民出身の仙台藩の儒学者、芦東山(1696～1776)の著者である「無刑録」の自筆原本です。書名は中国の文献「書経」大禹謨の言葉「刑は刑無きを期す」に由来し、「刑罰は刑罰を用いる必要の無い社会を作り出すためのもの」という意味を持っています。刑本・刑官・刑法・刑具・流贖・赦宥・聽断・詳言獻・議避・和難・伸理・感召・欽恤・濫縦の14編からなり、中国の「書経」「礼記」などに散見する中国古来からの刑律をはじめ、「大学衍義補」など明代までの数多くの律文をまとめ、自己の意見を加えて編纂しています。享保6年(1721)東山26歳の時、江戸で室鳩巢の門下生となった際、鳩巢より刑律の書の編纂を依頼されたことが執筆の動機といわれています。

その後の元文3年(1738)東山43歳の時、仙台藩学問所の座列について進言したことにより処罰され、重臣の石母田長門に預けられ宮城県加美町宮崎及び栗原市高清水において24年間の幽閉生活を余儀なくされました。約20年の歳月をかけて、宝暦5年(1755)にほぼ現在の形に完成させました。



その主張の根源は、刑罰は見せしめや懲らしめであってはならず、更正させるための言わば教育刑でなければならないというもので、生前は刊行を許されることはありませんでした。没後101年目にあたる明治10年、その内容を評価した元老院議官の陸奥宗光らが中心となり、元老院より「無刑録」18巻として公刊されたものはこれを原本としています。

24 県指定有形文化財

金銅薬師如来像御正体

所在地 花泉町花泉字館前
年代 室町時代
所有・管理者 養寿寺
指定年月日 昭和38年12月24日

館前薬師堂の本尊であるこの懸仏は、円盤の中に薄肉彫りの仏像3体を鑄造したもので、背面に山形の耳を2個鑄出しています。表面外区右から「同本願右弾(禪)門大主/奉/■文明十三■八月一日」、内区右から「別当山伏千手/造立薬師 西岩井郡/一●大工清正/大旦那平●(藤カ)奈良坂道慶」と刻銘があり、文明13年(1481)の制作であることがわかります。

鶴峰薬師縁起書によると、「貞観3年(861)4月慈覚大師の造った薬師如来及び日光・月光・十二神将を鶴峰大明神の本尊としたが、正中年中(1324)焼失し、その後文政元年(1466)四月薬師堂建立、文明13年(1481)8月以後作成された」と伝わるものであり、仏像3体を鑄造した金銅製の懸仏は県内では珍しく、素朴な地方作の紀年銘資料として貴重なものです。



25 県指定有形文化財

懸仏(御正体)

所在地 花泉町油島字田郷多
年代 鎌倉時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和49年2月15日

懸仏とは古くは御正体とも呼ばれ、仏像や名号・神像を円盤状に表し、神社・仏寺の内陣に懸けたものです。この懸仏は白銅製の円形で、背面には梅花と2羽の雀が描かれていることから、梅花双雀鏡とも称されます。平安末期の鏡面に、聖観音を線刻した鎌倉時代の聖観音の種子と「敬白/弘安十年六月十五日/河神御正体一面」を蓮華座上に線刻したもので、中央の上辺には懸架用の孔が確認できます。

弘安10年(1287)銘は、本県在銘最古の鏡像であり、御正体銘を刻むものとしても最古のものです。川の神として祀った珍しい遺物であり、当地方の信仰を知ろううえで貴重な資料です。



26 県指定有形文化財 銅罌口

所在地 大東町鳥海字小山
年代 鎌倉時代
所有・管理者 興田神社
指定年月日 昭和49年2月15日

銅製両面式で裏面に鍍金を施し、表面の撞座には5弁の蓮華文が配されています。鑄出し銘には「元徳二年壬申三月一日/施主平重村」とあることから、施主は市内の個人が所蔵する系図に記載される元徳年間(1329~1331)頃の人で、鳥海村西館・柏木館主とも伝えられる平重村に一致します。制作年代については、元徳2年(1330)は4月28日に正慶と改元しており、壬申は元弘2年(1332)となることから、そのいずれかと推察されます。

法量は、肩線部径20.5cm、外区外側線径14.2cm、内区径5.6cmで、撞座には長年の打ちすぎによる破れがあるものの、意匠には鎌倉時代の図案が見られ、形式も古様を呈しており、本県現存の罌口としては最古の紀年銘を有する貴重な資料です。



27 県指定有形文化財 金銅製前立

所在地 大東町鳥海字小山
年代 南北朝時代
所有・管理者 興田神社
指定年月日 昭和59年5月1日

前立とは兜の鉢の頂上または前後につける飾りもので、鉞形、半月、日輪、月輪等の種類があります。興田神社に伝わる金銅製前立は、高さ70.0cm、最大張97.2cmで、銅板全面に鍍金を施した左右対称の2枚の角形を、立会雲を唐草風に毛彫りされた中央部受座金具に挿入固定した半月形を呈しています。

社伝によると、前九年の合戦の戦勝を謝して源頼義が安部貞任着用の前立を奉納した、あるいは天正18年(1590)に和賀氏が落居の際に当社に奉納したものと伝えられていますが、調査により南北朝時代の作であることが判明しています。

同時代のものとしては愛媛県大山祇神社の高さ77cmに匹敵する貴重なものですが、これほど大きなものは実用的ではなく、奉納品として調えられたと推察されます。



28 県指定有形文化財 石塔婆(建長の碑)

所在地 川崎町門崎字石蔵
年代 鎌倉時代(建長8年:1256)
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和50年3月4日

石塔婆とは死者の冥福を願うために建てられた石造の卒塔婆のことです。鎌倉から室町時代に数多く造られ板碑とも呼ばれており、川崎町門崎字石蔵の最明寺内には、建長8年(1256)に建立された石塔婆が所在します。

この石塔婆は粘板岩製の双式碑で、向かって右の碑は地上からの高さが115cm、金剛界大日如来の種子の下に「建長八年丙辰二月廿九日」、左の碑は高さ97cm、胎藏界大日如来の種子の下に「右志者為父母二親也」の銘文がそれぞれ刻まれています。

東北地方における石塔婆としては、福島県の建長2年(1250)、同4年(1252)、同5年(1253)に次ぐもので県内では最も古く、鎌倉時代の庶民信仰を知るうえで貴重な資料です。



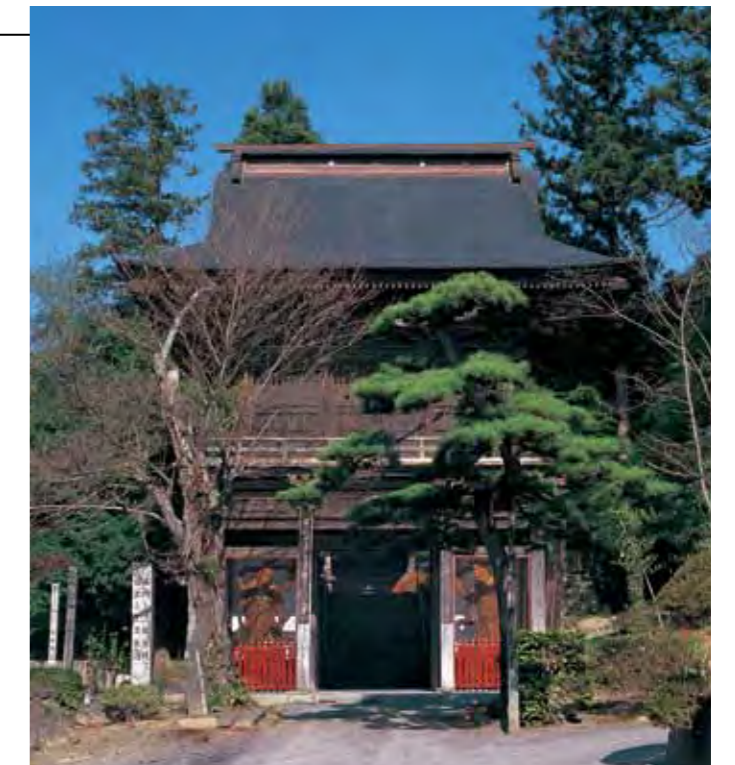
29 県指定有形文化財 宝持院山門

所在地 花泉町金沢字大柳
年代 江戸時代(宝永8年:1711)
所有・管理者 宝持院
指定年月日 昭和49年2月15日

木造素木造の山門で、三間一戸、八脚門の楼門形式です。入母屋造の屋根までの高さは11.2mあり、以前は柿葺(こけらぶき)でしたが、昭和57年に銅板葺きとなりました。

1階は間口約6.2m、奥行約4.5m、中央の間の本柱2本のみが円柱で、他は角柱となっており、中央通路の両側には阿吽の金剛力士像が安置されています。2階は間口5.3m、奥行3.5m、正面三間、側面二間ですべて円柱です。正面中央の間(ま)に3枚、その左右の間にそれぞれ2枚の引違い棧唐戸を付けています。四周に高欄付きの回廊がめぐり、室内には十六羅漢像が祀られています。

2階軒下に掲げられている扁額「稲荷山」の裏面に「宝永八年卯四月、達堂代建之」の陰刻があり、宝永8年(1711)に第11世達堂和尚の代に建築されたものであることがわかり、これは県内でも最古の例に属しています。県内における楼門形式の建築遺構が希少ななかで、典型的な江戸中期の様式的手法を示しており、その建築年代が明確な遺構として貴重です。



30 県指定有形文化財

保性院廟厨子

所在地 一関市字台町
年代 江戸時代
所有・管理者 祥雲寺
指定年月日 昭和59年5月1日

保性院とは伊達政宗の十男である一関藩主伊達兵部宗勝の母で、宗勝は寛文9年(1669)に逝去した保性院を自身が開基した豊谷寺に葬り、建てた廟宇の中に母像を安置して篤く供養しました。その後、文政10年(1827)3月に豊谷寺は火災に遭い、明治維新に際し廃寺となりましたが、この廟は同じ臨済宗派に属する祥雲寺に納められました。

本廟は一間四面、木造、単層、入母屋造で本瓦形板葺き、妻入りで前面に軒唐破風を付けており、その内部には保性院の坐像を安置しています。装飾技法や壁面画法など一面に桃山様式の系譜を感じさせつつも、華麗さの中に江戸初期の洗練された気品をうかがい知ることのできる秀作で、霊廟関係建築を知るうえで貴重な遺構です。



31 県指定有形文化財

旧鈴木家住宅

所在地 巖美町字沖野々
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市・巖美公民館
指定年月日 昭和59年5月1日

もとは舞川字折ノ口に所在していた旧鈴木家住宅は、昭和51年に旧一関市が寄付を受け、昭和54年に現在地に解体移築し、建築当初の形態に復元した建物です。

寄棟茅葺きで桁行16.0m、梁間9.1mの中型規模の直屋形式の民家で、壁の多い閉鎖的な家構えであるとともに、うしもち柱など孤立柱による素朴な架構を示しています。周囲の柱と4本の独立柱は自然の曲がり木を用い、四室の仕切りは角柱を立て手斧仕上げの「かのこ」建で、壁はすべて土壁として外側に大壁を塗り、台所・土間と四室には天井がなく屋根裏のさす組がよく見通せます。

建築年代は18世紀を下らず、旧仙台藩領北部地方の古民家に広く見られる食い違い4間取り型民家形式の中で、原形に近い形を有しており、当地方における江戸初期にかけての農家形態を知るうえで貴重な遺構です。



32 県指定有形文化財

八幡神社本殿

所在地 千厩町千厩字北ノ沢
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 平成2年5月1日

この八幡神社本殿は、明治33年に、町内の松沢にあった白山神社の本殿を移築して、当八幡神社本殿として転用したものです。安永風土記書出によると、白山神社は古い社殿が文禄年間(1592~1596)に焼失し、その後寛文3年(1663)に再興されたとあります。軒先の不朽が甚だしく、新材による補修の跡もみられるものの、総体に古式を遺した様式的に地方色の濃い作例で、虹梁中央の梵字からも本尊は十一面観音であることから、白山神社本殿であることが分かります。

現在、覆屋の中にある本殿は、桁行1.3m、梁間0.97m、高さ約3m、木造彩色の一間社で、板葺の屋根を有する流れ造です。向拝柱、身舎柱は円柱で、身舎の屋根と向拝の屋根が折れて接続する、折れ流れ造とも呼ぶべき変形流れ造で、一間社、流れ造に属する



ものの、形態的には変則的な社殿であり、また、向拝虹梁の木鼻は抽象化された獣頭状となり、向拝柱と身舎柱との繋虹梁は独特のアーチ状になるなど、細部装飾面にも多くの特徴がみられます。

建築年代は寛文3年の再興時のものと推定され、意匠的には地方色が強いものの、江戸初期の地方的作風を持つ遺構として貴重です。

33 県指定有形文化財

摺沢八幡神社本殿

所在地 大東町摺沢字八幡前
年代 江戸時代
所有・管理者 宗教法人 摺沢八幡神社
指定年月日 平成5年9月7日

摺沢八幡神社は、摺沢地区の鎮守で集落を見下ろせる高台に鎮座しています。創建は前九年の合戦の際、源頼義が八幡菩薩に戦勝を祈願し勝利を収め、社殿を建立したのが始まりとされています。また八幡神社概略によれば、寛永17年(1640)5月の造営で、貞享3年(1686)に再興され、その後の享保13年(1728)に内陣の一部に改修が行われています。

本殿は桁行三間(5.1m)、梁間二間(3.4m)の入母屋造で、平入りの社殿形態や海老虹梁、墓股の形状や木鼻の彫刻には地方的特色があり、虹梁類に施された渦文、若葉文、社殿内部の装飾など細部意匠には優れています。

昭和33年に屋根を茅葺きから瓦葺きに変更したものの、保存状態は全体的に良好で、江戸初期から中期に至る堅実な様式的手法の見られる遺構で、本県における神社本殿建築史上貴重な作例となっています。



34 県指定有形文化財 曾慶熊野神社本殿

所在地 大東町曾慶字西ノ沢
年代 江戸時代
所有・管理者 宗教法人 曾慶熊野神社
指定年月日 平成5年9月7日

曾慶熊野神社の起源は、養老2年(718)大野東人(おおのあずまひと)が国土安穩祈願のために、紀州熊野神を上曾慶熊ノ平に祀り、大同2年(807)6月15日に坂上田村麻呂将軍が蝦夷の余賊曾皆平定の神助を謝し、中居山に社殿を営み遷宮し、鬼伏山熊野神社と称されたこととされています。また直接的な資料を欠くものの、神社の記録によれば慶安2年(1649)12月27日に火災によって焼失し、その30年後の延宝7年(1679)9月に再興されたと伝えられます。

本殿は桁行1.79m、梁間1.98m、切妻造で妻入り栩葺きの建物で、虹梁に施された渦文、若葉文の手法など江戸初期の様式的な特徴を有しているため、社伝の延宝7年の建築は妥当と思われるほか、長い木鼻や大瓶束の形も良く、葺きの形状も珍しいものとなっています。



現在、覆屋の中にあるため保存状態は良好ですが、切妻造で妻入り、栩葺きは熊野神社形態としては異例で、本県のみならず全国的にも珍しく、建築史上貴重な遺構です。

35 県指定有形文化財 村上家住宅

所在地 千厩町小梨字不動
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 平成8年5月7日

村上家は、「搦道屋敷(からめどうやしき)」ともいわれ、正確な家系については不明ですが、その家構や主屋棟の規模・形状から推測すると、現在の屋敷については安永風土記に「五代相続、西風屋敷(ならいやしき)、清十郎、先祖村上平作」と記載される、近世初頭に土着した、小梨村の開発百姓として活躍した村上氏に系譜を持っているものと推察されます。

主屋は木造平屋建、礎石建、桁行9.5間、梁間6.5間、坪61.75坪、寄棟造の茅葺きで、棟上に切妻、前面せがい造りで、鉄板葺のにぐら破風を載せています。主にクリ材を使用し、土間中央妻壁際には手斧削りのうしもち柱が、また妻側前面と奥の入隅の位置に同じく手斧削り独立柱2本が立ち、豪快で素朴な架構の片鱗が見られます。

村上家住宅の建築年代については、これを具体的に示す資料は特にありませんが、その間取り形式等の面から18世紀末期の古民家とみることができます。一部に後世になってからの改修の跡がみられるものの、総体的にはその保存状態は極めて良好で、主屋



のほか、馬屋、厩、小屋等の付属施設についても、管理、保存状態が良く、そのことが由緒ある屋敷景観としての重要な構成要素となっています。

近世初頭にこの地に土着した、旧武士層の住宅に系譜を持つ村上家住宅は、旧仙台藩領の北辺地域に特徴的で、大型上層民家に典型的な間取り形状を有しており、建築文化史上さらには民家建築史上からも極めて価値の高い遺構群です。

36 県指定有形民俗文化財 大乘寺のオシラサマ

所在地 川崎町薄衣字上段
所有・管理者 聖徳山 大乘寺
指定年月日 平成20年11月7日

岩手県の民間信仰のひとつに、目の神、蚕の神、農業の神、馬の神としての「オシラサマ信仰」があります。オシラサマは、オシラボトケやオシラガミとも呼ばれ、長さ約30cm程度の桑や竹を芯として、それにオセンタクと呼ばれる布切れをまとった形をしています。布切れを頭からかぶせているものは「包頭型」、布の中央部に切れ目を入れ、そこから頭を出しているものは「貫頭型」として区別しています。

戦後、岩手県南や宮城県北の盲目の僧や巫女たちが結成した「大和宗」の人々によって建立された大乘寺には、平成20年現在で包頭型184体、貫頭型16体、合計で200体のオシラサマが奉納されています。ここに祀られるオシラサマは、口寄せをするオカミサマ(オガミサマ、イタコともいわれる)が祭具として用いたもので、



オカミサマの死後、粗末に扱うことのできなかったオシラサマが自然発生的に大乘寺に収められるようになったといわれており、東北地方で信仰された養蚕や農業の神様というものは性格を異にしています。

現在でも、オシラサマの祭日である10月16日には、僧侶や現在活動しているオカミサマたちが遠方より集まり、それぞれのオシラサマに赤い布を1枚着せて(コロモガエ)、大切に祀っており(アソバセル)、当地方の民間信仰の移り変わりを垣間見ることができる貴重な資料です。

37 県指定無形民俗文化財 舞川鹿子躍

所在地 一関市舞川
年代 江戸時代
所有・管理者 舞川鹿子躍保存会
指定年月日 平成9年5月2日

宮城県北・岩手県南地方に広く分布した民俗芸能に「行山流鹿子踊」がありますが、その元祖は宮城県本吉郡水戸辺村の伊藤伴内持遠の書き記した秘巻、3巻外に許状一枚等にこと細やかに記されています。これによれば、伴内が登米郡の領主伊達式部に仕えていた頃、仙台藩3代藩主綱宗が仙台御入部となり、登米領にてこの鹿子躍をご覧になり「驚山(ぎょうさん)」なる躍りと褒められ、藩主より九曜星の家紋・式部より輪違いの家紋の使用が許されたとき、以来躍りの装束にこのふたつの紋が使用されています。

行山流鹿子踊は、身につけた太鼓を自ら打ちながらその囃子に合わせて踊る太鼓系鹿子踊のひとつで、舞川鹿子躍はその代表的な踊組です。元禄13年(1700)に本吉郡平磯村(宮城県気仙沼市本吉町)の千葉平九郎から、当地相川村の吉田猪太郎に伝えられたことが始まりとされています。



舞川鹿子躍には、「行山流鹿子踊之由来」などの伝書とともに、8種類の演目を伝承していますが、県内においてこれほど多くの演目を有する踊組はまれであり、特に「土佐舞」や「海の門中」の伝承は特筆すべきものがあります。

38 県指定史跡 泥田廃寺跡

所在地 一関市山目字泥田
年代 平安時代
所有・管理者 厚生労働省
指定年月日 昭和29年4月5日

泥田廃寺跡が文献で取り上げられるのは、宝暦13年(1763)の風土記であり、これによれば「堂跡三ヶ所泥田山の内何の堂跡共申儀は相知不申候得共四方四五間宛にて于今(いまに)礎石相残往古よりの堂跡と申伝古瓦掘出し申儀も有之候処一向由緒等相知不申候」とあります。

昭和48年から昭和50年までの発掘調査によって、桁行五間・梁間四間の礎石建物が見つかり、内陣には須弥壇の東柱礎石も発見されました。このほかにも三間×三間の掘立柱建物や、規模は不明ながらも2棟の建物跡が確認されています。遺跡からは土師器や須恵器、鉄釘、銅製品、羽口、灰釉陶器などが出土し、付近からは丸瓦や軒平瓦が見つかり、平安時



代の遺跡であることを示しています。

この廃寺跡は平泉文化より100年ないし150年も古く、この地方の文化の発展に、大きな役割を果たしたと考えられており、北上市の国見山廃寺とともに県内においてはまれな遺跡であり、平泉前史を知るうえでも極めて重要な遺跡です。

39 県指定史跡 貝鳥貝塚

所在地 花泉町油島字貝鳥
年代 縄文時代
所有・管理者 個人 ほか
指定年月日 昭和41年3月8日

貝鳥貝塚は蝦島と呼ばれる小さな丘陵に位置する、縄文中期から弥生時代(約4500~2000年前)にかけて形成された遺跡です。昭和31年から昭和44年の4次にわたる発掘調査の結果、オオタニシ、ベンケイガニなどの淡水性と鹹水(かんすい)性の貝類や、イノシシやシカの鳥獣類、縄文中期から弥生時代の土器、装身具・骨角器類が出土し、さらに埋葬人骨など、当時の生活や環境を知るうえで貴重な資料が多数出土しました。

このうち埋葬人骨は縄文中期から晩期のもので、埋葬様式の明確なもの6体、埋葬様式の不明なもの9体の成人と、胎児3体を含む成人以前の人骨17体など、1956年調査で30体分、1957年調査で10数体分、1969年調査で32体分の人骨が見つかりました。



縄文時代の人々の生活痕が残る典型的な遺跡として、三陸沿岸部には多くの貝塚が分布していますが、数千年前の人骨がこれだけ多く見つかることは大変珍しく、同様の動物遺体とともに当時の生活や環境をうかがい知ることのできる遺跡として注目されます。

40 県指定天然記念物 コランダム産地

所在地 大東町鳥海字向前畑
所有・管理者 —
指定年月日 昭和40年3月19日

大東町の北部に位置する蓬萊山は、古来より多くの種類の岩石が存在し、江戸時代には金山として盛んに採掘されていたことが知られており、その東側斜面のごく狭い一部にコランダムが露出しています。コランダムとは、石灰岩と花崗閃緑岩の接触部が高温による変成作用を受けてフォルンフェルス(接触変成岩)となり、そのなかに六角形や板状結晶となって産出される鉱物で、別名「鋼玉」とも呼ばれ、最も硬いダイヤモンドに次ぐ非常に固い鉱物です。青色のものはサファイヤ、赤色のものはルビーと呼ばれる宝石として知られていますが、当地のものは黒色で小さいため宝石としての価値は有していません。

現在では、ダイヤモンドなどの鉱物と同様に合成が可能であり、宝石や研磨材などの工業用に用いられていますが、自然石として産出されるのは全国的にも類例が少ないことから、県の天然記念物として指定されました。



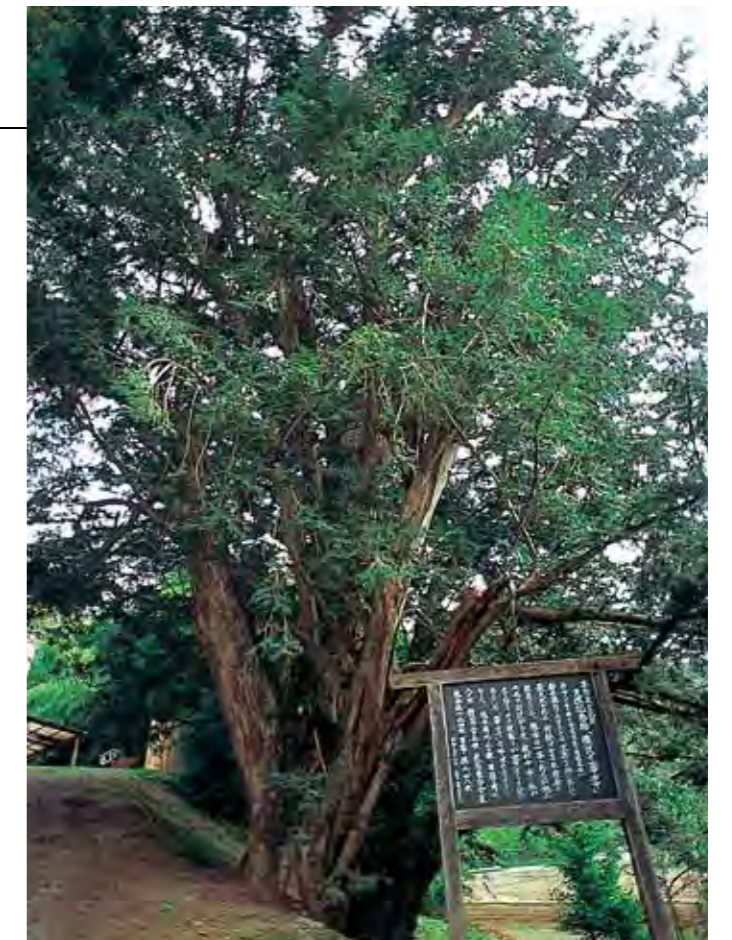
41 県指定天然記念物 猿沢の箒カヤ

所在地 大東町猿沢字伊沢田南沢
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和51年3月23日

イチイ科の常緑針葉樹であるカヤは、九州、四国、本州中南部に分布する暖地性の植物で、その天然分布の北限は岩手県の南端部一帯であり、川崎町や大船渡市、陸前高田市に点在しています。

カヤの成長は極めて遅いものの、その寿命は長く耐陰性が強いので、あまり日の当たらないところでも育ち、毎年大量の実をつけます。その実は油分を多く含み栄養価値も高いため、古くから農家では救荒植物として屋敷内に植えられることが多く、食用のみならず虫下しや喘息の薬としても用いられたとも伝えられています。

指定当時の樹高は約20m、目通周が約6.6m、樹齢が約600年と推定される雌株のカヤで、旧家の庭先にそびえています。根本は一本であるものの、地上2.5m付近で10本の枝に分かれている樹姿が特徴的であり、箒を連想させることから「ほうきがや」と呼ばれ、地域の人々に親しまれています。



42 県指定天然記念物
薄衣の笠松

所在地 川崎町薄衣字柏木
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和51年3月23日

アカマツの一種であるこの松は、その姿が典型的な笠の形をしていることから「笠マツ」と呼ばれており、3本の巨木とともにその周囲には6本の幼木も自生しています。この松の樹齢はおよそ600年以上と推定され、最大のもので根元径は約180cm、他の2本も約90cmあり、その樹形、樹勢ともに良好です。

この笠マツは、江戸時代に伊達領内の名木としても書き上げられており、当時の藩主が当地往還の際にこれを嘆賞し、笠松を居城である青葉城に移植するように命じましたが、家老の才知で「いかに天下比類ない名木といえども、路傍下の松故御館に移植することは如何か」との進言により、移植をとりやめた（見越した）



ことから、別名「見越の松」とも呼ばれています。

当文化財の周辺は「笠松公園」として整備されていますが、この由緒ある松を保存するため土地の所有者並びに地元の人々を中心となって「笠松保存会」を設立し、周辺環境整備を含めた維持管理に努め、現在でも地域の名木として大切に保存されています。

■市指定文化財

一関の文化財

43 市指定有形文化財 阿弥陀如来および脇侍像

所在地 一関市萩荘字中町
年代 室町時代
所有・管理者 西光寺
指定年月日 昭和51年6月1日

天文14年(1545)、黒沢城主であった豊前守初代繁道は、赤荻村要津院の第三世であった竹間洪器和尚を請うて西光寺を開基し、その際に自身は開基の大檀那となり奈良仏師の作とされる阿弥陀三尊を寄進したといわれています。さらに当寺に伝存する「黒沢豊前寄進状」によると、天正元年(1573)三代となる信道によって、本尊外の諸仏を永久に保護しようと、寺領3貫200文と宝刀31口を寄進したことも伝わっています。

この三尊は中尊が阿弥陀如来、脇侍像は観音菩薩と勢至菩薩で構成される、ヒノキの寄木造です。いずれも蓮華紋などを刻む六角台座に据えられ、光縁部に雲焔の浮き彫りを施した新舟形光背を有し、漆箔で仕上げられています。中尊光背裏には「天文十四年知且/但/釈迦牟尼仏(阿弥陀如来の誤り)/春日作」、台



座裏には「黒沢大檀公豊前守殿/一体」と朱書きされていることから、開基の伝承をうかがい知ることができます。

台座や光背が完全な形で保存される、室町時代の三尊一体の像は県内でも類例が少なく、当地方の信仰を知るうえで貴重な資料です。

44 市指定有形文化財 金剛力士仁王像

所在地 一関市舞川字大平
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和51年6月1日

かつては吉祥山東城寺(現在の舞草神社)の仁王門(舞草神社の随神門)に、本尊である聖観音像の守護仏として安置されていた二体の仁王像は、明治初期の廃仏毀釈により小戸屋敷の屋号を有する別当宅の仮観音堂に移され、以後大切にされてきました。本像の制作は文化8年(1811)で、像高はともに227cmの寄木造で朱塗仕上げの巨像となっています。上半身は裸で、下半身には裳をまとい、天衣を後頭部から全面に回して、左手には金剛杵を持ち、特に腹部の張り出しは江戸末期の特色を呈しています。

作者は東磐井郡浪民の出身の芦正太郎で、天明7年(1787)京都において慶派の仏師康祐について修業し、法眼(法橋)の地位を許された、仁王像を得意とする仏師で、仁和離宮の工事にも従事しました。晩年に帰郷し、舞草村の有志の熱心な願いを聞き入れ、制作しました。本像に合わせ、仁王門の上部彫刻の木鼻に唐獅子・龍・前側面の虹梁木鼻に籠彫の牡丹、虹梁表面浮彫には牡丹菊、ぶどう唐草のほか波もみじなど数多くの彫刻も施しました。



当地方の各地に残された正太郎の作品でも屈指の力作であり、この地にゆかりのある人物が制作した美術品としてのみならず、当地方の信仰を知るうえでも貴重な資料です。

45 市指定有形文化財 十一面観音立像

所在地 大東町浪民字小林
年代 不祥
所有・管理者 東川院
指定年月日 昭和58年2月25日

弘法大師の作と伝わる十一面観音立像は、大東町浪民字竹町に所在した創建年代不明の天台宗花山寺に伝わる高さ47cm、重量7.8kgの鉄製観音像で、高さ17cmの木製台座に差し込まれています。左手には水瓶を持ち、右手は欠損し、鑄造したとき型から大きくはみ出した鉄が削られずに残る、荒々しい作風となっています。

花山寺は後年に砂鉄川を渡った対岸の日向に移った後、永正17年(1520)に曹洞宗金谷山長寿寺となり、本像も三間四面の観音堂に大切に安置されていました。その後、長寿寺は廃仏毀釈によって廃寺となり、本像は風雨に晒され土に埋もれかけていましたが、明治30年(1897)に長寿寺は曹洞宗金谷稲荷山東川院に統合され、この像は東川院に安置されることとなりました。

浪民地域には金山という地名や、砂鉄が採掘された砂鉄川が流れていることから、鉄との関連性ととも当地域の信仰を知るうえでも貴重な資料です。



46 市指定有形文化財 伝水月観音立像

所在地 花泉町金沢字大門沢
年代 平安時代
所有・管理者 大門地蔵尊管理委員会
指定年月日 昭和61年3月28日

髻を結って天衣をつけ、両手を腕前で拱手し、両袂が垂れ下がったように裳を折り返し、蓮華座の上にはほぼ直立する一本造の菩薩像とされています。全体的に傷みが激しく、両肘の欠損により細部がうかがえないものの、蓮華の花を持った聖観音像であったとも推察され、全体の様式などから平安後期の藤原様式の作と考えられます。

伝承によれば、雨乞いの際にこの像に水をかけて祈願したともいわれおり、顔面及び肘より前部は近世以降に補修したもので、遺存状態は決してよくないものの、平泉文化に関連する仏像として貴重な資料です。



47 市指定有形文化財
木造不動明王坐像

所在地 一関市字釣山
年代 鎌倉時代
所有・管理者 願成寺
指定年月日 昭和61年7月1日

愛宕神社参道付近の薬師堂境内に所在した不動堂に安置していた本像は、明治5年の神仏分離令により不動堂が撤去されたため、薬師堂本尊の薬師如来坐像とともに、白馬山願成寺に移されました。

本像は像高151cm、カツラの寄木造で、全面に布を張り、朱漆の上に黒漆塗りの跡が見受けられます。昭和60年に花巻市の仏師によって修復が行われましたが、その際に発見された胎内銘には、この像は慈覚大師によって造られたもので、天保14年(1843)8月に仏師関山中尊寺歆喜坊澄英により修復され、塗師である金森惣之助が塗り直したことが記載されていました。

本像は胸のふくらみや膝衣紋など鎌倉初期の様相を呈しており、手にはそれぞれ剣と罽索を持ち、左右の牙は上を向き、両眼を見開いた忿怒の姿は、煩惱を抱える衆生をも力づくで救う仏そのもので、当地方の信仰を知るうえで貴重な資料です。



48 市指定有形文化財
木造十一面観音立像

所在地 千厩町奥玉字林ノ沢
年代 平安時代
所有・管理者 桜森神社
指定年月日 平成5年2月24日

林ノ沢観音堂の本尊である十一面観音立像は、一木造で、内刳は施しておりません。全身が焼損によって損なわれているために、細部について知ることができなくなっているものの、全体の穏やかな様子から、平安後期の中央の様式を受け継いだものが基本になっていることを、現在でも辛うじてうかがい知ることができます。

像容は頭部に髪を結び、現状では欠損しているものの髻頂上には仏面をつけ、天冠台上に菩薩面をつけるものと推察されます。三道を彫出し、膝のあたりに天衣の廻る跡らしいものが見えることから、天衣は肩を覆い、上帛を着けており、左手は屈して、右手は垂下していたようであり、腰下には裳(裾)を着けていたとみられます。

11世紀頃の制作と考えられる本像が、焼け爛れた姿であっても大切に保存されてきた意味は、仏教彫刻として以上に、信仰上重要な意味を持つと考えられます。



49 市指定有形文化財
木造十一面観音立像

所在地 千厩町奥玉字林ノ沢
年代 江戸時代
所有・管理者 桜森神社
指定年月日 平成5年2月24日

垂下した右手に錫杖を持ち、左手を屈臂して未敷蓮華(つぼみ)を持つ長谷観音の形式で、縁起にその尊容を写したとあることから、焼損前の本尊像にならったものとみられます。体部はホオノキと思われる一木造で内刳りがなく、首は差込みとなっています。左腕は欠失し、両腕の肘から先は別材となっており、彩色の跡が残されています。地髪上に山形冠をつけ如来を表すものの、髻並びに化仏を欠失しており、ほぞ穴を頭上左右に5個ずつ残し、白豪、三道はなく、耳朶不環となっています。

享保9年(1724)、本像が所在する林ノ沢観音堂は火災により全焼し、観音堂の本尊である十一面観音立像も焼損したため、本像はその代わり、あるいはお前立てとして造像されたものと推察されます。

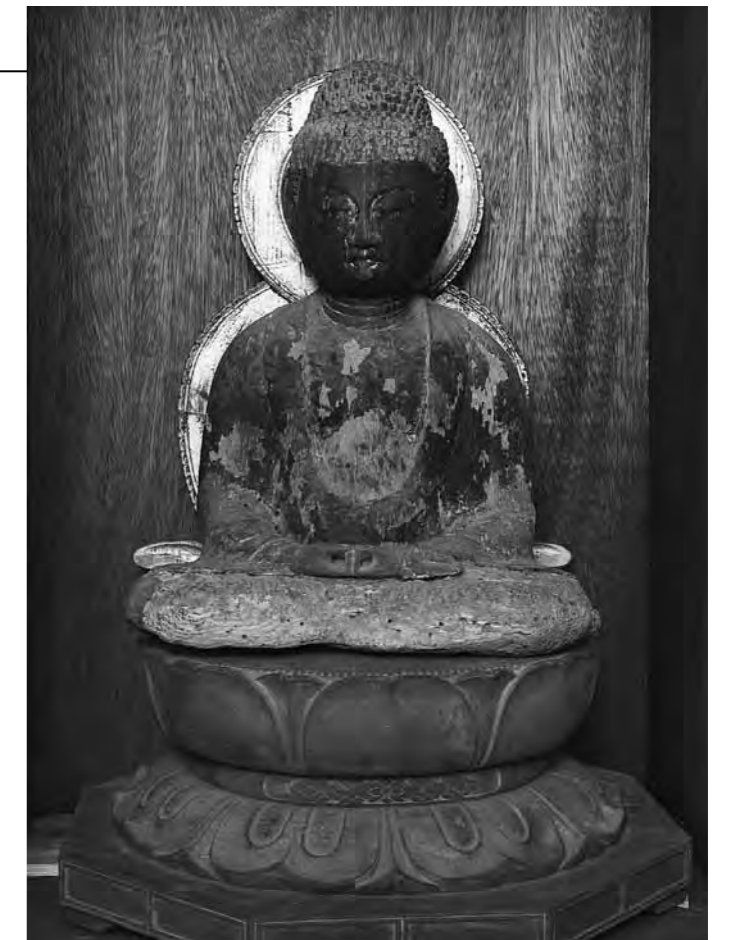


50 市指定有形文化財
木造阿弥陀如来坐像

所在地 千厩町奥玉字林ノ沢
年代 平安時代
所有・管理者 桜森神社
指定年月日 平成5年2月24日

構造は頭体部を一材から彫出し、両脚部を横一材で作り結び付け、内刳は施さず、現在は後補である二重円相の光背と四重の蓮華坐を有しています。像容は肉髻を作り、螺髪を彫出し、大衣を着けて定印を結び、螺髪を小さく刻み、穏やかな顔つきを呈しています。大衣を通肩に懸けるように見える点は、如来像の大衣の懸け方についての理解不足がうかがわれるものの、全体の穏やかな様子や両脚部を薄く作っている部分からは、中央の11世紀後半以降の様式をよく学んでいることを示しており、像容の特色から平安後期にあたる12世紀の造像が考えられます。

北東北における阿弥陀像の造像並びに、定印の阿弥陀の造像は明らかな造像例としては12世紀を遡ることが困難であることから、奥州藤原氏とこの造像の結び付きは定かではないものの、11世紀末頃からの北東北における阿弥陀信仰の顕著な資料としてのみならず、当地方の信仰を知るうえでも重要な資料です。



51 市指定有形文化財

木造菩薩立像

所在地 千厩町奥玉字林ノ沢
年代 不祥
所有・管理者 桜森神社
指定年月日 平成5年2月24日

寄木造の頭部を欠く菩薩立像で、ヒノキと思われる前後二材矧ぎで内割りをし、ともに欠失している両腕及び両足先を別材で寄せ、紙下地彩色を施しています。天衣、上帛をつけ、裳を両脇からたくし上げて折り返し、腰紐の下段をのぞかせており、ボリューム感のある体形や裳裾の折りたたみ、衣褶などに古様が感じられる仏像です。

胎内腰部に棚があることから、納入品があったと推察されますが現存しておらず、頭部を失っているのが惜しまれます。



52 市指定有形文化財

石造三十三観音

所在地 室根町折壁字室根山
年代 江戸時代
所有・管理者 室根神社
指定年月日 平成10年12月25日

北上高地の南端、市の東部にそびえる室根山は、古代から信仰の山として崇拝されており、その8合目付近に鎮座する室根神社本宮・新宮の境内西側に、これらの石仏群は安置されています。三十三観音とは、法華経に説かれるように、観音菩薩があまねく衆生を救うために変化(へんげ)した三十三の観音の姿であるといわれ、日本においてその信仰は近世になり庶民の間に広まったとされています。

これらの観音像はいずれも彫りが深く、力強さを感じさせます。傍らの石塔には安永5年(1776)9月奉納の文字と併せて、願主「松壽院」以下35人の名前も刻まれており、その中には石仏を制作したと考えられる仙台の石工2名も含まれています。昭和59年に旧室根村教育委員会から発刊された「室根三十三観音」によると、これらの石仏群の蓮台下から光背頂までの高さは69.0~80.5cmで、一体を除いて舟形の光背が彫られています。また、本来含まれる三十三観音に代わり、8



体が天台・真言六観音と子安観音に入れ替わって構成されていることもわかりました。

当地方の信仰を知るうえで貴重な文化財です。

53 市指定有形文化財

石仏三十三観音像

所在地 千厩町磐清水字荻生田
年代 江戸時代
所有・管理者 永澤寺
指定年月日 平成12年3月29日



永澤寺本堂には、江戸中期の享保年間(1716~1736)の作と伝えられる石造の三十三観音像が安置されています。これらの高さは59.7~64.2cm、幅は24.7~28.8cm、厚さは11.0~20.4cm、いずれも石灰岩前面の縁を面取りして平滑に仕上げ、観音像を浮き彫りにしています。形状は舟形で彫りは薄肉彫り、朱・緑青・金を用いて鮮やかに彩色された楊柳観音や龍頭観音をはじめとした多様な観音で構成されています。

美術的な面でも石彫彩色仏として貴重なものであるとともに、江戸中期に日本に広まったとされる三十三観音信仰が、当地方にも息づいていたことをうかがい知ることができます。

54 市指定有形文化財

木造阿弥陀如来像

所在地 川崎町薄衣字畑の沢
年代 鎌倉時代
所有・管理者 宗教法人 安養寺
指定年月日 平成16年11月1日

安養寺から300mほど離れた、地元では古くから「玄光」と呼ばれていた小高い丘の上に、その前身である天台宗玄光寺があったと考えられています。宗派の争いにより焼失したと言われている玄光寺は、観応年間(1350~1352)に曹洞宗と改め安養寺を建立した、あるいは個人蔵の古文書によると正和3年(1314)とも伝えられますが、この像はその当時に本尊として安置されたものと推察されます。

本像は座高77.5cm、ヒノキの一木造で、彫眼、漆箔仕上げです。形状は肉髻を低く造り髪際にうねりをもた

せた作風は丁寧であり、鎌倉末期の仏像の特色をよく表しています。その形や全面の衣文を整理された波状に表すものは、鎌倉末期の金剛善光寺如来によくみられ、その系譜に連なる作として注目されます。

一般的に曹洞宗の本尊は釈迦牟尼如来(しゃかむににょらい)で、阿弥陀像は曹洞宗寺院の本尊としては異例であるため、玄光寺時代からの本尊と考えられますが、当地方の信仰を知るとともに、中世期から伝わる仏像として大変貴重な資料です。

55 市指定有形文化財
一関藩時の太鼓

所在地 一関市真柴字宮沢
年代 江戸時代
所有・管理者 長昌寺
指定年月日 昭和61年7月1日

「一関沿革史談」によると、貞享3年(1686)に一関藩主である田村建顕は、徳川幕府の老中であった阿部豊後守正武の内意の許可を得て、居館裏門東脇に太鼓楼を設置し、この年の7月1日より「昼夜十二時」を報じたとされています。これまでは昼と夜の12時に2回鳴らしたと解されていましたが、一関市博物館発行の「時の太鼓と城下町」によると、昼夜の九ツ(現在の12時頃)、八ツ(同2時頃)、七ツ(同4時頃)、六ツ(同6時頃)、五ツ(同8時頃)、四ツ(同10時頃)の12の各時刻にそれぞれ打鼓したものとされています。

また、「いちのせきの教育(旧版)」によると、太鼓は1本のケヤキから4台つくられ、そのうちの1台を「時の太鼓」とし、ほかは藩主の菩提寺である祥雲寺、延喜式内社の配志和神社、藩主の祈願寺であった長昌院(現在の長昌寺)の本寺である仙台市の孝勝寺に納められたとされます。現在、この長昌寺には「時の太鼓」として使わ



れた太鼓が残されており、胴内墨書や資料がないものの、伝承によれば太鼓の設置と同年とされています。

時の太鼓設置の古記録は見当たらないものの、「沼田文書」や「原田文書」には「時の太鼓櫓」杉屋根葺替えや、太鼓打者(足軽)に対する刑罰記録が見られます。俗謡に「一関に過ぎたるものは二つあり、時の太鼓と建部清庵」ともはやされた時の太鼓は、時報を告げる重要な役割を果たしてきたことが推察できる貴重な考古資料です。

56 市指定有形文化財
経壺

所在地 花泉町永井字薬師沢
年代 平安時代～鎌倉時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和51年3月13日

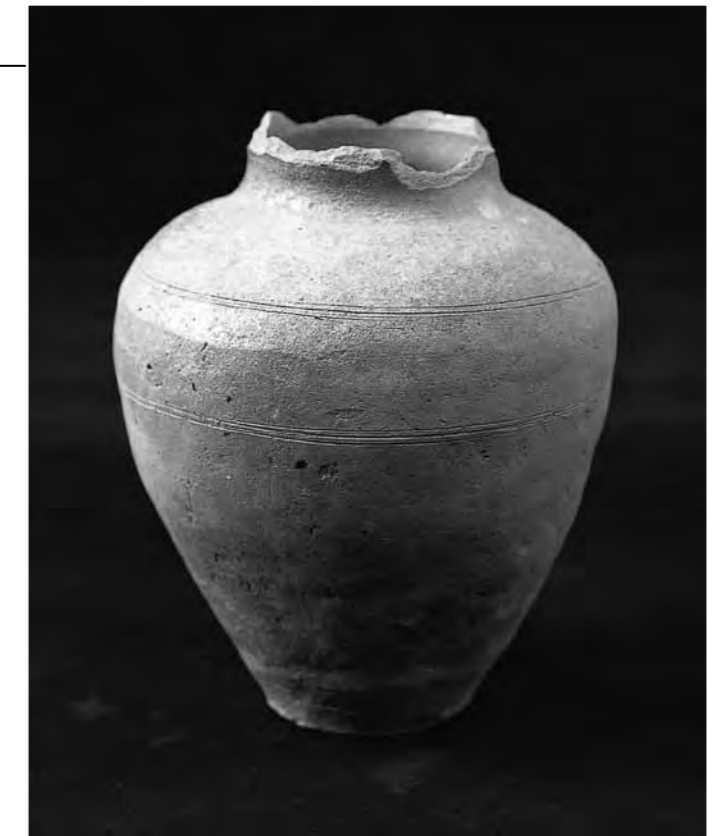
昭和29年2月、馬場山(高倉山)を開墾中に東の森経塚より発掘された常滑焼の壺です。文様はなく、3本の横廻線が刻まれ、自然釉がかかった灰色を呈し、鹿之畑経壺と同様に平安末期から鎌倉初期の作と考えられます。



57 市指定有形文化財
鹿之畑経壺

所在地 花泉町日形字中通
年代 平安時代～鎌倉時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和59年7月23日

大正10年頃、並んでいる2基の塚の南側から発掘された直後に同じ場所に埋め戻したものを、昭和45年頃に再び発掘した常滑焼の壺です。文様はなく、横廻線が2本刻まれており、全体に自然釉がかかった灰色を呈し、その様式などから平安末期から鎌倉初期の作と推察されます。



58 市指定有形文化財
金銅製経筒

所在地 大東町猿沢字地ノ神
年代 不詳
所有・管理者 龍泉寺
指定年月日 昭和62年5月1日

経筒は、経典を土中に埋納する経塚造営の際に、経典を納めるために用いる筒形の容器で、形状は小型の円筒形や宝珠形、六角宝塔形など多様で、陶製や石製のほか、金銅製や鉄製など金属製のものがあります。

昭和28年の秋に、龍泉寺の裏山を開墾した際に、それぞれ直径約4m、高さ約1mで、10m程の間隔で並列している経塚3基が発見されました。そのうち中央の経塚の頂部から約40cmの部分より、赤身を帯びた板石で蓋をした直径30cm程の石の鉢の内部に、紀年銘のある円筒形の経筒2合が外容器の中に並立した状態で発見されました。

紙本経のため経典は残存していないものの、経筒の銘文は造営時の事情や納めた経文について知ることのできる貴重な資料となっています。



59 市指定有形文化財

蕨手刀

所在地 大東町摺沢字八幡前
年代 平安時代
所有・管理者 宗教法人 摺沢八幡神社
指定年月日 昭和62年5月1日



蕨手刀は、握る部分(柄頭)の渦を巻くような特徴が、蕨の穂先と類似していることから名付けられた刀です。時代としては7世紀から9世紀頃で、東北地方を中心とした分布が確認されています。直線的な形状(直刀)を呈する初期の刀身は、次第に刀身が柄(つか)から上向きに反る形へと発達し、さらに時代が下ると柄に毛抜型の透かしの入る形状を持つものが存在します。このような直線的な刀身から反りの形状への変化は、「突く」から「切る」という刀の機能面の変化と理解することができます。

当地方の蕨手刀は、摺沢八幡神社と藤沢町黄海

において発見されていますが、昭和60年に発見されたこの蕨手刀は、全長58.5cm(うち、柄部分12cm)、幅3.8cmで、形状から平安初期の作と推察されます。全国で200点以上が確認される蕨手刀は、そのほとんどが古墳や遺跡からの出土品で、発見場所は北海道・東北地方に多く分布し、特に県内ではそのうち70点以上と突出しています。

古代東北の時代背景とあいまって、蕨手刀が作られた背景やこの地方のつながりのみならず、日本刀発展の経過を理解するうえでも注目される資料です。

【 一関藩の刀匠 一関士宗明 】

一関士宗明こと久保田宗明は初名を文吉、諱を充昌(みつまさ)といい、一関藩大小姓組に列する藩士でした。嘉永の頃、文吉は藩の命により江戸にのまり、桑名藩の刀工であった固山宗次(こやまむねつぐ)に入門し、23歳となる安政3年(1856)に免許を授けられ、師匠の一字をいただいて宗明と名乗りました。その後、一関に戻ると藩による宗明刀の所持奨励もあったことから精力的に作刀を続け、戊辰戦争のときには多くの藩士が宗明の刀を携えて戦場に向かったと伝えられます。

明治9年廢刀令の後、刀剣の需要が激減したため、晩年は農具の製作などで生業を立てていましたが、体の自由が利かなくなり鍛冶業を廃し、明治21年、58歳で他界しました。

宗明の作風は、総じて備前伝を得意とした師匠宗次の晩年の作風を色濃く受け継いでおり、藩の奨励もあったことから現在でも多くの刀剣類を目にすることができますが、そのうち数点が市の文化財に指定されています。

60 市指定有形文化財

刀 銘 一関士源宗明造 元治元甲子年八月吉日

所在地 一関市大町四丁目
年代 江戸末期(元治元年:1864)
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和59年6月1日

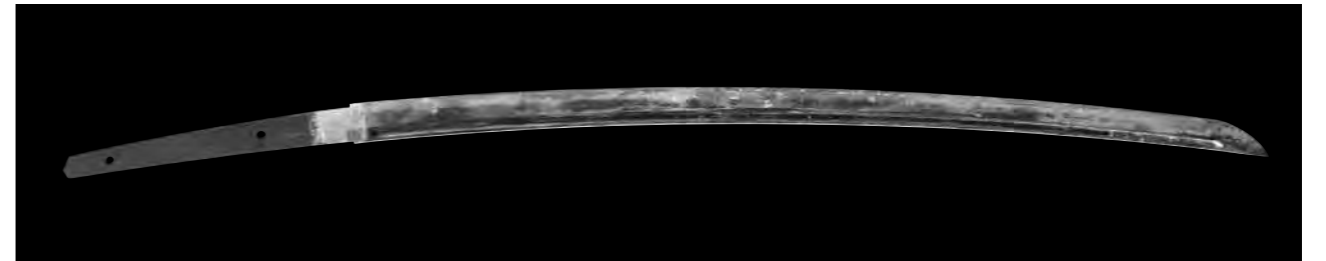
長さ71.5cm、反り1.8cm、鑄造り、庵棟、反り浅く身幅広い豪壮な姿。小板目詰んで精美な鍛えに、刃文は互の目に3,4ヶの丁字を規則的に連ね、横手で一度焼き込んで直ぐに小丸に返る。



61 市指定有形文化財

刀 銘 源宗明作 応八重柏富熙需

所在地 滝沢字鶴ヶ沢
年代 江戸末期
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和59年6月1日



長さ71.0cm、反り2.1cm、鑄造り、庵棟、反り浅めで身幅広くがっしりした体配で、よく詰んだ板目肌、頭の揃った丁字3~4ヶを一揃いにして連なった乱れ刃を焼く。

62 市指定有形文化財

太刀 銘 一関士宗明

所在地 一関市巖美町字沖野々
年代 江戸末期
所有・管理者 一関市博物館
指定年月日 昭和61年7月1日

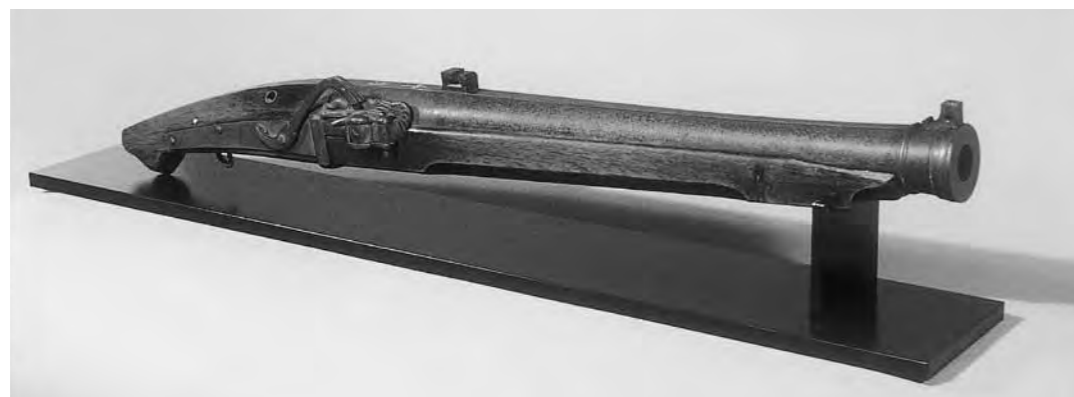


長さ74.0cm、反り2.0cm、鑄造り、三ツ棟、反り浅めで鑄地広めに重ね厚くガッシリした姿。鍛えは小板目詰む。刃文は直刃で匂口締まり心。

宗明自身が所持していた太刀で、明治9年の廢刀令に接した宗明は自宅内でこの太刀を振り回し、鋒が鴨居に突き刺さって折れたといういわれがあります。

6 市指定有形文化財
先込式大筒 銘 宗明
金象眼銘 雲月

所在地 一関市巖美町字沖野々
年代 江戸末期
所有・管理者 一関市博物館
指定年月日 昭和61年7月1日



全長91.3cm、口径2.7cm、重さは約11.0kg。大口徑の火縄銃で、点火器には真鍮で龍をあしらっています。重さ30匁(112.5g)の弾を発射する大筒であることから、三十匁筒とも通称されます。

「宗明」とあるところから刀工名を得た安政4年(1857)以降の作とわかりますが、刀剣以外の宗明銘の作として貴重な資料です。

64 市指定有形文化財
脇差 銘 宗明

所在地 一関市巖美町字沖野々
年代 江戸末期
所有・管理者 一関市博物館
指定年月日 昭和61年7月1日

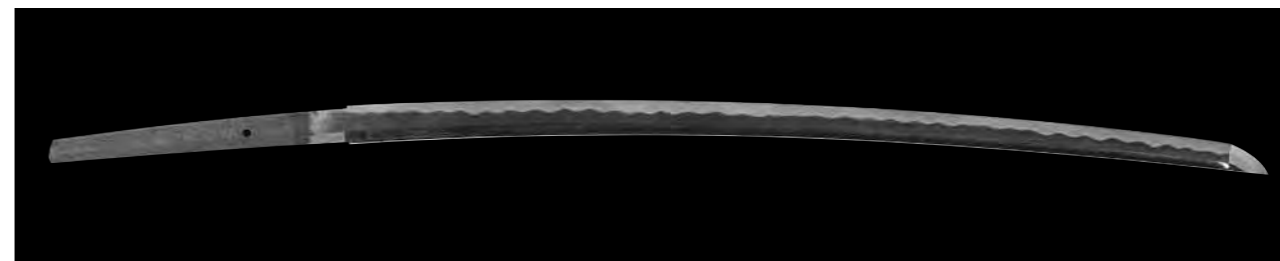


長さ1尺9寸9分1厘(60.3cm)、反り4寸5分(1.3cm)、鑄造り、庵棟、鑄幅広めに反り浅く、鍛えは小板目肌詰んで、刃文は直刃匂口締まる。

宗明の長男である武刀太が、日露戦争時に軍刀として持参したといういわれがあります。

6 市指定有形文化財
刀 銘 一関士宗明
元治元年八月日

所在地 一関市萩荘字館下
年代 江戸末期(元治元年:1864)
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和62年7月1日



長さ70.9cm、反り1.6cm、鑄造り、庵棟、反り浅く鍛えは板目肌詰む。刃文は連なった互の目に頭の揃った丁字を焼く。

66 市指定有形文化財
朱塗海老鞘巻拵および剣

所在地 一関市巖美町字沖野々
年代 拵 江戸時代、剣 室町時代以前
所有・管理者 個人(一関市博物館保管)
指定年月日 昭和62年7月1日



剣の長さ38.3cm、鍛えは板目肌流れ、柃がかり、総体に白化する。刃文は直刃に小互の目、尖り刃、喰違、二重刃交じる。拵は刻鞘朱漆塗。

一関藩主田村家の守り刀として代々継承されてきたもので、拵には家紋の車前草・卷龍・丸三引・菊・桐が散らされています。剣には車前草紋を意匠化した鍔(はばき)が使われています。

67 市指定有形文化財

脇指 銘 奥州一関武広安英

文化十四丁丑二月日 応及川房幹需以古伝造之

所在地 一関市地主町
年代 江戸末期(文化14年:1817)
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和59年6月1日



長さ70.9cm、反り1.6cm、鎗造り、庵棟、板目肌、直刃。

武広安英は一関藩士で、名工水心子正秀の下で作刀術を学び、師と弟子の往復書簡を书写していたものが文化9年(1812)に「刀剣武用論」として出版されたことで知られます。武広の在銘刀は非常に少なく、紀年銘のあるものは貴重です。

68 市指定有形文化財

太刀 銘 宝寿八月日

所在地 一関市桜木町
年代 南北町時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和61年7月1日



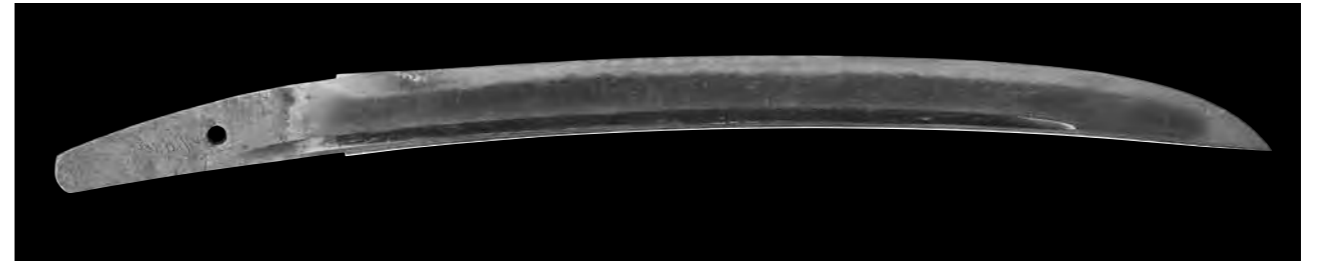
長さ76.8cm、反り2.5cm、鎗造り、庵棟、鍛えは大板目肌立ち、ところどころ緩杉かかる。刃文は直刃調に小湾れ。

宝寿は舞草鍛冶の一派で、平安末期から室町時代まで数代に亘って作刀しています。その初代となる文寿は源氏の宝刀「髭切り」の作者とされます。

69 市指定有形文化財

脇差 銘 兼則

所在地 一関市桜木町
年代 室町時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和61年7月1日



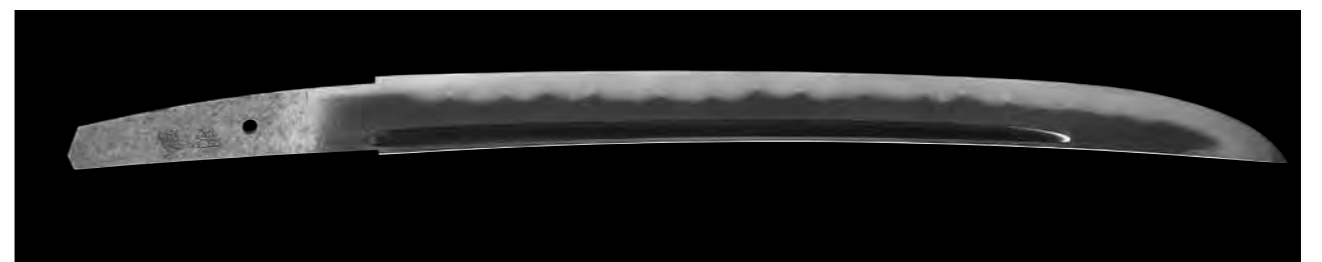
長さ33.4cm、反り0.9cm、平造り、庵棟、先反りのついた寸延びの短刀姿。鍛えは板目肌に白け映り立つ。刃文は尖った互の目に丁字乱れ、ところどころに飛び焼きが入る。

一関藩主田村家伝来の脇指で、白糸巻柄青微塵塗鞘拵が付属し五七桐紋と車前草紋入りの籠(はばき)が付けられています。

70 市指定有形文化財

脇差 銘 明弘

所在地 一関市巖美町字冲野々
年代 江戸末期(文化14年:1817)
所有・管理者 一関市博物館
指定年月日 昭和62年7月1日



長さ38.4cm、反り0.6cm、平造り、庵棟、重ね身幅ともにしっかりした豪壮な姿。鍛えは小板目詰んで精美。刃文は連なった互の目に3~4ヶの頭の揃った丁字を焼く。

作者の大山明弘は、一関藩士で通称を登之助といい、作刀を久保田宗明に学び、慶応年間(1865~1868)に免許を受けたといわれます。宗明門下第一の弟子で、作風は師に迫るものがあります。

71 市指定有形文化財

脇差 銘 奥州舞草友長

所在地 一関市巖美町字沖野々
年代 室町時代
所有・管理者 舞草神社(一関市博物館保管)
指定年月日 昭和59年6月1日



長さ58.2cm、反り1.1cm、鎚造り、庵棟、重ね薄く細身。板目肌立つ。

舞草神社が所有する舞草友長銘を持つ脇指です。

72 市指定有形文化財

刀 無銘 伝舞草

所在地 一関市巖美町字沖野々
年代 鎌倉末期
所有・管理者 個人(一関市博物館保管)
指定年月日 昭和62年7月1日



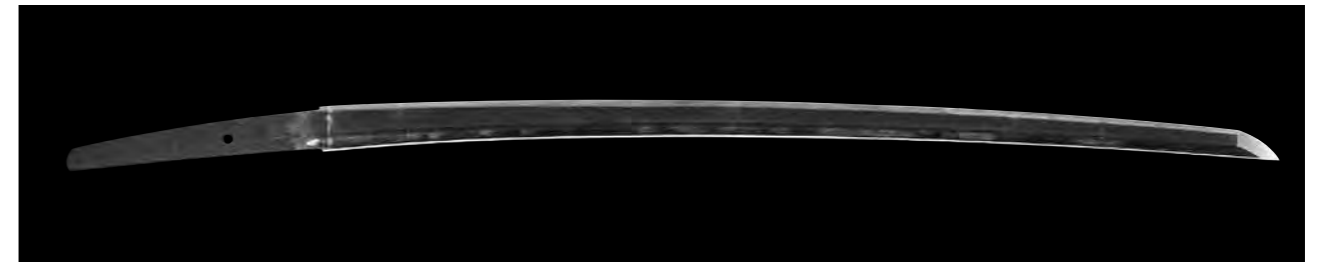
長さ77.4cm、反り2.4cm、鎚造り、庵棟、腰反りつく。鍛えは板目流れて杵がかり肌立つ。刃文は湾れに小乱れ、互の目交じり匂口うるむ。

73 市指定有形文化財

刀 銘 明雲齋盛壽 北村市蔵作

明治三十五年八月日 六十三

所在地 千厩町千厩字前田
年代 明治35年
所有・管理者 松沢神社
指定年月日 昭和62年3月24日



長さ67.8cm、反り1.3cm、鎚造り、庵棟、鍛えは表綾杉肌、裏は空目肌が詰む。刃文は直刃に互の目がわずかに交じり、匂本位となり眠い。

明雲齋盛壽(本名:北村市蔵)は、宮城県気仙沼市の

刀匠である一心齋盛武に師事した千厩出身の刀工で、現在知られている唯一の人物でもあります。本刀は当地域の刀匠史を知るうえで貴重な資料です。

74 市指定無形文化財(工芸技術)

日本刀製作技術

所在地 大東町大原字下鳥神
所有・管理者 個人(鉄山士 信吉)
指定年月日 平成7年5月31日

75 市指定有形民俗文化財(民俗技術)

菅原 平(刀匠鉄山士信吉)

所在地 大東町大原字下鳥神
所有・管理者 個人(鉄山士 信吉)
指定年月日 平成7年5月31日

刀匠鉄山士信吉氏(本名:菅原平)は、大正8年に大原村(大東町大原)に生まれ、昭和の初めに仙台の鍛冶屋に奉公し、約6年にわたって鉋・鎌・包丁などの刃物類の製作にあたりました。第二次世界大戦後に帰郷し、鍛冶業に従事しました。昭和40年には、宮城県松山町(宮城県大崎市松山町)の日本刀鍛錬所に入所、同県の無形文化財に指定された刀匠である8代目の法華三郎信房に師事して研鑽を積み、同52年11月30日に文化庁より刀剣製作者として承認を受け、刀匠となりました。

舞草鍛冶は、今の一関周辺で作刀を行っていた全国でも最も古い鍛冶集団のひとつとされ、彼らが生み出した舞草刀は平安時代に完成した日本刀の成立と



発展を語るうえで欠かすことのできない刀剣です。同氏はその「舞草刀」の復元に情熱を注いでいます。自ら木炭を焼き、砂鉄採取から鍛造、刀剣製作までの工程を独力でを行い、その伝統技法の復元を目指す取り組みから、平成4年に国立歴史民俗博物館が製鉄実験を行う際に、全国の刀匠の中から指名を受けた刀匠でもあります。

【 火縄銃 】

火縄銃が日本に上陸したのは、天文12年(1543)に種子島へ来航したポルトガル人が持参したものが初見とされ、以来日本においても研究改良が加えられ、各地に普及したとされます。

当地方では、宝永7年(1710)に黒沢五左衛門頼信が東条流大筒を小林権之助、阿部文五郎より伝授、享保15年(1730)頃には一関藩の4代藩主田村典頭が井上流を免許皆伝、この奥義を大槻源八郎安定に伝えています。特に4代藩主の典頭は、火縄銃の普及発展に意を用いたため、家臣たちが研鑽を積み、それぞれ流派を名乗るようになりました。

現在、市内には何名かの在銘作品が残されており、そのうち数点が市の指定文化財となっています。

76 市指定有形文化財 先込式火縄銃

所在地	一関市中央町二丁目	全身長138.0cm、銃身長100.0cm、口径1.4cm、「一
年代	江戸後期(文政9年:1826)	関臣 中村善左エ門貞善造 文政九年(1826)極月」の
所有・管理者	個人	刻銘が見受けられます。
指定年月日	昭和59年6月1日	



77 市指定有形文化財 先込式火縄銃

所在地	一関市青葉二丁目
年代	江戸末期(安政4年:1857)
所有・管理者	個人
指定年月日	昭和59年6月1日

全身長127.7cm、銃身長90.7cm、口径1.3cm、「応鈴木氏需以出雲鋼久保田源充正作之安政四年(1857)」の刻銘がありますが、久保田充正は一関藩士で刀工の久保田宗明その人です。

78 市指定有形文化財 先込式火縄銃

所在地	一関市萩荘字鹿鼻
年代	江戸時代
所有・管理者	個人
指定年月日	昭和59年6月1日



全身長120.0cm、銃身長84.5cm、口径1.7cm、「奥州一関住坂本善七郎源祐武作」の刻銘があります。

江戸中期以降、一関藩では坂本流銃術指南役を務めた人物が3名存在し、系列は不明であるもののその一族ではないかと考えられます。

79 市指定有形文化財 梵鐘

所在地	千厩町千厩字前田
年代	江戸時代
所有・管理者	松沢神社
指定年月日	昭和62年3月24日

各地に残る梵鐘により元禄(1688~1704)の頃より奥玉の鋳物師が活躍していたことを知ることができますが、この鋳物師たちは、佐野天明(栃木県佐野市)を中心に活躍した鋳物師の系譜であることも研究報告されています。

本梵鐘は高さ103.5cm、口径54.8cm、撞座2か所、乳4段4列、「白山光龍寺鑄鐘序并銘」から始まる銘文は池ノ間に刻字されています。銘文の最後には「別當代光龍寺現住清辨謹誌 施主小野寺太郎衛門静融 宝曆八戌寅年夏下旬 治工奥玉太田氏太兵衛時次」と刻まれており、宝曆8年(1758)に制作したものであることがわかります。

紀年銘のある奥玉の鋳物師の作品として、千厩地域で確認される最古のものであり、当地方の鋳物業史を知るうえでも貴重な資料です。



80 市指定有形文化財
大原八幡神社の梵鐘

所在地 大東町大原字中島
年代 江戸時代
所有・管理者 大原八幡神社
指定年月日 平成11年7月27日

大原八幡神社の梵鐘は、江戸中期の明和6年(1769)、八幡神社の別当寺であった八幡寺の二十一世鏡伝が中心となって勧進し、村里の人々の協力を得て気仙郡佐藤弥兵衛守信と太田四郎平光重により四代目の梵鐘として鑄造されたものです。

梵鐘には藩政時代に鹽竈神社の別当寺であった法蓮寺の老僧萬春の銘文が、一句四字、総計十六句からなる漢詩の形式で刻まれています。その内容により、大原の出生と伝えられる伊達吉村が特に崇敬したこと、最初の鐘は延宝3年(1675)の鑄造で、元禄11年(1698)、正徳3年(1713)、明和6年と鑄直された八幡寺の鐘であることなどを知ることができます。

第二次大戦中、軍の命令により、国内の神社や寺院の鐘も供出されることとなりましたが、この梵鐘は由緒ある名鐘として特例措置がとられ、供出されずに今日まで伝えられており、江戸時代における当地方の信仰とともに、鑄物業史を知ることのできる貴重な資料です。



81 市指定有形文化財
渋民観音寺の梵鐘

所在地 大東町渋民字小林
年代 江戸時代
所有・管理者 東川院
指定年月日 平成16年6月1日

大東町渋民字観音寺には、平泉の藤原秀衡によって建立されたと伝えられる真言宗の弥陀有頂山観音寺が所在していました。元々、その寺院に所在していたこの梵鐘は、破損により元禄9年(1696)、時の住職・法印興範和尚によって再鑄されました。安永風土記によると、このときの新しい鐘にも古鐘に書かれていた字を切り付けたと記されています。梵鐘の銘文によれば、摺沢1人、渋民8人の計9人の施主が刻まれており、鑄造者は千厩町奥玉の鑄物師、太田長左衛門安常であることがわかります。この観音寺は明治初期の廃仏毀釈で廃寺となり、山門や観音堂、鐘楼堂とともに、この梵鐘も東山院に引き取られることになりました。

その後、太平洋戦争中の昭和18年頃に供出されたため、現存しないと思われていましたが、近年になり東京都あきる野市の臨濟宗・普門寺に引き取られていたことが、同市在住の本田弘康氏のご尽力で判明し、平成14年4月4日、先方のご配慮により、東川院に帰院することとなりました。

千厩地域の松沢神社にも梵鐘が伝わっておりますが、当文化財も元禄(1688~1704)の頃より活躍した奥玉の鑄物師によるものであり、当地方の信仰とともに鑄物業史を知るうえでも貴重な資料です。



82 市指定有形文化財
梵鐘

所在地 川崎町門崎字館畑
年代 江戸時代
所有・管理者 宗教法人 常堅寺
指定年月日 平成16年11月1日

本梵鐘は高さ108.5cm、口径61.5cm、重さ375kgで、頂部から笠形、上帯・乳の間・池の間・中帯・草の間・駒の爪からなります。乳の間及び草の間は縦帯によって四区に区切られており、各乳の間には縦3箇、4列12箇の乳があります。

銘文によると、元禄10年(1697)第4代住職の各翁円逸和尚が古鐘を再鑄したものであり、仙台の鑄物師「早井弥三郎長次」の作であることがわかります。早井家は鑄物師頭として認められた家柄であり、「弥三郎長次」はその系譜に連なるものです。早井弥三郎長次製作の梵鐘は、本梵鐘のほか宮城県では2口確認されているのみであり、当地方や仙台藩の鑄金史を知るうえで貴重な文化財です。また鑄造の際、檀家の人達がお盆山盛りの砂金を混ぜて鑄造したとも伝えら



れており、そのため音色も非常に良く、戦時中の金属供出を免れたのは、その価値を知ったの檀信徒の好意からともいわれています。

83 市指定有形文化財
扁額「圓通」

所在地 千厩町奥玉字林ノ沢
年代 江戸時代
所有・管理者 桜森神社
指定年月日 平成5年2月24日

一関藩4代藩主である田村村隆(1737~1782)の揮毫で、林ノ沢観音堂内の内陣正面に掲げられています。元文2年(1737)に仙台藩主・伊達吉村の5男として仙台の青葉城に生まれた村隆は、寛保2年(1742)に伊達村倫の養子となりました。宝暦2年(1752)5月に田村村頭(村頭)の養子として田村家に入った後、宝暦5年(1755)、村頭の死去により後を継ぎました。

本額は、本造り、本体は黒漆塗で刻字は金泥文字、縁部には朱漆を塗り、裏面には「安永七年(1778)戊戌 九月十七日」「長勝寺中興 日杲」と刻字されています。「圓通」とは観音菩薩の別名で、観音菩薩は耳が良く(耳根圓通)速やかに救いを求める声を聞きつけられることによります。



「磐井郡東山北方中奥玉村風土記御用書出」、「磐井郡西岩井郷鬼死骸村書出」、「法花宗玉林山長勝庵書出」によれば、元文4年(1739)に中奥玉村から長勝寺の寺跡を鬼死骸村(一関市真柴)に移したことが記録されていることから、旧跡を称えるために藩主の額が奉納されたものと推察されます。

84 市指定有形文化財
馬一字額

所在地 大東町大原字勝膳
年代 江戸時代
所有・管理者 勝膳神社
指定年月日 平成17年9月2日

江戸中期の明和年間(1764~1772)に、馬・牛の売買・仲介をする商人である馬喰(ばくろう)の金野円助が、大原内野のたたら製鉄を行う製鉄所である炯屋に依頼し、地元の砂鉄を使用して鑄造させたものです。縦82cm、横56cmの板に鉄製の「馬」の字を固定して掲げ、当初は山間部などで輸送手段として不可欠な牛馬の安全祈願として自宅に祀り礼拝していたとされています。

後年の明治37年に、遠縁の孫にあたる金野宇太郎が、重厚そして雄渾な筆勢と赤黒い鉄の色は神前の額に相応しいとの考えから、軍馬の守護と戦勝を祈願して、馬の守護神として地域で崇拝されていた勝膳神社に奉納し、現在に至っています。

江戸時代の大原内野は、炯屋も多くあり盛況を極めたものの、文久山(大東町鳥海字安原地内)に西洋式溶鉱炉が開設されたことで、炯屋は全山が自然廃鉱となりました。当文化財は大原に栄えた砂鉄の製鉄や鑄造技術を物語る貴重な資料となっています。



85 市指定有形文化財
小山竹斎五歳の書

所在地 大東町沖田字八日町
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和58年2月25日

小山竹斎は天保2年(1831)築館村八日町(大東町沖田)に、八日町検断(けんだん)伊八郎の子として生まれました。3歳のときから祖父徳蔵に読書や書道を学び、その進歩は著しく、特に書道は並ぶ者がいなかったといわれています。このことが仙台藩第12代藩主の伊達斉邦の聞き及ぶところとなり、5歳の時、仙台城に御召を賜り御前揮毫の榮に浴し、数々の褒美と「東山」の号を賜りましたが、後に郷土の先哲である「芦東山」をはばかって竹斎と号しました。この書はそのときのもので「南山」と書かれており、非常に大胆にして伸びやかな書で、左下方に手印が捺されています。

竹斎はその後もますます書道に精進し、仙台藩の藩校である養賢堂で学問に励み、帰郷後は検断役のかたわら「竹斎塾」を開塾して教育の普及に努めました。明治5年の学制の公布後、明治6年沖田小学校(現在の興田小学校)開校に伴い初代校長に就任、教育者・書家・俳人として幾多の業績を残し、明治32年に60歳で没しました。



【 芦東山 — 人間愛と信念の生涯 — 】

芦東山(あしとうざん)は元禄9年(1696)仙台藩磐井郡東山洪民(一関市大東町洪民)に生まれました。幼いころから学問に励み、仙台藩儒学者として第5代藩主伊達綱村に仕えました。藩政に関する考えを上言(「七か条の上言」)し、元文2年(1737)には講堂座列に関する願書を出した結果、評定所より処罰され、元文3年(1738)から宝暦11年(1761)までの24年間加美郡宮崎(宮城県加美町)及び栗原郡高清水(宮城県栗原市)にて幽閉生活を送りました。その間、わが国の刑法思想の根本原理を論じた「無刑録」18巻を執筆、宝暦5年(1755)に完成させました。農家出身であった芦東山は、常に庶民・弱者の擁護を念頭に置いていました。幽閉中に記した「二十二か条の上言」などに見られる人間愛と儒者としての信念に基づいた卓越した識見には、時代を超えた真実が存在し、今なお私たち現代人に訴えかけてきます。

(芦東山記念館パンフレットより引用)

郷土の先哲である芦東山に関連する文化財のうち、市の指定文化財となっているものは、次のものがあります。

86 市指定文化財
芦東山書謙齋銘並叙

所在地 大東町洪民字伊勢堂
年代 江戸時代
所有・管理者 芦東山記念館
指定年月日 昭和48年11月3日

旧東山洪民村出身で仙台藩儒となった芦東山は、藩政改革を上申したものの受け入れられず、元文3年(1738)加美郡宮崎の石母田家へ蟄居を命じられ、24年間の幽閉生活を送りました。この謙齋銘並叙は、閉門を解かれて洪民村に帰郷後の明和4年(1767)、当時71歳であった東山が一関藩主の田村村隆の依頼を受けて自筆し、奉呈したものです。

謙齋銘並叙とは、若くして好学であった村隆の書齋を「謙齋」と名付けて、その銘を作るとともにその由来を叙したものです。その内容は「君子の間柄は“天地の道の教え”に則り、公が謙徳の美を發揮しこれを実行に移せば、臣は必ずや藩主を慕い、どんな難しい問題が起きても“謙”をもって行えば成し遂げられる。」というものであり、当地方の先人にゆかりの深い貴重な資料です。



【 当市と和算 】

和算とは、明治初期に西洋から入ってきた数学(洋算)と区別するための呼称で、6世紀半ば、朝鮮半島の百濟から伝来した中国数学が日本で独自の発展を遂げ、江戸中期に大成した日本古来の数学のことを指します。当地方においては関孝和の「関流」から始まり、一関藩の算術師範役であった千葉胤秀によってその隆盛をもたらしました。

算額とは、日本古来の数学である和算を学んだ人々が、木の板に数学の問題と答え及び術文を書き寺社に奉納した絵馬の一種で、17世紀中頃には全国で行われていたとされています。現在、県内に現存する算額は103面確認されており、そのうち半数以上の58面が市内に所在していることから、当地方は極めて和算が盛んであった地域であることをうかがい知ることができます。

87 市指定有形文化財
芦東山書孝経大儀

所在地 ー
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和48年11月3日

孝経大義とは、中国における元代(1305)から明代(1486)の儒者が著した「孝経」を一冊にまとめ、明暦3年(1657)に出版された書籍ですが、この資料の表紙と裏表紙には芦東山による添え書きがあり、その日付から表紙の添書は明和9年(1772)6月11日、裏表紙は安永2年(1773)9月1日に記されたものとわかります。さらに裏表紙の裏側には、天明7年(1787)の東海山人源鱗と、文化4年(1807)の関元龍による添え書きも見ることができます。

これらの添書には、「人たる道は孝が根本であり、国家有用の材になることが目的である」と説いており、孝経と忠経が必読の書であることを訴えています。また、芦東山が添書した原本は東山から郷内新四郎に届けられ、天明7年に東海山人源鱗と一関藩医であった衣関(きぬどめ)甫軒がこれを写し、原本は一関藩主の田村村隆に献上され、衣関甫軒の筆写本が文化4年以降、関元龍によって伝授された経緯もわかり、当地方の先人にゆかりの深い貴重な資料です。



88 市指定有形文化財
鎮護殿額と原書

所在地 室根町折壁字室根山
年代 明治時代
所有・管理者 室根神社
指定年月日 昭和55年9月1日

室根神社の本宮社殿の正面には、明治20年8月に折壁村の豪商である村上耕三郎が、神社の神威の高揚と万民の加護を願って奉納した総繪造り横額が掲げられています。書の揮毫は長茨(ちょうひかる)、製作の棟梁は本吉郡月館村の佐藤留蔵とその門弟である尾形文治郎で、大きさは縦145cm、横271cm、中央には「鎮護殿」と力強く陽刻され、周縁を見事な2匹の龍が刻まれています。

長茨は豊後国(大分県)に生まれ、幕末から明治に活躍した漢学者・書家であり、青年期には長州(山口

県)へ移り、倒幕運動に加わりました。維新後は明治政府に出仕し、文部大丞や学務局長、東宮侍書等を歴任しました。村上耕三郎は折壁本町において、家業の酒造業や製糸場を経営する素封家であり、明治初期四ヶ村の戸長を務め、明治22年市町村制の施行に伴い、矢越村初代村長に就任、初期の地方自治に貢献した人物です。

この二人の接点に関しては、現存する史資料が存在していないため不明ですが、「鎮護殿」の原書は室根神社において大切に保管されています。

89 市指定有形文化財
和算額

所在地 室根町折壁字室根山
年代 明治時代
所有・管理者 室根神社
指定年月日 昭和55年9月1日

室根神社本宮社殿内、正面に向かって左側の壁上部に掲額された和算額は、明治32年8月に千葉胤秀の流れをくむ折壁村浜横沢の住人であった加藤広精の門弟4名が奉納したものです。杉材で作られた縦91.5cm、横182cmの横額には、それぞれ1人2問ずつ、設問とその図、解答、解法を書き表しています。制作年代が比較的新しく、社殿内に掲額されていることもあるため、良好な形で保存されています。



90 市指定有形文化財
天保二年観音寺算額

所在地 一関市赤荻字宿
年代 江戸時代
所有・管理者 観音寺
指定年月日 平成14年8月1日

天保2年(1831)観音寺に奉納された算額は、一関藩の算術師範役であった千葉胤秀の弟子である、関流八伝の和算家 安倍貞治保定の門人の菅原與志松利直、菅原円松利郷、秋元謙助景晴、佐々木容蔵綱重、小野寺倉吉定則の5名が掲額したもので、5問の図形問題が記されています。

市内に現存する算額のなかでも3番目に古いもので、奉納されてから数百年の長い年月を経た今日、その色鮮やかさは失われつつありますが、和算が盛んであった当地方の文化を代表する貴重な資料です。

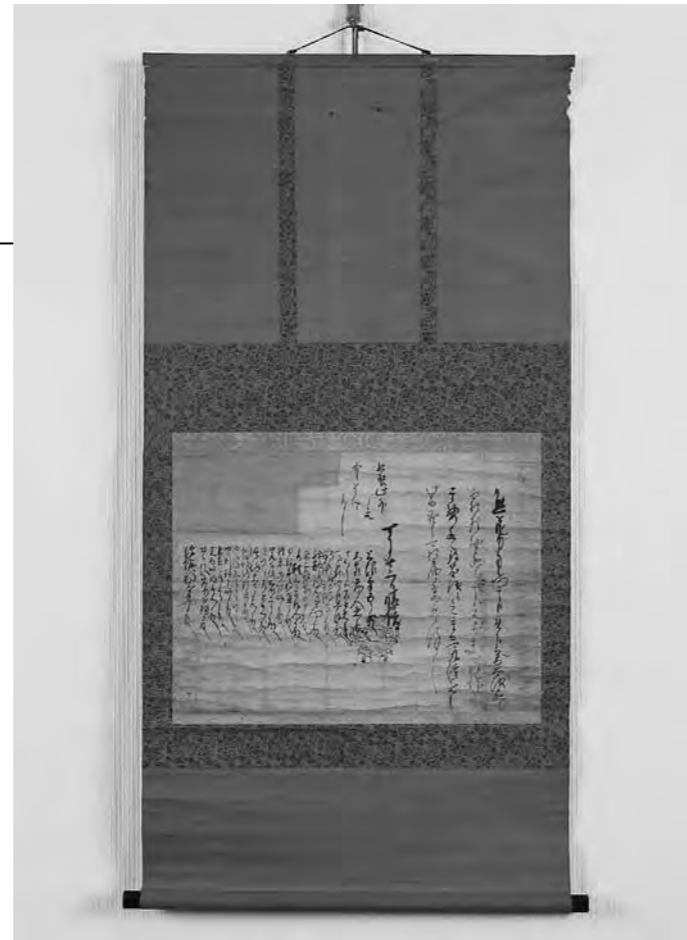


91 市指定有形文化財
葛西晴信書状

所在地 一関市巖美町沖野々
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市博物館
指定年月日 平成10年8月10日

葛西氏は鎌倉時代に武蔵国・下総国の御家人であった豊島氏の一族で、その初代である清重が奥州藤原氏の滅亡後、源頼朝により奥州総奉行に任じられ、陸奥国に土着したことに始まります。戦国時代には奥羽の有力大名の一人として数えられたものの、豊臣秀吉による奥州仕置によって、十七代の晴信を最後に葛西氏は滅亡しました。

秀吉の奥州仕置や、その後の葛西大崎一揆により、葛西氏が所持していた多くの史料が散逸しており、葛西晴信香炉印文書は偽書が多いとされるなかで、本書は真正なものであると見られます。葛西の館主の名を連ねた文書(もんじょ)であり、葛西氏及び周辺地域の中世史を研究するうえで、貴重な史料です。

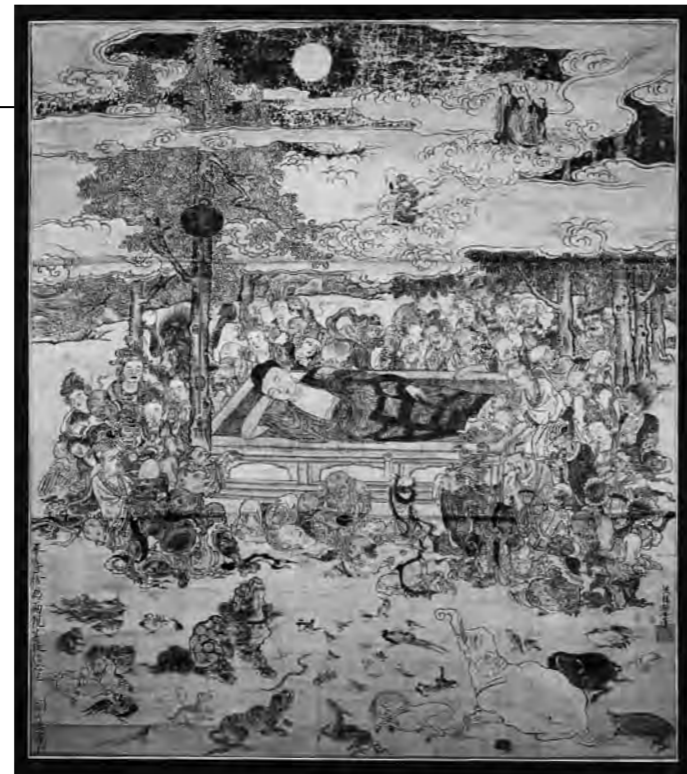


92 市指定有形文化財
釈迦涅槃像図幅

所在地 花泉町永井字寺前
年代 江戸時代
所有・管理者 瑞昌寺
指定年月日 昭和57年2月15日

江戸時代の力士で陸奥国磐井郡(花泉町)出身の関戸億右エ門(1736~1782)は、将軍の台覧相撲に、江戸相撲の代表として出場し、大阪相撲の代表である出水川との3日間に及ぶ熱戦の末に勝利を収めました。その褒美として十代将軍徳川家治より賜ったこの図幅は、両親の菩提を弔うために、菩提寺である瑞昌寺に奉納されました。

作者は、春日神社のお抱え絵師であった法橋琢舟(勝山章翰)で、明和四丁亥年(1767)穠七月連日に製作されたものです。釈迦の涅槃に集まった菩薩や羅漢、俗人や動物達の嘆き悲しむ表情をそれぞれ変化させ、それにふさわしい構図と色調で見事に描かれており、美術品としてのみならず、当地方にゆかりのある人物に関連した貴重な資料です。



93 市指定有形文化財
吹子

所在地 大東町大原字下川原
年代 江戸時代~明治時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和62年5月1日

大東地域の北東部に位置する内野地区は、菅江真澄の日記である「かすむこまがた続」や「はしわのわか葉はしが記」にも記されるように、かつて当地方が良質の砂鉄の大産地であったことをうかがい知ることができます。それらは江戸中期から明治初期にかけて、東磐井郡内や気仙郡の村々へ製鉄原料として大量に駄送されるだけでなく、豊富な森林資源に恵まれ、製鉄に使用する木炭も得やすかった地元の石鍋、高森、椴沢山(とちざわやま)、岩脇、当摩(たいま)等においても製鉄作業所である畑屋が開設され、盛んに製鉄が営まれていました。

現存する3基の吹子のうち、2基は「長さ172cm、高さ84cm、幅上部36cm・下部49cm」と大型のもので、残り1基は「長さ118cm、高さ48cm、幅27cm」とやや小型で、いずれも「陸前気仙御吹次師高田大町」「菅埜佐七作」の焼印があることから、現在の陸前高田市高



田大町の菅埜佐七(かんのさしち)が製作したことがわかります。

同家の言い伝えでは、以前は7基あったとされる吹子は椴沢山畑屋で使用されていたものとされており、当地方の製鉄業の歴史を知るうえで貴重な資料です。

94 市指定有形文化財
高炉用吹子(水車吹)

所在地 大東町中川字野田
年代 江戸時代~明治時代
所有・管理者 個人
指定年月日 平成3年3月1日

鞆(ふいご)とは、金属の加工や精錬で高温が必要となる場合に、その燃焼を促進するために空気を送り出す器材ですが、本吹子は、高さ・胴回りともに約1m四方の大きさで、シマ板とピストンがなくなっているものの、この大きさから動力源を水車とする高炉用吹子の形式を備えていると推察されます。

当文化財が所在する同家は、天保6年(1835)より鑄物業を始めており、この吹子は明治24年に小黑滝(大東町鳥海字小黑滝)の溶鉱炉が休止した際に、そこから搬入してきたものと伝えられています。小黑滝の溶鉱炉といえば、市之通文久山高炉が考えられますが、高炉休止後に同家に搬入した高炉用水車吹子を、鑄物用に転用したものであると考えられます。

同型の吹子で現存するものは、釜石製鉄所資料館の2基のみであり、当地方の製鉄業の歴史を知るうえで貴重な資料です。



95 市指定有形文化財
豊吉之墓

所在地 一関市真柴字原下
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市医師会
指定年月日 昭和54年4月1日

豊吉之墓とは、天明5年(1785)に藩の許可を得た一関藩医の16人が、処刑された賊である豊吉の死体を解剖し、多年医学の謎とされていた内蔵の実体検証を行った後、懇ろに葬って供養したとされる記念碑で、その正面には「豊吉之墓」の文字、左側面・背面・右側面には、菊地崇徳による由緒が刻まれています。以前は現地から170mほど北に位置する、旧一関藩橋田原処刑場跡地に所在していましたが、同跡地の開田に伴い、昭和42年に移設されました。

日本における最初の解剖は宝暦4年(1754)とされますが、東北地方においても早い段階から医学の研究がなされていたことを物語る、貴重な資料です。



【 市内の石塔婆 】

板碑とも呼ばれる石塔婆は、鎌倉から室町時代にかけて死者の冥福を祈る追善供養のために建てられた卒塔婆のことで、関東地方で始まり、東北地方にも伝わりました。石塔婆には、仏や菩薩などを表す梵字である種子(しゅじ)や年号、施主や銘文が刻まれますが、種子のみのものも多く見られます。

当地方にも多く存在し、そのうち4件が市の文化財に指定されており、当地方の中世の信仰を知るうえでも貴重な資料といえます。



96 市指定有形文化財
石塔婆

所在地 一関市中里字沢田
年代 鎌倉時代
所有・管理者 龍澤寺
指定年月日 昭和54年4月1日

弘安4年(1281)に境照沙門という人物が先師の追善供養に建てたもので、高さが171cm、幅約53cm、上端部分が丸みを帯びた粘板岩製の石塔婆です。その前面には供養文とともに、大日如来・阿弥陀如来・釈迦如来の三尊を表す三つの梵字が刻まれています。

県内では7番目に古い紀年名を持つ本板碑は、当地方における信仰の発達を知るうえでも貴重な考古資料です。

97 市指定有形文化財
正中二年阿弥陀種子石塔婆

所在地 花泉町老松字藤田
年代 鎌倉時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和57年2月15日

本石塔婆は「王壇」と呼ばれる大きな壇の中央に建てられています。その上部には、阿弥陀如来を表す梵字である「キリーク」が、その下には「正中二年六月卅日敬白」と、その両側に梵字で「光明真言」が刻まれており、正中2年(1325)に供養のために建てられたことがわかります。王壇付近には鎌倉から南北朝時代にかけての石塔婆が20基余り残されており、金流川両岸に開けた耕地を一望できる「王壇」と呼ばれる地名にふさわしい様相を呈しています。

この文化財は花泉地域の石塔婆の中でも特に大きく古いものの一つで、当地方の中世の信仰を知るうえでも貴重な資料といえます。



98 市指定有形文化財
元応二年金剛界成身会種子曼荼羅石塔婆

所在地 花泉町花泉字上北浦
年代 鎌倉時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和57年2月15日

現在地の東方約300mの水田の中の原野にあったこの石塔婆は、最下部の蓮台、年紀のみの部分が知られており、近隣の民家の氏神として崇敬されていました。昭和52年の圃場整備に伴い、この原野を精査した結果、他の部分も発見され、石塔婆として全容を表しました。

本石塔婆は、元応2年(1320)の紀年銘とともに、金剛界五仏(金剛界大日如来・阿閼如来・宝生如来・阿弥陀如来・不空成就如来)と四供養菩薩(金剛嬉・金剛鬘・金剛歌・金剛舞)をマンダラとして描き、仏天蓋を下からのぞいた相に彫られ、それらに蓮台を添えた特徴的な意匠を有しています。



99 市指定有形文化財

貞治三年金剛界大日種子石塔婆

所在地 花泉町花泉字上館(二桜城跡)
年代 室町時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和57年2月15日

碑面上部には、雄大な刷毛書で金剛界大日如来を表す梵字バンが彫られ、向かって左側から順番に「清秀」、「重宗」、中央の一段下がった部分に「貞重」と、二桜城主三代の諱名とともに、「貞治三年四月十九日」の年号が刻まれています。

紀年銘である貞治三年(1364)四月十九日は、鎌倉時代に当地方を治めた二桜城の三代城主である清水貞重の没年であり、梵字から見れば重宗の十三回忌となる永和二年(1376)に法事を営み、石塔婆を建てるとともに曾祖父清秀・祖父重宗を供養した碑であると考えられます。

全国に数多く存在する石塔婆のうち、国の文化財に指定されている板碑など数例を除くと、その性格が明確にわかるものは少なく、貴重な資料です。



100 市指定有形民俗文化財

奥州三十三所観音霊場札所納札

附 古文書「奥州順礼記」

所在地 花泉町金沢字永沢前
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和61年3月28日

奥州三十三所観音霊場とは、西国三十三所にならない奥州(宮城県、福島県、岩手県)に33ヶ所の札所を定め巡礼する霊場で、始まりは保安年間(1120~1124)頃とされています。その後の盛衰を経て、宝暦11年(1761)に気仙沼・補陀寺の智膏和尚により再興されました。花泉地域には、十七番/老松/観音堂・十一面観音(大祥寺)、十八番/老松/六角堂・如意輪観音、十九番/金沢/新山観音堂・十一面観音、二十番/花泉/観音堂・千手観音(徳寿院)の4ヶ所が所在します。

再興当時に各札所に収められたそれぞれの巡礼札は、現在その多くが失われてしまいましたが、そのうちの1枚がこの納札です。納札は縦59.9cm、横20.7cm、厚さ0.9cmで、スギ材の薄板に表裏両面に黒漆を塗り、表面上部に陰刻金泥塗りで札番「十九番」と御詠歌が記されています。裏面にも銘文がありますが、磨耗により判読できません。

また、安永9年(1780)写本である「奥州順礼記」は、一番紹楽寺から始まり三十三番天台寺までの各札所



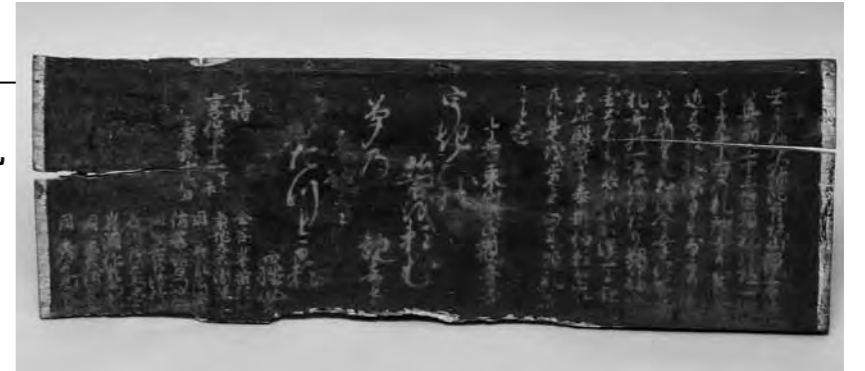
について記されているほか、霊場創設に関わる「名取の老女」伝説が記されています。

この納札と奥州順礼記は、奥州三十三所観音霊場が存在し、各札所に納札があったことを裏づけるもので、当時の信仰を知るうえで貴重な資料です。

101 市指定有形文化財

奥州三十三所観音巡礼再興納札

所在地 大東町波民字小林
年代 江戸時代
所有・管理者 東川院
指定年月日 平成3年3月1日



藤原秀衡の開基と伝えられる観音寺は、奥州三十三所観音巡礼の第十番札所で賑わいを見せていましたが、この納札は巡礼が途絶えたことを嘆いた地元の信徒らによって、以前のように巡礼が再興されることを願って納められたものです。現存する2点の納札には同じ御詠歌が書かれており、1点は縦30cm、横88cmの板に享保12年(1727)の紀年銘があるものの、額縁が失われ下部が欠落しており、もう1点は縦68cm、横35cmで、誇張された蓮の花が細密に描かれています。

幾多の変遷を経て定められたこの奥州三十三所は、当文化財が納められた34年後の宝暦11年(1761)に、気仙沼の三十番札所補陀寺の智膏和尚ら7人の僧達によって現在の札所として定められましたが、観音寺はそれから外れてしまいました。観音寺は明治初期に廃寺となったものの、明治30年にその近くに新しく東川院が誕生すると、観音寺にあった一切の物が東川院に引き継がれました。当地方の信仰を知るうえで貴重な資料です。

102 市指定有形文化財

石水鉢

所在地 一関市字釣山
年代 江戸時代
所有・管理者 八幡神社
指定年月日 昭和61年7月1日

元禄10年(1697)、作州美作国(岡山県)の津山藩主であった森美作守長成の死後、養子である衆利が江戸城中で発狂したことにより、森家は城地を没収されました。同年8月3日、津山城受け取りの上使を、一関藩2代藩主の田村建顕(1664~1708)が命じられました。建顕は武装した決戦態勢の藩士937名を従えて、9月22日に江戸を出発し11月4日に帰府した、あるいは田村家文書である「津山御用留抄出」によれば、11月11日辰の刻に城を受け取ったともされますが、無事にその大任を果たしました。

この石水鉢は上縁が144cm×72cm、高さが76cmの安山岩製で、下方がやや狭く、底部が13cmほど埋められた短形状を呈しています。その刻銘から藩主の津山城受け取りの大任成就を祝い、翌11年5月1日に一関藩家中一同が一関惣鎮守である八幡神社に奉納したもので、一関藩の歴史を知るうえで貴重な考古資料となっています。



103 市指定有形文化財

摺沢八幡神社の鐙

所在地 大東町摺沢字八幡前
 年代 平安時代
 所有・管理者 宗教法人 摺沢八幡神社
 指定年月日 平成3年3月1日

鐙とは鐙革(あぶみがわ)で鞍から吊り下げ、騎乗時に足を乗せる馬具のひとつです。摺沢八幡神社に伝わる鐙は高さが31cm、底辺の長さが19cmの鉄製であり、永保年間(1081~1084)に八幡太郎義家が、前九年の合戦で使用し、神社に奉納したもののひとつであると伝えられています。また安永4年(1775)の「摺沢村極楽院書出」によれば、「義家公御鐙一口但し無名」とも記されています。

この鐙の製作年代は少なくとも平安時代、しかも12世紀には下らないとされます。古代、中世の鐙の遺存例として貴重な資料です。



104 市指定有形文化財

陸奥郡郷考および版木

所在地 一関市巖美町字沖野々
 年代 江戸時代
 所有・管理者 一関市博物館
 指定年月日 昭和48年11月3日

関養軒は江戸時代の儒学者・国学者で、諱は元龍と号します。仙台藩の「奥羽観迹聞老志・封内名跡志・封内風土記」などの郷土史の著述に刺激を受け、享和2年(1802)「関邑略史」を著しました。その後の文政7年(1824)には地域を陸奥国に拡大し、養軒が陸奥国内郡村古跡を巡り歩いてまとめた地誌として「陸奥郡郷考」2巻を著しましたが、これによって大宝律令制度以来からの呼び名であった「道奥(みちのおく)」が「陸奥(むつ)」と改められました。

養軒は地方史学関係のみならず多くの本を著していますが、本書は養軒死後の天保5年(1834)8月に木版印刷され、江戸・仙台・一関の各書店で一斉に発売されたものであり、近世における印刷技術並びに当地方の地誌を知るうえで貴重な資料です。



105 市指定有形文化財

金山板製御本判

所在地 一関市巖美町字沖野々
 年代 安土桃山時代
 所有・管理者 一関市博物館
 指定年月日 平成10年8月10日

16世紀末に全国を統一した豊臣秀吉は、文禄年間(1592~1596)に全国の金山の公有化に着手しました。この御本判はその豊臣政権から発行された金山採掘の鑑札です。材質は杉板と推測され、高さ113mm、幅89mm、厚さ2.5mmであり、文字は肉眼でははっきりしないものの、赤外線写真により判読することができます。

表中央に、菊の紋様と見られる焼印が押され、「文禄三年(1594)卯月吉日」、発行場所と推測される地名「横沢」、裏面には、豊臣家臣の浅野長政の家来である「大橋八蔵、西村左馬之助、鯉江権右衛門」の名前が記載されています。



また「藤沢町史」によると、「3,159枚、各掘りに配布された」と記載されており、さらにこの御本判と同一のものが奥州市江刺区、陸前高田市、藤沢町、宮城県気仙沼市でも発見されていることから、御本判を持つもののみが金掘に従事できるようにし、税金の確保に務めたものであろうと推察されます。

106 市指定有形文化財

智拳院修験資料

所在地 花泉町油島字鴻ノ巣
 年代 江戸時代
 所有・管理者 白山姫神社
 指定年月日 平成17年4月25日

花泉地域の修験には本山派・羽黒派があり、この智拳院は伊達政宗の庇護を受けた本山派の配下で、安永4年(1775)旧14ヵ村中13ヵ村に14の修験道場の存在が知られます。花泉町油島に所在する智拳院には、多くの修験に関する資料が現存しており、そのうち祖師から54代までの当主を記した穂積姓鈴木氏家譜や、本山から配下の修験者に与えられた補任状といった古文書32通、江戸時代に作成された版木(6点)や絵馬(6点)法具(8点)が文化財に指定されています。

明治初期の廃仏毀釈の影響により、県内に現存する修験に関連する資料は少なく、当地方の信仰を知るうえで貴重な資料群です。



107 市指定有形文化財 ブリタニカ百科事典

所在地 東山町松川字滝ノ沢
所有・管理者 一関市(双思堂文庫内)
指定年月日 平成14年12月25日

ブリタニカ百科事典は、18世紀にイギリス南東部のエディンバラにおいて、当時のトップレベルの研究者たちが共同で作成したもので、教養を必要とした都市の裕福な商人階級(ブルジョワジー)の人々に広く受け入れられました。

1768年の初版から十数回にわたり刊行された事典のうち、所蔵41冊中、初版本(復刻版)3巻を除く、第9版(1875年版)24巻、第10版(1902年版)11巻、第12版(1922年版)3巻の計38冊を一括して、平成14年に旧東山町が文化財に指定しました。現在は石と賢治のミュージアム内に併設された「双思堂文庫」において保存されています。



108 市指定有形文化財 一切経蔵(六角堂)

所在地 一関市字台町
年代 江戸時代
所有・管理者 祥雲寺
指定年月日 昭和48年11月3日

田村家は第二代仙台藩主、伊達忠宗の子である宗良によって岩沼に再興されますが、伊達騒動の結果、天和2年(1682)に伊達兵部宗勝の領土であった一関三万石には、再興した田村家の第二代で初代一関藩主となる田村建顕が移封されることとなりました。この移封の際、田村家の菩提寺である長谷山大慈寺も岩沼から移り、建顕公の祖母である房姫(祥雲院殿)を開基として、寺号を大慈山祥雲寺と改め、以後一関藩田村家の菩提所としてその庇護を受けてきました。

祥雲寺の一切経蔵は、黄檗版の一切経6,771巻を安置するための堂で、鞘堂と転輪蔵より構成され、鞘堂は転輪蔵の心柱を支えて同蔵を保護し、軸組みと小屋組みを二重の構架している特徴を有しています。寺伝によれば、安永元年(1772)に起工し、文化4年(1807)に鞘堂が建立、文化11年(1814)に一切経蔵が完成し、嘉永元年(1848)に一切経を入蔵したとされ、四代76年の歳月が費やされたとされています。その内部には一切経を納める回転式の巨大な八角輪



蔵が備えられています。

この経蔵は八角形を呈するものの、なぜか六角形に見えるため通称「六角堂」とも称され、一関藩の歴史のみならず、当地方の信仰を知るうえでも極めて貴重な資料です。

109 市指定有形文化財 石殿

所在地 一関市赤荻字笹谷
年代 室町時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和51年6月1日

この石殿の由来に関しては、その側壁に天文二年(1533)の紀年銘があるのみですが、伝承によれば、神社別当の先祖である鈴木因幡が、寛永年間(1624~1644)頃に近くの笹谷川のほとりにあったものを現在地に遷座し、それ以来村の「山の神宮」としてお祀りしてきたとされています。

当文化財は、基礎・室・屋根を組み合わせた総高83cm、幅53cmの安山岩製の石室で、石殿の形式は切妻造りの平入りです。屋根勾配はゆるやかで、軒口は少し斜めに切られています。奥行きの約3倍の高さの室部は、石柱の内部をくりぬき、板状の基礎石に載せています。

紀年銘の残る石殿は類例が乏しく、当時の姿を知ることのできる貴重な資料です。



110 市指定有形文化財 石室

所在地 一関市赤荻字外山
年代 室町時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和51年6月1日

この石室の由緒は、室部の後壁に記される天正2年(1574)の紀年銘と、石大工弥六の製作者名によるのみです。安永風土記によると、当石室が所在する「山の神社」の地主・別当については「外山屋敷利兵衛」と記載されていますが、その人物から十代遡ると安倍上総之介という天正年間(1573~1592)の先祖にあたるため、その当時に製作されたものと推察されます。

当文化財は、安山岩製で総高90cm、基礎・室・寺院形式の方形屋根を組み合わせており、室の奥壁には半円形状の光背が彫られていることから、本来は仏を祀る石仏籠(せきぶつがん)であったと推察されます。

紀年銘の残る石室は類例が乏しく、当時の姿を知ることのできる貴重な考古資料です。



111 市指定有形文化財

宝篋印石塔

所在地 一関市萩荘字堂ノ沢
年代 室町時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和51年6月1日

中世末期、気仙郡唐桑の城主であった三鈞木義継は、親土士の不和から同僚に陥れられ、西磐井郡の小岩内膳を頼って逃げ延びたものの、追手の矢で背中を討たれ、永禄元年(1558)この地で死亡したといわれており、この宝篋印塔はその供養塔とされています。

宝篋印塔は下部より反花座・基礎・塔身・笠・相輪の部分よりなり、積重ね塔のためこの五材による構成で、五尺五寸から七尺前後を測るものが多いですが、本塔は笠上部に立てた相輪のうち八輪目から欠損し、現状の高さは168cmです。塔身は四面に梵字一字が刻まれ、檀形の笠四隅に突起した隅飾りを付けており、わずかに外に傾く隅飾りは室町様式を示しています。

市内の宝篋印塔では、最古の遺構であり、当地方の信仰を知るうえで貴重な資料です。



112 市指定有形文化財

羽黒派修験道場

所在地 大東町曾慶字西ノ沢
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和58年2月25日

修験者とも呼ばれる修験道の行者である山伏は、修行によって得られた験力を用い、道場と呼ばれる場所で、庶民のために加持、祈祷といった呪法を行っていました。その修験者の道場である当文化財は、はじめは鬼伏山普門寺と称した寺院でしたが、その後羽黒派修験大学院の道場となったものです。安永4年(1775)の風土記にも記載されているため、建築年代は明瞭ではないもの、200年以上は経過していると推察されます。

道場の内部には、当時からの欄間と天井画が現存しており、2面ある欄間には赤、青、白の色彩が施された2匹の龍とともに「文化四年(1807)卯天十二月 尊号」の銘が刻まれています。尊号とは当院の八世にあたる人物で、町内洪民の名仏師法眼声正太郎(友桂)に師事し、彫刻の名手でもあったと伝えられます。また、内陣天井には64枚に及ぶ極彩色の花鳥を描いた画が見られますが、こちらの作者は不明となっています。



道場の本尊については、同風土記には不動明王と記されていますが、明治初期の廃仏毀釈の災禍によって失われ、現在は台座のみが残されています。この台座とともに「八幡宮」三字の額も所在していますが、これも同風土記によると、当地の馬場にあった八幡社の鳥居横額で、明治19年に八幡社が熊野神社に合祀されたことに伴い、本道場で保管しているもので、失われた本尊とともに地域の歴史を語る貴重な資料です。

113 市指定有形文化財

配志和神社社殿

所在地 一関市山目字館
年代 江戸時代
所有・管理者 配志和神社
指定年月日 昭和61年7月1日

配志和神社は延喜式神名帳にも記載される延喜式内社で、磐井郡二座のうちの西磐井・流の総鎮守神として上古より崇められてきました。はじめ磐座山に鎮座して火石輪(ほしわ)と呼ばれ、始輪大明神、穂志波社梅森明神、蘭梅明神(梅の宮)、丑蔵社とも呼ばれていましたが、延長5年(927)以来配志和神社と改め、中世に現在地に移されて今日に至っています。宝暦風土記(1763)によると、その創建は日本武尊(やまとたけるのみこと)が蝦夷征伐の際に、高皇産靈尊、瓊瓊杵尊、木花開耶姫命の三神を祀り戦勝祈願したことといわれ、その三神が祭神とされています。

「県社配志和神社略記」によると、本殿は養和元年(1181)、拝殿は正徳元年(1711)に改築されたとされますが、現在の社殿は拝殿と本殿を幣殿でつなぐ複



合社殿であり、江戸時代の特色が見受けられます。また、拝殿二手先組、化粧屋根裏構、本殿欄間彫刻といった構造手法も非常に優れており、当地方の信仰を知るとともに、社寺建築の歴史を知るうえでも貴重な建築物です。

114 市指定有形文化財

五輪石塔

所在地 願成寺墓地内
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和61年7月1日

鎌倉後期から現在まで造られている仏塔の一種である五輪塔は、上部から宝珠、半月形、三角形、球形、方形の5つの部材を組み合わせることで形成されます。それら5つのおのおのは、宇宙の構成要素として考えられた古代インドの五大思想に基づく「空・風・火・水・地」を表現しています。

願成寺の墓地内には5基の石塔が所在しており、そのなかで最古のものは寛永20年(1643)の紀年銘のある、いずれも高さが90cmほどの2基で、水輪や空輪に室町から桃山時代の様式を呈しています。このほかに万治年間(1658~1661)のやや小さい石塔が1基、寛文年間(1661~1673)の高さ50cmの石塔2基も並んで所在しており、当地方の信仰を知るうえで貴重な資料です。



115 市指定有形文化財

五輪石塔

所在地 一関市中里字石畑
年代 室町時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和61年7月1日

安永風土記によると、この石塔は鎌倉時代より当地方を治めた葛西氏の家臣であった、前堀館主小野寺左馬之丞の墓と伝えられます。その傍らには粗雑な造りの五輪塔も3基建っており、左馬之丞に殉じた者の墓と思われまます。

石塔は高さ103cmの安山岩製で、それぞれ地輪25cm、水輪31cm、火輪28cm、空輪19cmとなっておりますが、地輪と空輪は一部欠落し、風輪は欠失した、簡素な造りとなっています。水輪は高さが縦横よりやや短く、火輪は勾配がゆるやかに反り、軒出がやや厚い室町時代の様式を示しており、当地方の信仰を知るうえで貴重な資料です。



116 市指定有形文化財

月館神社（本殿・拝殿）

所在地 花泉町日形字井戸沢
年代 江戸時代
所有・管理者 月館神社
指定年月日 平成2年12月14日

本殿は岩穴が内陣にあたる岩神で、素木造の柱間4尺1寸の間社、流造り、木羽葺きです。軸部は円柱、壁面は板壁で、正面に棧唐戸を立て、左右の小脇にそれぞれ昇り龍と降り龍の彫刻が施されています。神社の由緒によれば、康平5年(1062)源頼義が敵を征伐した際に「月館大明神」として祀り、天正12年(1584)日形村領主の寺崎石見によって現在の社殿が造営された後、享保9年(1724)に代官と流郷14ヵ村(一関市花泉町と同弥栄)の合力により拝殿が建立されたと伝えられます。

拝殿は間口、奥行ともに5.5mの入母屋造の銅板葺きで、正面は双折棧唐戸、その左右は格子引違戸、三方に高欄付縁を設けています。社伝によるとこの拝殿は、正徳4年(1714)牛頭(ごず)天王社(堂)として同地区の須釜に建築された後に八雲神社となり、明治43年に月館神社に合祀する際に本殿を移築したものとされています。

当地方の社寺建築の歴史を理解するうえで貴重な遺構です。



117 市指定有形文化財

千葉胤秀旧宅

所在地 花泉町老松字佐野屋敷
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市・花泉支所
指定年月日 平成2年12月14日

千葉胤秀(1775~1849)は、陸奥国磐井郡流郷(花泉町)に生まれ、江戸後期に活躍した和算家です。一関藩家老の梶山次俊に算術を習い、文政元年(1818)に江戸へ出て関流六伝の長谷川寛に学びました。その功績によって文政11年(1828)に一関藩士に抜擢され、算術師範役に就くと身分を問わず多くの人々に和算を伝授し、当地方の和算史に多大な影響を及ぼしました。

この建物は、寛政13年(1801)に胤秀が峠村の佐野屋敷の娘と結婚後、二十数年間住んでいた平入の直屋で寄棟造の屋敷です。外面南側及び西側には比較的幅の狭い濡縁が付き、その礎石と思われるものが散見されます。内部は土間と中間・おかみ・座敷・納戸の四間から構成され、土間には後年に交換されたと推察される手斧削りのうしもち柱が残り、座敷には、床の間・書院が付けられ、さらに控えの間として「きば」が設



けられています。さらに各間の開口部は、当時壁であったものを開口部にした跡が見受けられます。表間口とおかみの開口部は3本戸溝が掘られ、柱はスギ材を用いています。東西側面と裏面以外は長方形の手斧削りで、さらに裏面の柱に棧跡が残っており、大壁であったことが推察されます。

現在のところ建築年代を特定する資料等は確認されておらず、後年に改造された形跡も確認されますが、建築様式等から200年前後経過した格式の高い民家と推定されるとともに、当地方を代表する先人の当時の生活をしのぶことができる貴重な資料です。

118 市指定有形文化財

林ノ沢観音堂

所在地 千厩町奥玉字林ノ沢
年代 江戸時代
所有・管理者 桜森神社
指定年月日 平成5年2月24日

林ノ沢観音堂の歴史は、延暦21年(802)に石山寺(滋賀県大津市)から観音像を移し奉ったと記される「奥州磐井郡奥玉村長勝寺観音略縁起」(1708)や、大同2年(807)の勧請という記載がある「中奥玉村風土記御用書上」(1775)といった古文書、堂内に安置されている仏像によって平安時代までさかのぼることができます。

この観音堂は方一間半四面の宝形造で、小壁の内外には絵模様様の装飾が見られます。現在の堂は享保9年(1724)の火災によって全焼し、享保10年(1725)頃に再興されたものと伝えられており、その後の天保2年(1831)にも破損し、再興したという墨書が残されています。



前述の風土記書上には、観音堂の脇に玉林山長勝寺という廃寺の記載がありますが、この寺は一関藩3代藩主村頭(ごず)の痲瘡平癒祈願のため鬼死骸村(一関市真柴)に移し、法華宗(日蓮宗)の寺院である長勝庵として再興されました。現在、堂内には第4代藩主村隆揮毫の扁額「圓通」が掲げられており、一関藩との関わりが深い観音堂です。

119 市指定有形文化財 旧沼田家武家住宅

所在地 一関市田村町
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市
指定年月日 平成11年7月1日

沼田家は伊達政宗に仕えた長命が中興初代で、2代重延の時代には、政宗のひ孫で初代一関藩主となった田村建顕とともに一関に移りました。その後の文政5年(1822)には7代延雄が、天保12年(1841)には8代延道が家老職を務めました。

この建物は沼田家が他家との屋敷替えにより寛保元年(1741)から居住した屋敷跡で、創建は18世紀の初頭から中頃と推定されます。表側となる道路に近い場所に台所、奥に座敷を置くなど、通常の武家住宅とは上下の関係が異なった珍しい間取りで、土間も比較的広く農民住宅の様式を残しています。一方、正面に格式に応じた3ヶ所の出入口を持ち、裏側に設えた「部屋」の居室としての独立性、上座敷に書院飾りを施すなど武家住宅としての機能も併せ持っています。

平成15年に全面解体による修復工事を終えたこの住宅は、家老職就任以前の創建当初に近い形を復



元したもので、当時の農民住宅の様式を素地として、次第に武家住宅としての体裁を整えていく過程を示す、素朴ながら古式な様相を呈する武家住宅です。

明治9年の大火や、戦後のカスリン・アイオン台風等の災害に遭遇しながらも、今なお遺る希有な建物です。

120 市指定有形文化財 日吉神社三殿一体

所在地 一関市弥栄字内ノ目
年代 江戸時代
所有・管理者 日吉神社
指定年月日 平成15年4月1日

安永風土記によると、日吉神社は正平5年(1350)、富澤城主であった藤原氏が近江国(現在の滋賀県)の日吉神社より分霊を勧請したことに始まり、永禄3年(1560)2月に下野守藤原朝臣清秀が社殿を修復して中興したとされ、以後江戸時代を通して流郷富澤村の鎮守とされてきました。

本殿には、安政6年(1859)「遷宮日吉山王大権現本殿一字造建」の棟札が遺っており、細部手法に19世紀中期の様式的特徴も有しています。さらに本殿内部の「宮殿」には、天明6年(1786)の棟札が残されるとともに、様式的また色彩手法から江戸末期よりも古いと考えられ、本殿自体で社殿は完結しています。また、拜殿は方三間で鉄板葺、礎石建、来迎柱2本がケヤキ円柱で、ほかは全てスギの八角柱となっています。内外陣に二分される堂形式で、外陣の鏡天井に龍、各天井に木花草花の彩色画、外部小壁に十二支絵



が施され見るべきものがありますが、拜殿も当初は拜殿を持たない本殿単独の入母屋造、向拝付きの社殿であった可能性が高いと考えられます。

日吉神社は、本殿と拜殿そして両殿を結ぶ幣殿と三殿一体の構成を有しており、東北大名誉教授である佐藤巧氏の調査によると、建築様式的には拜殿が江戸中期頃と最も古く、本殿は江戸末期、幣殿はその後の建築であるとされ、この隣接地には教覚院修験道場(寺子屋)が残っていることから、当地方の社寺建築及び信仰を知るうえで貴重な遺構です。

121 市指定有形文化財 智拳院道場

附 棟札 24枚

所在地 花泉町油島字鴻ノ巣
年代 江戸時代か
所有・管理者 白山姫神社
指定年月日 平成17年4月25日

花泉町文化財調査報告書第9集「本山派修験智拳院調査報告書」によると、安永4年(1775)における花泉地方の修験は、旧14ヶ村中13ヶ村に14の修験道場があったとされています。この智拳院もそのひとつで、安永4年の「磐井郡流蝦島村本山派智拳院書出」や文政7年(1824)書出、「穂積姓鈴木氏系譜」等の資料により、文明5年(1473)に開山された「林泉山白王寺」の山号・寺号を有する修験院であるとされます。

同報告書からは、寄棟造りの鉄板葺(もと茅葺)で、間口六間・奥行三・五間、8帖間3室を横一列に並べ、外側の子壁は漆喰壁で、正面中央に龍、その左右に十二支を鋳(こて)絵(漆喰浮彫)で描いていることなど、道場の建築概要を知ることができます。

道場の建築年代については、確実な資料はないものの「岩手県の近世寺社建築」(平成元年・岩手県教育委員会刊)には「文化5年(1808)の建築と伝えられる」と記されており、当地方における修験に関連する建造物の歴史を知るうえで貴重な遺構です。



122 市指定有形文化財 芦家住宅

所在地 大東町波民字伊勢堂
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 平成17年9月2日

嘉永5年(1852)、仙台藩の第13代藩主である伊達慶邦(1825~1874)が当地方を巡視する際その宿泊用として仙台藩邸を真似て建てられた、大肝入芦章右衛門文十郎父子の離れ座敷です。明治35年頃に現在地に移築され、現在は分家の芦家で使用していますが、当時の姿をよく残しながらも、通常の農家とは違う造りに目を見張るものがあります。

当時の仙台藩において、林子平(1738~1793)や高野長英(1804~1850)らが海防の必要性を唱え、林子平は開国兵談の中で異国船の脅威に対して大砲が必要なことを説いていたことから、400名にのぼる御供を引き連れた巡視を行っており、その行程は南部藩境から沿岸を下り、現在の陸前高田市から笹野田峠を越え大原を通り、浪民の芦家に宿泊する予定であったものの、残念ながら村内に天然痘が発生したため、この住宅に宿泊しなかったと伝えています。



文十郎は仙台藩で初めて大量の製鉄を目指した洋式高炉を完成させ、大砲の玉も作っていた人物でもあることから、藩主の芦家宿泊予定は武器に必要な鉄の増産・洋式高炉建設への布石であり、一方芦家では藩から何らかの援助を呼び込みたい意味もあり、宿泊所として吟味して建てたのではないかと推察されます。

123 市指定有形民俗文化財

神楽蛇面

所在地 一関市萩荘字大久保
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和48年11月3日

古内神楽は、大久保の春日神社の奉納神楽として別当三学院が伝承したものとされ、弘化3年(1846)頃、徳右衛門という人が庭元となり、同村下黒沢神楽より南部神楽の指導を受けて以来、現在の古内神楽となったといわれています。

この古内神楽に伝わる蛇面はキリ材を用いており、口を大きくあけて真っ赤な舌、両あごの牙をむき出しにし、目は大きく見開いたすさまじい形相の面で、女の怨霊を表すとされる能面の般若に似ており、面の裏側には江戸末期である天保12年(1841)の年号が刻まれています。

元来、神楽は神社に奉納するためのもので、舞手やお囃子も山伏、修験、巫女等の役割で、一般の住民や農民等には許されておらず、他の民俗芸能とは一線を画したものでした。当地方では江戸後期に民間の神楽が発達し、各地に古い神楽面が伝存することになります。

年号が刻まれたものは珍しく、当地方の民俗芸能の歴史を知るうえで貴重な資料です。



124 市指定有形民俗文化財

獅子頭

所在地 巖美町字駒形
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和54年4月1日

言い伝えによると、当初この獅子頭は「沖要害屋敷」の組頭であった佐々木善次郎が管理していましたが、佐々木家より平山家へ清六なる者が婿入りしたときに、この獅子頭を持参したとされ、以後平山家が保存管理して今日に至っています。

獅子頭の大きさは、幅30cm、奥行32cm、高さは24.5cmのイチョウ製で、底部には「明和二(1765)乙酉九月十七日 組頭幸吉 同人善次良」と刻まれています。

昔から獅子頭は牛頭天王の化身、古くは「権現さま」ともいわれ、庶民における「悪魔退治」「疫病退散」の信仰が結ばれていたことから、当地方の民間信仰を知るうえでも貴重な資料です。



125 市指定有形民俗文化財

常香盤

所在地 一関市字台町
年代 江戸時代
所有・管理者 祥雲寺
指定年月日 昭和54年4月1日

香時計である常香盤は、香盤時計、時香盤などとも呼ばれ、中国から伝わったものとされます。本来常香盤は、線香を長く燃やすために工夫されたもので、2~3段の引き出しの上に香盤(香炉)が設けられており、その香盤に抹香を鉤型に埋め込み、端から火をつけて燃やします。その大きさや、形は色々あると思われませんが、祥雲寺に伝存する常香盤は高さが約60cm、上下に直方体の箱と香炉がついており、下の箱には「奉納 常香盤 文政元年(1818)十月吉日 施主 熊谷屋伊蔵」と書かれていることから、江戸時代に造られたことが分かります。

香盤の抹香を鉤型に埋め込むことで、その燃える時間が一定する特性から、江戸時代の庶民の間では時を計る道具としても用いられたものであり、当時の生活文化を知るうえで貴重な資料です。



126 市指定無形民俗文化財

瑞山神楽メ切舞

所在地 巖美町字横森
年代 江戸時代
所有・管理者 庭元個人
指定年月日 昭和48年11月3日

須川山麓(栗駒山)の瑞山口に祀られた国首三神社に別当小岩庄七が奉納した、江戸時代より舞われている神楽と伝えられ、神楽の団体名は瑞山国首(みずやまくにかぶ)神楽が正式な名称となります。

メ切舞は明治初期に佐藤清太郎が庭元となり、東磐井郡藤沢町において技術を習得し、その変化に富んだ舞が好評を博した高度な技術と体力を必要とする舞です。明治中期になると、三輪流山谷神楽とも交流を深め、その名声を高めながら東磐井郡や宮城県方面にも指導をしたとされています。



127 市指定無形民俗文化財

布佐神楽

所在地 川崎町門崎字石蔵
年代 江戸時代
所有・管理者 布佐神楽保存会
指定年月日 昭和53年3月27日

布佐神楽は、江戸末期の文久3年(1863)千葉菊治、鈴木門治両名の世話により、千葉忠之丞ほか17名が相川村(一関市舞川)水上の千葉稀治、千葉作右衛門の指導により法印神楽を伝授したのが始まりとされています。その後、忠之丞が松川諏訪の法印 菅野典善より法印神楽を学び倭書記神楽の巻物を授かり、今日に継承される芸風の基礎が培われました。

明治末期から大正時代は南部神楽の全盛時代で、布佐神楽も時代の要請に沿って当時の伝承者である千葉寿吉らが、源平盛衰記や曾我兄弟夜討などの演目を改良して取り入れ、科白(せりふ)神楽としての最盛期の活躍ぶりは地域の語り草になるほどの好評を博しました。



昭和47年には地域の人々の協力により布佐神楽保存会を結成し、地域の祭礼における神楽の奉納はもとより、小学生や女性の後継者育成や神楽の普及にとどまらず、中国、アメリカやヨーロッパなどでの公演等、その活躍の場を世界各国へと広げ、特色ある多様な活動を行っています。

128 市指定無形民俗文化財

大門神楽

所在地 花泉町金沢字大門沢
年代 明治時代
所有・管理者 大門神楽連中
指定年月日 昭和53年3月31日

天保6年(1835)頃、東磐井郡相川村の大権院法印千葉依人を師とし、大門の若者衆が法印神楽の手ほどきを受けたのが神楽導入のきっかけとなりました。その後、明治11年に神楽組が結成され、東磐井郡の小島神楽を修練し、本来の法印神楽に独自の改善を加え、創作・工夫を凝らし大門神楽の基礎を作りました。さらに明治末期にも、長老格2人が黒沢神楽の庭元に本場神楽の修行を積み、奥義を伝授されました。

演目は「式三番、式五番、式六番(鳥舞・翁舞・三番叟・神分舞(岩戸入・岩戸開き)・山の神舞)」の式舞に始まり、次に神話や伝説、英雄物語を題材とした「おろち退治・宝剣納め・掃部長者・牛若一代記」などの舞劇(劇舞)、最後に「お茶売り・豆腐売り・田植」などの道化を舞いました。



当神楽は、大正から昭和初期にかけての札幌や室蘭など、県内外における公演や、その後の宮城県や山形県の神社での神前奉納を行うなど地域を代表する神楽で、特に昭和50年代前半における宮城県北での奉納公演並びに演技指導といった活動実績が評価されています。

129 市指定無形民俗文化財

浜横沢神楽

所在地 室根町折壁
年代 大正時代
所有・管理者 浜横沢神楽保存会
指定年月日 平成2年6月1日

浜横沢神楽は、折壁村浜横沢字樋の口(室根町折壁字中西・屋号平林)の加藤新三郎が、日本が日清戦争(1894~1895)において大勝したことを記念するとともに、時代の世直しと士気の高揚を図ることを主唱し、同志を募ったことが始まりとされています。新三郎は神楽の師匠として、西磐井郡弥栄村(一関市弥栄)の佐藤熊五郎を招き、自宅を神楽道場として開設し、地域の若者たちとともに約1ヶ月間にわたる指導を受けた後、自らを庭元としてこの神楽を創設しました。14~15種類の演目が存在していますが、ひとつを演じるためには約1ヶ月程度の練習を要するとされます。

昭和50年に結成された浜横沢神楽保存会によって、神楽に使用する面や装束一式、大正時代から伝わる台本も保存されています。



130 市指定無形民俗文化財

峠山伏神楽

所在地 大東町猿沢字山滝
年代 江戸時代
所有・管理者 峠山伏神楽保存会
指定年月日 平成6年4月26日

峠山伏神楽は、「大償野口齋部流(おおつぐないのぐちいんべりゅう)峠山伏神楽」と称し、文久年間(1861~1864)に現在の花巻市東和町に伝承されている東晴山神楽の横川瀬平氏を師として伝えられた、大償神楽の流れを汲む山伏神楽です。早池峰系山伏神楽は、北上山地の最高峰早池峰山の麓、花巻市大迫町内川目の岳地区に伝わる「岳神楽」と同大償地区に伝わる「大償神楽」との総称で、早池峰山を霊場とする修験山伏が伝承した神楽であり、峠山伏神楽はその南限とされています。

猿沢地域には昔、峠金山があって栄えており、他の地方から多数の工夫が集まり賑わいを見せたものの、風紀が乱れたことを、地域青年層の中心であった村上友十郎が大いにこれを憂い、健全な娯楽を取り入れ盛り立てようとして、前後12回、米、味噌を背負い、わ



らじ履きで東晴山に通い、菅原吉之助、新山久三郎等とともに神楽を習い、この地に伝えたのがその起源といわれています。

演目には、鶏舞・翁・三番叟・四弓・山神・岩戸開きの式六番をはじめ、機織・鐘巻等の多くの演目を伝えており、現在は「峠山伏神楽保存会」を結成して、地域が一体となって保存継承に努めています。

131 市指定無形民俗文化財

折壁鹿踊り

所在地 室根町折壁
年代 江戸時代
所有・管理者 折壁鹿踊保存会
指定年月日 昭和62年6月1日

折壁鹿踊りの系統は、本吉郡水戸辺村（現在の宮城県南三陸町志津川）が発祥の地で、舞川行山流鹿子躍（まいかわぎょうざんりゅうししおどり）の流れを汲みます。天明2年（1782）8月、東磐井郡大原村（大東町大原）山口屋敷の又助から折壁村の儀兵衛に伝承され、天保3年（1832）9月に儀兵衛から下折壁村の菊松に伝わり現在に至っています。

昭和49年には折壁鹿踊保存会を結成し、古文書の解説や高齢者から聞き取りを行い、他の団体の装束等を参考にして麻の染め物の装束や太鼓もそろえています。後継者の育成が現在の課題となっています。



132 市指定無形民俗文化財

金沢八幡神社大名行列（遷宮記念行列）

所在地 花泉町金沢字大柳
年代 江戸時代
所有・管理者 金沢八幡神社大名行列連中
指定年月日 昭和53年3月31日

金沢八幡神社の大名行列の由来を説く古記録によると、内沢の山居山に祀られていた鎮守八幡宮が寛保元年（1741）11月17日の火災により焼失し、その16年後にあたる宝暦7年（1757）に新殿が現在地に完成し、その遷宮にあたり、当時の田村藩主の名代とともに、内沢地区の氏子一同が露払い、先奴、鳥毛（毛やり）などの大名行列の様式でご神体を守り、威風堂々と行進したことが始まりとされています。

現在この大名行列は、毎年9月に開催されている八幡神社例大祭の神輿渡御と併せて行われています。古式にのっとり内沢地区の氏子によって今日まで継承されているこの伝統行事は、当時の習俗を表す貴重な遺産です。



133 市指定無形民俗文化財

保存技術保持者（南部神楽）

所在地 一関市舞川字蓬田
年代 明治25年
所有・管理者 個人
指定年月日 平成11年4月1日

南部神楽は、近世より伝承されてきた修験系の神楽を源流とする里神楽で、この南部神楽の母体は、一関藩領を含む旧仙台藩領に伝承された一般に法印神楽と呼ばれる神楽とされます。

この南部神楽のひとつである蓬田神楽の起源は、蓬田一族の氏神・天神様に神楽を奉納するために、明治25年に東磐井郡長島村（西磐井郡平泉町長島）の赤伏神楽の指導を受けた蓬田大助が庭元となり、蓬田神楽を創設したことに始まります。

現在の庭元で5代を数え、10名前後の構成員によって保存会を創設しており、20余りの演目は神事としての信仰的な慣習や演技の手法など、神楽本来の源流を堅く守り伝承されています。



134 市指定無形民俗文化財

大東大原水かけ祭り

所在地 大東町大原字川内
年代 江戸時代
所有・管理者 大東大原水かけ祭り保存会
指定年月日 平成17年9月2日

明暦3年（1657）旧暦正月の18日、江戸本郷丸山本妙寺（豊島区巣鴨）を火元とする俗に振袖火事と呼ばれる大火によって、江戸の町は壊滅状態となりました。大原水かけ祭りは、この日を厄日と定め、火防祈願と火防宣伝を兼ねた祭りとして始まったものと伝えられています。昭和47年までは旧暦正月の18日に行われていましたが、祭日が毎年動くことや人々の生活様式の変化に対応するために、昭和48年から例年2月11日の建国記念の日で開催しています。

大しめ縄祓式から始まる祭りは、奉納行進や消防団による纏振り、小中学生による太鼓山車や女装した若者による手踊り、田植え踊りなどの民俗芸能などで賑わいを見せます。厄年の人々は、厄年の年齢や模様を張り付けた、紺の反物に銚を入れずに縫い上げた振袖を身にまとい、加勢人（かせつと）と称する少年や幼児を同伴して大しめ縄奉納行進が始まります。八幡神社でお祓いを受けた後、裸の男たちが出発点に集合し、5区間（約500m）を走り冷水「清め水」を浴



びせられ、祭りは最高潮を極めます。その後には改めて「納め水」と呼ばれる祝水を浴びせられ、祭りは終わりを迎えます。このように厳寒の中を裸男たちが町の中を駆け抜け、沿道の人々が水を浴びせる行事は荒々しいものであり、天下の奇祭といわれる所以となっています。

現在は、厄年の人々の厄落としや諸々の安全祈願、1年間の無病息災と大願成就を祈願しての参加者も増えていますが、先頭を切って走る厄男の持つ旗には「文政6年（1823）正月吉日 三町火防御祈願」としたためられ、古来より一貫して火防祈願の精神が今日に継承されていることを物語っています。

135 市指定無形民俗文化財

東山和紙製造技法

所在地 東山町長坂字町
年代 不祥
所有・管理者 東山和紙振興会
指定年月日 平成元年3月24日

東山和紙の起源は諸説ありますが、平安末期の文治5年(1189)に滅亡した奥州藤原氏の落人がこの地に土着し、生活用品として作り始めたといわれています。その後、江戸初期から中期の文献に和紙生産の記載が見受けられますが、仙台藩が奨励したこともあり、当地方で盛んになったと伝えられます。

約800年の歴史を有し、昔ながらの独特な製法で製作されているこの和紙は、地元の楮の繊維を原料として作られており、やわらかく強靱な紙質が特徴です。現在、手漉きをしている2軒のうち、年間を通じて漉いているのは1軒のみとなっており、地元住民による保護がなされているものの、高齢化が進んでいるため、技法を継承する後継者の育成が課題となっています。



136 市指定史跡

朝日館

所在地 花泉町金沢字西川
所有・管理者 愛宕山農村広場保存会
指定年月日 昭和51年3月13日

朝日館は金沢地区の町並みの北約1.3km、東の内沢川の谷地と西の有馬川の平地によって挟まれた丘陵上にある、金沢城、東雲(しのめ)城とも称される中世城館跡です。

標高約75mの愛宕山に所在するこの城館跡は、愛宕社が鎮座する山頂部の平地(40×38m)、そこから南へ延びる細長い郭(23×43m)とともにこれらを取り巻く腰郭が確認できます。またこの山の東方約150mの東端頂部にも平地が存在しており、その東面は急峻な崖となり、南北面には腰郭、西端には土塁が認められるため、愛宕神社を中心とした場が最後の拠点となる詰めの城で、東丘陵上が居館跡と考えられます。

安永風土記には、城主は藤原秀衡の家臣であった金沢伊豆守、「古城書上」には同名で葛西家臣と伝えられています。「薄衣氏系図」には、康永元年(1342)



薄衣城主千葉上総介平清純の子、上総清胤が葛西氏より采地三百余町を賜り移居し、代々金沢氏を称して十代伊豆(守)信胤に至るとも伝えられます。金沢氏は戦国末期の天正18年(1590)、豊臣秀吉の奥羽仕置により主家葛西氏とともに没落したとされますが、顕著な遺構を残す当文化財は、この地域の中世史を知るうえで貴重な遺構です。

137 市指定史跡

二桜館

所在地 花泉町花泉字上館
所有・管理者 清水公園保存会
指定年月日 昭和51年3月13日

二桜館は、金流川とその支流である有馬川の合流点である清水集落の西側丘陵に位置し、別名清水城、舞鶴城とも呼ばれます。築城年代は定かでないものの、延暦年間(782~806)の坂上田村麻呂による蝦夷征伐以来の館跡と伝えられています。また風土記書上によれば、文屋綿麻呂、熊谷次郎直季、奥州藤原氏の家臣であった照井太郎高春らに続き、延慶2年(1309)からは、後に清水姓を名乗る葛西清秀とその子孫の居城となりました。天正18年(1590)豊臣秀吉の奥州仕置により葛西氏が滅亡すると、この清水氏も城を退去し、その後の文禄年間(1592~1596)に伊達氏の一族である留守政景が利府城より移り、元和年間(1615~1624)頃まで在城したとされます。



主郭は南北約75m、東西約70mで、主郭の西側と南側に土塁が築かれ、主郭の東面から南面にかけて幅の広い郭が取りついており、二の郭、三の郭になると思われます。また、主郭の西部には八幡神社が鎮座しており、その下の二の郭の北東部には、町名の由来となった湧水が所在しています。

138 市指定有形文化財

山吹城本丸跡

所在地 大東町大原字山吹
所有・管理者 一関市・大東支所
指定年月日 昭和54年3月20日

山吹城は葛西七騎の一つ、東山旗頭と称された大原千葉氏の居城で、大原中学校北側の丘陵に位置し、高さ80m、東西400m、南北200mの東磐井地方を代表する中世の山城です。山吹城という名前は、路地に植えた八重山吹から付けられたといわれ、別名大原城ともいわれています。

奥州藤原氏の滅亡後、寛喜2年(1230)奥州探題として関東から派遣された千葉頼胤の子、宗胤が築城したものと伝えられており、大原町誌には東西五十五間(約99m)、南北二十二間(約40m)の本丸と、東西五十四間(約97m)、南北二十二間(約40m)の二の丸があったと記されています。

大原千葉氏は、第17代葛西晴信の弟である信茂が山吹城主となり、領内を固めました。また最後の城主である千代竹丸は、天正18年(1590)8月に1,700騎の大將として神取(宮城県石巻市桃生町)に出陣し、豊



臣秀吉の奥州仕置軍に抗したものの破れ、ついには山吹城も落城しましたが、翌年の9月には石田三成によりこの地方の要地として、山吹城は修復されました。

菅江真澄は天明6年(1786)、二度にわたって大原の地を訪ねていますが、その日記「はしわのわか葉はしが記」には、山吹城も含めた大原の旅情を記しています。現在は散策路が整備されており、町並みなどの眺望を楽しむことができます。

139 市指定史跡

上折壁城跡

所在地 室根町矢越字千刈田
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和55年9月1日

上折壁城は中世から近世初期にかけて、気仙沼街道から北へ向かって、磐井東山地方の拠点であった大原への道と、南へ進んで津谷川を経て気仙沼街道へ通じる道とが交差する場所にあり、まさに軍事・経済上の要衝でした。

天正18年(1590)、豊臣秀吉の奥州征討軍に備え、清水馬場村、釘子村、浜横沢村、下折壁村を合わせた五カ村の旗頭であったと伝えられる千葉右馬之丞(助)は、大守の葛西氏の指令で邀撃の準備を整えますが、同年葛西氏の没落とともに離散し、廃城となりました。

城跡は東西250m、南北200m、高さ約40mの巨大な輪郭式山城で、西は空壕、北は断崖、東と南は急峻な段丘で、南麓に東流する太田川が位置します。断崖と空壕、上壇を巧みに組み合わせた美しい形と、要害の機能がよく調和した典型的な山城といわれ、現在でも昔の地形が良好に残されている貴重な遺構です。



140 市指定史跡

金鶏城跡

所在地 室根町折壁字聖沢
所有・管理者 龍雲寺 ほか
指定年月日 昭和55年9月1日

室根支所の西北550mの丘陵上に位置する金鶏城跡は、城域は東西150m、南北300m程に及び、大手門、二の丸、本丸が一直線上に連なり、東に空壕(幅約10m、長さ約300m)、北に断崖、西に大原街道、更に二の丸と本丸の間に空壕を配した、連郭式山城です。

中世において、葛西氏の家臣である大原千葉氏が治める大原(大東町大原)は、経済面や軍事面からも北の最重要箇所といえる場所であったとされ、「古城書上」や風土記によると、この金鶏城の城主は葛西一族である千葉遠江守兼義と伝えられています。大原から気仙沼に通じる、旧気仙沼街道や大原街道、津谷川街道といった要衝の地を確実に治めるために、大原千葉氏の配下が居城したものと推察されます。



141 市指定史跡

唐梅館

所在地 東山町長坂字西本町
所有・管理者 一関市・東山支所
指定年月日 平成元年3月24日

中世において当地方では、千葉姓を名乗る諸将は当地方の磐井はもとより、江刺、胆沢、気仙、本吉など各地で勢威を誇っていましたが、この唐梅館はその宗家といわれる長坂千葉氏の約400年にわたる居城であったとされています。標高約250mの山頂の本丸を中心に6~7段の土塁を築き、さらに北側から西側の周縁にも土塁が廻され、池や的場、馬留めも残っており、囲む四方の連山を望むことができる天険の山城です。

天正17年(1589)、豊臣秀吉は全国の諸大名に小田原への参陣を命じ、翌天正18年(1590)4月17日、小田原攻め参陣の是非の軍議が唐梅館で行われたと伝えられています。結果的に参陣を果たすことができず、葛西氏は所領没収の憂き目に合い、同年6月の奥州仕置によって、葛西十七代の晴信と命運をともにするように、家臣である千葉氏も滅びました。



142 市指定史跡

薄衣城址

所在地 川崎町薄衣字古館 ほか
所有・管理者 個人
指定年月日 平成10年7月1日

奥州藤原氏が文治5年(1189)に源頼朝に滅ぼされた後、この地方を治めた葛西氏は、中世末期には岩手県南から宮城県北の広大な地域に勢力を広げました。川崎地域は葛西氏の重臣・薄衣千葉氏が統治し、薄衣城は天正18年(1590)に葛西氏が奥州仕置によって滅ぼされるまでの337年間、薄衣支配の拠点となりました。

薄衣城址は、大きく4つの郭に分かれています。主郭は本丸跡と呼ばれている場所で、標高約78mと城跡の最高所に位置し、広さは140m×60m、北北西から南南東に主軸を持ち、北端は一段低く、主軸方向にやや傾斜しながら、20m×60mの平場となっています。

主郭の西に位置しているのが二の郭で、主郭との接続部分に虎口と呼ばれる、敵の侵入を防ぐために故意に曲げられた通路と見られる地形が残り、広さは90m×70mで、西側は急峻な崖となっています。主郭の



南東に位置する三の郭は、北の隅に土手状の高まりがあり、主郭との間は空堀状にくぼんでいます。四の郭は、従来三の郭の一部として考えられてきた部分で、三角形で三の郭との接続地点に空堀状の遺構があると考えられています。

北上川に接する要害に占地する薄衣城跡は、平らな山頂部と下に向かい尾根に沿って郭などを形成した山城であり、中世城郭の特徴をよく伝えている県内有数の貴重な城館跡です。

143 市指定有形文化財

七里塚（一里塚）

所在地 大東町猿沢字伊沢田北沢
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和54年3月20日

慶長9年(1604)、江戸幕府は日本橋を起点とした大道と呼ばれる主要な街道に、36町を1里と定めて一里塚を築きました。この大道から領内へ続く小道と称される脇街道では、6町を1里とされましたが、小道における一里塚は42町となる7里ごとに築かれたため、七里塚ともいわれます。

猿沢公民館所蔵「猿沢村元禄絵図」には、村内に一里塚が4ヶ所記されていますが、現存するのは、江刺街道沿いの山滝と、この七里塚のみとなっています。この街道は、安永風土記では江刺街道の猿沢宿の北端・丁切から分かれて、観福寺の裏を通過し、田河津(東山町田河津)を経て、黒石町(奥州市水沢区)や母体町(同市前沢区)へ向かう街道とされており、岩手県管轄地誌ではこの道を「気仙街道」としています。また、「大東町の古道」(大東町文化財調査報告書第18集)では、気仙街道(母体道)・田河津街道・黒石街



道ともあり、平泉時代には、平泉から気仙の海岸部を繋ぐ要路であったとされています。

現在は旧国道343号線沿いに所在しておりますが、道路を挟んで相対して築かれたであろう塚の片側が残るのみで、本来の形状は不明となっています。塚頂部の「塚松」と呼ばれていた古松も、松くい虫の被害のため伐採を余儀なくされたことが惜まれるものの、当時の交通史を知るうえで貴重な資料です。

144 市指定史跡

岩間一里塚

所在地 千厩町千厩字岩間
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和60年3月18日

元禄11年(1698)に描かれた「東山絵図」によると、千厩地域には8ヶ所の一里塚が記されています。それらの多くは地名として残っているものの、現存するのは岩間一里塚と鼠沢七里塚のみとなっています。

この一里塚は気仙沼街道から分岐し、千厩町小梨を経由して室根町津谷川を通り三陸沿岸に至る街道筋に所在し、町内の愛宕下にあった一里塚を起点に設置されたものと推察されます。

築造年代は街道の整備が始まった江戸初期と考えられますが、塚のすぐ脇には旧道が残されており、当地方における近世交通史のみならず、街道の景観と一体となった一里塚としても貴重な資料です。



145 市指定史跡

鼠沢七里塚

所在地 千厩町小梨字鼠沢、猫沢
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 平成2年4月26日

元禄11年(1689)に描かれた「東山絵図」には、千厩地域の一里塚が8ヶ所記されていますが、そのうち現存するのは岩間一里塚と鼠沢七里塚の2ヶ所であり、かつ街道の両側に認められるものは、この鼠沢七里塚のみとなっています。

一里塚が全国的に整備されるのは、慶長9年(1604)からであり、「東山絵図」にはその記載が見られることから、詳細な築造年代は不明であるものの、江戸初期と推察され、近世の当地方における交通史を知るうえで貴重な資料です。



146 市指定史跡

迫街道一里塚

所在地 一関市萩荘字刈又、字古田
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市
指定年月日 昭和54年4月1日

この一里塚は迫街道に造られたもので、藩政時代には奥州街道に次いで栄えたと言われるこの街道は、奥州街道を分岐し宮城県境を越え、岩ヶ崎、迫、岩出山を経て、仙台・山形方面へと通じます。

街道や一里塚の由緒は不明ですが、寛永19年(1642)の「伊達藩図」や、元禄12年(1699)の「西磐井郡図」にはそれらの記載が見られるため、徳川幕府が街道の整備を始めた江戸初期の築造が考えられます。相対して築かれた2基の塚とも旅人の休憩場所、駕籠屋や乗馬賃などの基準点としての往時の原形をよくとどめており、当地方の道路交通や生活文化を知るうえで貴重な資料です。



147 市指定史跡

中西一里塚

所在地 室根町折壁字五反田
 年代 江戸時代
 所有・管理者 個人
 指定年月日 昭和55年9月1日

一里塚とは、里程を明らかにして旅人の利便性を図るために、街道筋などの道路脇に一里（江戸時代の一里は約4km）ごとに設置された塚のことで、江戸中期には全国の主要道や地方道にいたるほとんどの道において整備がなされたといわれています。

中西一里塚は、気仙沼街道（一関から石巻の石巻街道、花泉金沢宿を起点とし、気仙沼魚町までの約11里）の一里ごとに築かれた塚のひとつであり、現在のJR大船渡線新月駅に近い川岸の崖の上、東に向かって右側現道に沿って高さ1.5m、基底部の周囲約7m位の大きさで現存します。上部は後年手を加えたらしく平場になっており、左側の塚は国道の拡幅により破壊されたとみられます。その後ろの太い松の木の枝が国道を跨ぐ様に伸びており、人馬が行き交った往時の街道の面影が偲ばれる風情を残しています。

中西一里塚を過ぎて間もなく、沢をひとつ越えると宮城県気仙沼市へ至ります。気仙沼街道にはこの先一對で現存する戸羽平一里塚と、気仙沼駅前に片側が現存する終着の古町一里塚が所在しており、当地方の交通史を知るうえで貴重な資料です。



基のみが現存しています。現状での高さは約2m、基底部の周囲約15mで、往時からの大きな変化はないと推測されます。旧道は現道の北側山際に沿って東へ進み、矢越駅付近で現道と合流し、下折壁宿へと続いているといわれていますが、現在ではその跡を辿ることは困難となっています。

149 市指定史跡

往還塚

所在地 川崎町薄衣字加妻
 年代 江戸時代
 所有・管理者 個人
 指定年月日 平成16年11月1日

往還塚は藩政時代の千厩街道の左手に位置し、明和2年(1765)に建てられた一字一石の供養碑を中心に、19基の見事な石仏が所在します。そのうち正面の毘沙門天像の両側面には、十三仏及び六観音と推測される18基の石仏が並んでおり、不動明王は岩座であるものの、それ以外はすべて蓮台、尊像、舟形光背がひとつの石から彫出され、下に反花を持つ框を置いて、石二段からなる墓壇上に配されています。

十三仏とは、死後の世界において、忌日に配された諸尊を本尊として仏事を営むことにより、死者が成仏できるとされるもので、閻魔王などの十王が生前の罪を裁くとする十王信仰と結びついた十仏信仰が発展したものです。また六観音とは、人間が苦しみながらさまよう六つの世界に、それぞれの観音菩薩を配して救いを求めるものですが、聖観音は十三仏と六観音いずれにも含まれているため、一体の聖観音で両方に充てられていると考えられます。

正面に向かって右側6基と左側1基の框座部に刻



銘があり、右5基の銘文は一連のもので、薄衣村横木孫四郎が明和2年(1765)に造立したものです。銘文全体に国家泰平や子孫長久を祈るなど、積善供養の強い印象を受けます。左側1基には「為清安金涼菩提」とあり、清安金涼については不明ですが、この石仏がその追善の意味があることを示しています。

塚を造立した目的は、一字一石碑、十三仏、六観音及びその銘文から、後生の安楽を祈る積善のためと思われるが、当地方の信仰を知るうえでも貴重な資料群です。



148 市指定史跡

七日市一里塚

所在地 室根町矢越字七日市
 年代 江戸時代
 所有・管理者 個人
 指定年月日 昭和55年9月1日

当地方には一関から今泉（陸前高田市今泉）に至る「今泉街道」と、一関から南下する「石巻街道」の一宿である金沢宿（花泉町）から分岐して、北東へ進み北上川を船で渡り、薄衣宿（川崎町）、千厩宿（千厩町）、下折壁宿（室根町）を通り、気仙沼（宮城県気仙沼市）に向かう「気仙沼街道」といった主要道が存在しており、いずれも内陸部と沿岸部を結ぶ重要な役割を担っていました。

七日市一里塚は、脇街道である気仙沼街道の一里ごとに築かれた塚のひとつで、千厩宿から金田村、熊田倉村（千厩町）を経て上折壁村（室根町）の境近く、現在の国道284号線から室根山方向へ向かう道路の分岐点から約20m北側の小高くなったところに片側一

150 市指定史跡

境塚

所在地 東山町田河津字横沢
 年代 不祥
 所有・管理者 個人
 指定年月日 平成7年7月28日

全国には村の境界として造築された境塚が散在していますが、この境塚は長坂村（東山町長坂）と田河津村（田河津）の村境を示すものです。

土盛りした塚の頂部には、経年劣化によりその文字の判読が困難である2基の石碑が所在していますが、地域における近世の村境を示す唯一の資料となっています。

151 市指定有形民俗文化財

道標

所在地 千厩町奥玉字沖中
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市
指定年月日 昭和58年2月24日

この道標は、現在地より約50m南に位置する道路敷地内に所在していたものですが、昭和40年代に交通に支障があることから石を除却したところ、刻字されていたため、移設し保存をしたものです。

銘文は「是に従いて」とあり、一般的な道標の形式を踏襲し、北に「大原みち」(大東町大原)、同じく「する沢みち」(摺沢)、東に「おりかべみち」(室根町折壁)、西に「まつかわみち」(東山町松川)、南に「保呂羽みち」(東磐井郡藤沢町保呂羽)と刻まれています。また、安永8年(1779)三月吉日の紀年銘のほか、道筋を記す下に施主と見られる名前が刻まれていたと思われませんが、現状ではその文字を判別することはできません。

移設前の場所は確認できるものの、本来建てられていた位置については、関係する資料等が残されていないため不明となっています。



153 市指定有形民俗文化財

道標

所在地 千厩町磐清水字関代
年代 江戸時代
所有・管理者 仏坂自治会
指定年月日 平成5年2月24日

一般的な道標の銘文は「是に従いて」と記されていることが多いものの、本道標は「川に従いて」と記されている特徴があります。ここで示される川とは、付近を流れる仏坂川を指していると考えられます。この仏坂川に従い上流に進むと、枯木峠を越えて「まつ川」(東山町松川)、下流に進むと「千まや」(千厩町千厩)、川を渡り向こうへ進むと寺沢、濁沼、三嶋峠(いずれも千厩町)を経て「うす衣」(川崎町薄衣)であることが刻まれています。

銘文中に「門」と刻まれています。これは関代地内の小名で、現在の国道456号線側の供養碑が建つ付近とされますが、ここから尼寺沢に越える道を登ると尾根筋に千厩から摺沢に向かう街道と合流することができます。



以前は水田の中にあったといわれるこの道標は、平成2年6月に地元の仏坂自治会史跡調査会によって発見されたもので、宝暦13年(1763)8月2日の紀年銘があり、現在千厩地域で知られる紀年銘の残る道標では最古のものとなっています。

152 市指定有形民俗文化財

道標

所在地 千厩町奥玉字町下
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市
指定年月日 昭和58年2月24日

「奥州仙台領国絵図」は、当時の幕府へ提出するために正保2年(1645)に制作した絵図を、元禄年間(1688~1704)に模写したものです。その中には千厩から大原に向かう道が記されており、この道標は千厩の宿から大原の宿へ向かう街道の途中の分岐点に建っています。

文化13年(1816)八月吉日の紀年銘とともに、「右ハおりかべ道」(室根町折壁)、「左ハ大はらみち」(大東町大原)との道筋以外は刻字されておらず、同所には文化10年(1813)の庚申碑、文化13年(1816)の大黒天碑の碑も祀られています。

指定当時は、ふたつに折れていたものの、現在では修復した状態で現地に保存されています。



154 市指定有形民俗文化財

道標

所在地 千厩町磐清水字葉山
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市
指定年月日 平成10年8月10日

この道標は、平成7年3月に葉山地内の河川復旧工事中に発見されたもので、明和5年(1768)の銘とともに、施主以下の記載が、判然としなものの、刻字されていたと推測されます。

銘文は「是に従いて」と始まる一般的な道標の形式を踏襲しており、東に「おりかべ」(室根町折壁)、西に「うすぎぬ」(川崎町薄衣)、南に「せんまや」(千厩町千厩)、北に「する沢」(大東町摺沢)と記されています。

同時代の道標としては、宝暦13年(1763)に建てられた関代の道標がありますが、紀年銘によりその5年後に建てられたことを知ることができるとともに、地方の脇街道を推測するうえでも貴重な遺産です。



155 市指定史跡 道標

所在地 東山町長坂字南磐井里
年代 不祥
所有・管理者 一関市
指定年月日 平成7年7月28日

石碑中央に地藏尊が刻まれており、不慮の事故を遂げた人の供養と旅人の安全を願って建てたものと考えられます。

東山町史資料篇によると、地藏尊の下部には「左ハさるさわ道おきた道 うしろハ正法寺道 むこうハするさわ道 右ハながさか道」と刻まれていたとされますが、現在では文字の判読は難しい状況となっています。



157 市指定史跡 道標

所在地 東山町田河津字丸木
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 平成7年7月28日

三叉路に所在する大小4基の石碑のうち、左側の石碑には仏像が彫刻されています。それ以外の石碑の紀年銘から、寛延2年(1749)に建てられたものと考えられます。



156 市指定史跡 道標

所在地 東山町田河津字石ノ森
年代 江戸時代
所有・管理者 個人
指定年月日 平成7年7月28日

石碑の上部には地藏尊と思われる二体の仏像が彫刻されており、刻まれた文字から離見妙言信女菩提のため文政12年(1829)に建てられたものと考えられます。



158 市指定史跡 青柳倉記碑

所在地 東山町松川字中通
年代 江戸時代
所有・管理者 一関市
指定年月日 平成元年3月24日

青柳文蔵(1761~1839)は、磐井郡東山(東山町松川)において、医業を営む小野寺三達の三男として生まれました。小野寺家は医業の傍ら私塾も営み、幼少の頃より和漢の書物に触れる機会に恵まれたこともあり、18歳で江戸に出て苦労を重ねて学問を続けた後、公事師(現在の弁護士)となって、財を成しました。文蔵は天保元年(1830)に蔵書二万余冊とともに、文庫設置の資金として1,000両を仙台藩に献上し、翌年には公共図書館の始まりとされる「青柳文庫」の完成に尽力したことで有名です。

当時の東北地方は相次ぐ飢饉凶作に見舞われており、飢えと病に苦しむ当地方の人々を救うため、郷里の松川に私財を投じて粃4,000石を収容できる「青柳倉」と呼ばれる倉庫を建設しました。そのため、後年の天保の飢饉においては援助の手が郡内一帯に及び、他で見ら



れるような路傍でのへい死はなかったといわれ、文蔵は救荒の大恩人と呼ばれました。

現在、松川小学校校庭の一隅に、青柳倉跡地の痕跡として「青柳倉」建設直後に建立された記念碑(石碑)が残っており、文蔵の遺徳を顕彰しています。

159 市指定史跡

菅公夫人の墓

所在地 東山町田河津字竹沢
年代 不祥
所有・管理者 一関市
指定年月日 平成7年7月28日

学問の神様として知られる菅原道真ゆかりの一族の消息は、全国各地に散見されますが、この竹沢地区には昔から「菅公夫人の墓」として地域の人々に親しまれている墓があります。

言い伝えによって書かれたと思われる文書や、大正2年発行の「田河津村誌」によると、延喜元年(901)に菅原道真が大宰府に配流された際、夫人である吉祥女は、3人の子供と従臣菅原山城を伴い奥州に下り、胆沢郡清水在所、軍事兵衛尚利の居にたどり着き、尚利は母君の配所を「母体」、第一姉君の配所を「上姉体」、第二姉君の配所を「下姉体」、弟菅秀才敦茂の配所を「中野」と名付け、それぞれに住まわせたといわれます。その後、延喜3年(903)に道真死去の知らせを聞いた夫人は、悲しみのあまりに病に伏し、延喜6年(906)



に「母体」において42歳の生涯を閉じたといわれ、菅原山城がこの竹沢の地にその御霊を祀ったとされます。

現在ここには、文字はほとんど判読できない石碑一基とともに、供養塔である五輪塔二基が残されており、菅公夫人の墓史跡保存会によって、周辺環境整備と保存活動が行われています。

160 市指定史跡

磐井清水

所在地 東山町松川字卯入道平
所有・管理者 一関市
指定年月日 平成7年7月28日

平安末期、奥州藤原氏の3代秀衡が、磐井の里人に岩間から湧き出る清水を若水として汲ませ、柳之御所まで届けたという故事に基づき、平成5年に再現したものです。

若水とは、元日の朝に初めて汲む水のこと、邪気を取り除くものと信じられており、厳寒の中、古式さながらの白丁(白装束)の衣装を身にまとった一行が、若水桶を地面に着けることなく、奈良坂、東岳の二つの険しい峠を手練りで越えて行きます。

この泉の傍らに建つ藤原為家の「ときは木の かげのいわ井の 忘れ水 夏を覚えぬ 名にそ有りけれ」の歌碑と、岡鹿門撰文の「磐井泉水銘」も含めて、磐井清水若水送り保存会が中心となり周辺環境整備に努めています。



161 市指定天然記念物

宗松寺の杉並木

所在地 東山町松川字町裏ノ上
所有・管理者 宗松寺
指定年月日 昭和55年4月24日

宗松寺のすぐ下方を流れる狭い谷川沿いの参道の山門から、およそ200mにわたって約30数本の太さのそろった杉の大木が鬱蒼と生い茂っています。

指定当時の樹高は約40m、幹周約4.80m、樹齢約470年と推定されるこれらの巨木群は、山門の前にそびえる同じく市指定文化財である「宗松寺のモミ」とあいまって、信仰の場所の厳肅な雰囲気を一層醸し出しています。



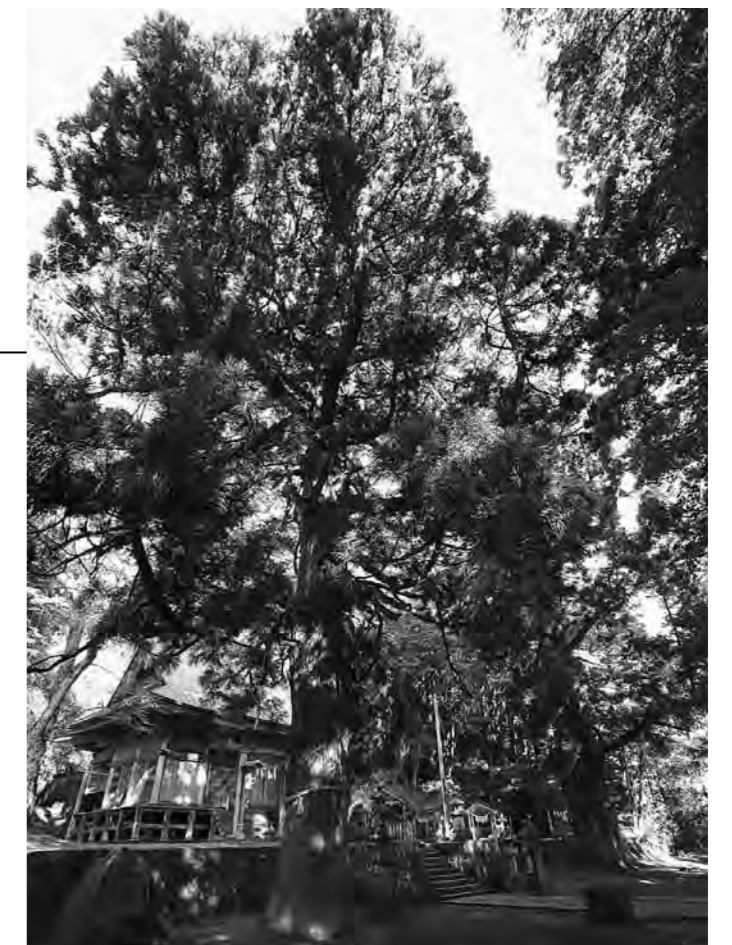
162 市指定天然記念物

配志和神社の夫婦杉

所在地 一関市山目字館
所有・管理者 配志和神社
指定年月日 平成3年4月1日

配志和神社は延喜式神名帳にも記載されている「式内社」で、創建は日本武尊(やまとたけるのみこと)が蝦夷征伐の際に戦勝祈願したことに始まります。中世になり現在地である蘭梅山の山頂近くに本殿を鎮座したといわれていますが、その神社正面の広場の南北には、2本の杉の巨木がそびえたっています。

指定当時の樹高はいずれも約42m、幹周約4.3m、樹齢は1000年と推定されており、風雪に耐えながら永きにわたり寄り添う姿から、地元ではいつしか「夫婦杉」と呼ばれて親しまれるとともに、神社でも御神木として崇められ大切に保護されています。



163 市指定天然記念物

白鳥神社の姥杉

所在地 一関市山目字館
所有・管理者 配志和神社
指定年月日 平成3年4月1日

配志和神社の末社である白鳥神社は、配志和神社に向かう参道の入口に鎮座しています。その小さな石祠の背後には、注連縄が張られ堂々たる姿で直立した杉の巨木が立っています。

指定当時の樹高は約37m、幹周は約6.1m、樹齢は1000年で、配志和神社の夫婦杉と同年代と推定されます。境内の入口にあり象徴的な佇まいを醸し出すと同時に、夫婦杉とは対照的に孤独感を抱かせるこの巨木は、地域の人々から親しみを込めて「姥杉」と呼ばれ、御神木として大切に保存されています。



164 市指定天然記念物

宗松寺のモミ

所在地 東山町松川字町裏ノ上
所有・管理者 宗松寺
指定年月日 昭和55年4月24日

門前の参道の脇に大きく広がる根の巨大さが特徴的な大モミで、樹上にはシダの仲間であるノキシノブの群生がみられ、霊木に一層の威厳を添えています。

竜沢山宗松寺は9世紀の創基といわれ、現名での開山は1532年とされています。指定当時の樹高は約35m、幹周は約4.5m、樹齢は約590年と推定されており、この木が天然生の遺存かあるいは植栽かは不明であるものの、現状の幹の太さなども考慮すると、おそらく16世紀の開山の頃に植栽されたと考えられます。



165 市指定天然記念物

双根のモミ

所在地 東山町田河津字夏山
所有・管理者 遠応寺
指定年月日 昭和55年4月24日

モミは岩手県南部から九州・四国の山地などに自生する常緑針葉の高木です。現在は庭園樹や公園樹としても植栽されていますが、市内でも自生と見られるモミが日当たりのよい斜面などに、他の樹種と混生しているものが確認されます。

かつて遠応寺の旧参道の両側には、一抱えもある太い根で連なってそびえる大きなモミがあり、地域の人々から「ふたつ根の樅」と呼ばれ、尊崇されていました。そのうち一方は1970年代後半に枯死してしまったものの、もう一方は良好な形で現存しており、樹齢は約580年と推定されます。



166 市指定天然記念物

配志和神社のモミ林

所在地 一関市山目字館
所有・管理者 配志和神社
指定年月日 平成3年4月1日

モミは日本固有のマツ科の常緑針葉樹で、本州では岩手県以南・四国・九州に分布し、県内では内陸部は奥州市前沢区、沿岸部は宮古市が北限と見られています。

配志和神社のモミ林は、神社境内の東斜面にある参道入口から中程にかけて広がっています。この林の中にはスギやコナラ等の落葉樹も見られるものの、代表的なモミは樹高30m、幹周囲3.5m、樹齢350年以上と推定される樹勢のよいモミが圧倒的に多く、北限付近に分布するモミ林としては最大級の規模と推察されます。

市内では林の中に数本のモミが混生しているものや、巖美溪谷沿いに樹齢の若いモミによる小規模のモミ林が確認されているのみであることから、巨木のモミが中心となって林を形成するものは非常にまれで、当地方の植生を知るうえでも貴重な植物です。



167 市指定天然記念物

モミ

所在地 一関市舞川字大平
所有・管理者 儼草神社
指定年月日 平成17年5月1日

モミは岩手県南部から九州・四国の山地などに自生する常緑針葉の高木で、現在は庭園樹や公園樹としても植栽されています。県内のモミの分布は、内陸部が奥州市前沢区、沿岸部は宮古市までと見られており、市内では自生と見られるモミが、日当たりのよい斜面などに他の樹種と混生しているものが確認されます。

指定当時の樹高は約32m、幹周約4.3m、樹齢は約250年と推定されます。現在でも地元の人々から御神木として崇められており、モミとしては配志和神社に群生するモミ林とともに、当地方を代表する巨木となっています。



168 市指定天然記念物

シダレヒガン

所在地 東山町田河津字野土
所有・管理者 観林寺
指定年月日 昭和55年4月24日

エドヒガンの変種であるシダレヒガンは、枝が垂れ下がる特徴から、別名「イトザクラ」とも呼ばれます。

指定当時の樹高は約14m、幹周は約3.8m、樹齢は約370年と推定される本樹木は、県内各地に所在するシダレヒガン、ベニシダレ、ヤエベニシダレなどのいわゆる「枝垂桜」のなかでも有数の巨木であり、開花時には淡紅白色の花をつけて人々の目を引きつけています。



169 市指定天然記念物

種蒔桜

所在地 千厩町奥玉字物見石
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和56年3月20日

千厩町奥玉に所在する旧家の庭先には、「種蒔桜」と呼ばれ、地域の人々から親しまれているエドヒガンの巨木が立っています。その名前の由来は、この桜の花が咲くころに水稻の種をまいたことによるもので、古来より農作業の目安とされていました。

この桜の主幹はずんぐりとし、樹冠の大きな広がりや、幹表面を取り巻く数多くの瘤状の形が極めて神秘的であり、夕闇や月夜には巨人や妖精、あるいは飛龍が鱗を逆立てて、天に昇るように見えたため、別名「お化け桜」とも呼ばれています。

指定当時の樹高は約14m、目通周約5.1m、樹齢は約400年と推定され、桜の巨木としては千厩地域屈指の名木です。



170 市指定天然記念物

エドヒガン

所在地 巖美町字滝ノ上
所有・管理者 温泉神社
指定年月日 平成13年7月1日

エドヒガンは、ヒガンザクラやアズマヒガンとも呼ばれ、古くから愛でられてきた桜で、盛岡市に所在する「石割桜」をはじめとした名木が各地に存在します。当地方では主に寺院や公園などに植栽されており、当樹木も国の名勝天然記念物である巖美溪の北側中ほどに位置する、須川温泉神社の境内に御神木として大切に保護されています。

指定当時の樹高は約15m、幹周囲が約3.6m、樹齢は370年から400年と推定されますが、この温泉神社の南を流れる磐井川の左岸には、戦国時代に当地方を治めた伊達政宗(1567～1636)が植樹したといわれるエドヒガンも現存しています。地元ではその諡号(しごう)から「貞山桜(ていざんざくら)」と呼ばれて親しまれていますが、当文化財も貞山桜と同年代に植栽されたものと考えられます。



171 市指定天然記念物

サイカチ

所在地 一関市赤荻字外山
所有・管理者 個人
指定年月日 平成13年7月1日

サイカチは、本州中部以南に自生するマメ科の落葉高木で、当地方では旧家の屋敷地の目立つ場所に植栽されていましたが、現在ではほとんど見られなくなっています。

江戸中期に活躍した医師、建部清庵(たけべせいあん)が著した「民間備荒録(みんかんびこうろく)」には、若芽の調理方法について記載されており、食糧難の時代には食料として、また昭和20年頃までは、果実の莢(さや)部分は石鹼の代用品として使用されるなど、人々との生活に深い関わりがあったことをうかがい知ることができます。

指定当時の樹高は約10m、幹周囲が約4.7mであり、樹齢は300年以上と推定されます。



172 市指定天然記念物

サイカチ

所在地 花泉町永井字薬師沢
所有・管理者 個人
指定年月日 平成16年11月25日

南向きの日当たりの良い高台の屋敷跡に、田園を見下ろすようにカヤやモミの巨木とともに、県内でも最大級のサイカチがそびえています。サイカチの莢果は洗剤、染料、薬用などに、若芽は食用、根皮・枝刺は薬用、そして花は薬湯に用いられ、多くの恵みをもたらす木として古来より畏敬されていました。

このサイカチが所在する屋号から「天神角のサイカチ」と呼ばれる巨木は、指定当時の樹高は約25m、幹周は約7.9m、樹齢は約400年と推定され、胸高のあたりから斜上する幹枝が分岐しているため、根元より上方が太い特徴を有しています。



173 市指定天然記念物

サイカチ

所在地 花泉町金沢字孫六
所有・管理者 個人
指定年月日 平成16年11月25日

サイカチは、古来より洗剤や染料、薬用あるいは食用として用いられるなど生活に関係の深い植物として知られるとともに、当地方には豊臣秀吉の奥州仕置によって、領主の葛西氏が滅亡した際、その再興を祈念して「再勝(サイカチ)」をその領地であった東磐井・西磐井地方に植えたという伝承も残されています。

植えられている旧家の屋号から「堤下のサイカチ」と呼ばれるこのサイカチは、指定当時の樹高は約18m、幹周約4.8m、樹齢は400年から500年と推定されます。北側に面した枝が枯れ、枝幹も空洞になっているものの樹勢は良好であり、当地方を代表する巨木となっています。



174 市指定天然記念物

イチョウ

所在地 東山町田河津字田ノ萱
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和55年4月24日

イチョウは中国原産の落葉高木で、葉は扇形で葉脈が付根から先端まで伸びています。雌雄異株であるため、実は雌株にのみなります。

指定当時の樹高は約30m、幹周約5.1m、樹齢は約310年と推定される雌株の本樹木は、イチョウとしては県下でも有数の巨木であり、幹には乳(柱瘤)と呼ばれる瘤があるものの、樹勢は旺盛で毎年多くの結実がみられます。



175 市指定天然記念物

紅梅

所在地 東山町長坂字東本町
所有・管理者 安養寺
指定年月日 昭和55年4月24日

バラ科の落葉高木である梅は、江戸時代に多くの品種の育成や改良が行われ、現在では300種類以上の品種があるといわれます。また園芸学的には、花の観賞を目的とするものは「花梅」、実の採取を目的とするものを「実梅」に分類されますが、そのうち花梅は野梅系、緋梅系、豊後系の三系統に分類されています。

指定当時の樹高は約6.5m、幹周は約1.34m、樹齢は約370年と推定される本樹木は、幹の根元部分が空洞となっているものの、樹勢は良好であり毎年春には枝一面に紅色の花を咲かせています。



176 市指定天然記念物

神中の桂

所在地 千厩町小梨字天神
所有・管理者 個人
指定年月日 昭和56年3月20日

千厩町小梨と藤沢町徳田の境にある天神山のふもとに、「神中の桂」と呼ばれる巨木が所在しています。北向きの斜面に育成しているこの桂は、近在では唯一の樹木であり、指定当時の樹高は約19.5m、幹周約7.4m、樹齢は約350年と推定されます。

三浦家(家号・神中)の先祖が、馬籠(宮城県気仙沼市本吉町馬籠)から阿弥陀様を背負い、桂の枝を杖にしてこの地にたどり着いた折、地面に挿した枝が根付いたという伝承が残されているこの木の根元からは、貞治三年(1364)銘の板碑が発見されています。梵字は欠損しているものの、その年号から南北朝末期以降、この地においても追善供養の信仰があったことが推察されます。

現在もその根元には当家の氏神社がひっそりと佇み、長い間にわたって御神木としての信仰があったことをうかがい知ることができます。



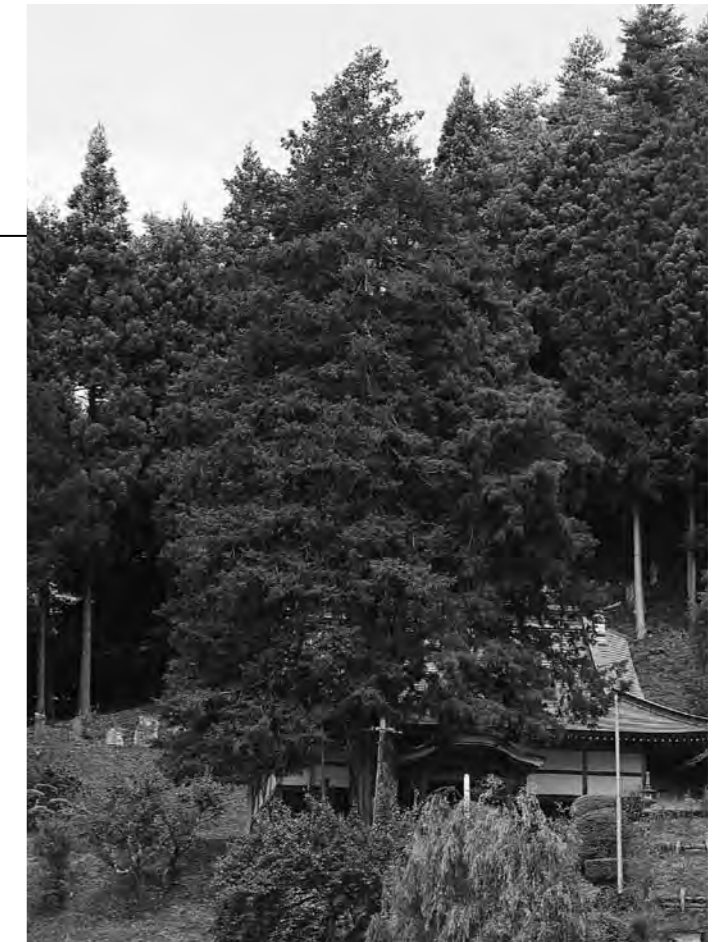
177 市指定天然記念物

糸ヒバ

所在地 千厩町磐清水字関上
所有・管理者 鷲嶺庵
指定年月日 昭和56年3月20日

仙翁山鷲嶺庵は、奥州市水沢区に所在する正法寺の末寺です。明和8年(1771)の封内風土記によると、応永21年(1414)開山と伝えられる曹洞宗の古寺。その境内地には、サワラの巨木を思わせる1本のヒヨクヒバがあります。サワラの亜種であるヒヨクヒバは、別名イトヒバ、シダレヒバとも呼称され、庭園や公園でもよく見られる樹種ですが、県内では当市の室根町や、奥州市江刺区の大木が知られるのみです。

指定当時の樹高は約20m、目通周が約3.6mで、このような巨木は珍しく、さらに1本の木から2種類の葉が出ていることから、地元では「さかさひば」とも呼ばれ、仙翁水と併せて同庵のシンボルとなっています。



178 市指定天然記念物

長泉寺のカヤ

所在地 一関市萩荘字館下
所有・管理者 長泉寺
指定年月日 平成3年4月1日

イチイ科カヤ属の常緑針葉樹であるカヤは、樹高は20~30m、周囲は3m程度まで達し、樹冠は幅の広い円錐形を呈します。分布は宮城県以南とされますが、岩手県南部が北限という説もあります。成長は極めて遅いものの寿命は長く、耐陰性が強く日の当たらないところでも育つため、庭園樹や公園樹として各地で植栽されています。

江戸後期、当時藩医であった建部清庵が食用となる野草等を「民間備荒録(みんかんびこうろく)」「備荒草木図(びこうそうもくず)」で紹介していますが、そのなかでカヤについては、秋に実る種子は食べられるという記載がみられるものの、現在の市街地では釣山公園の入口に見られる程度であり、数も非常に少ない樹木となっています。



179 市指定天然記念物

イロハモミジ

所在地 一関市萩荘字館山
所有・管理者 個人
指定年月日 平成3年10月1日

秋の紅葉を代表するもみじがこのイロハモミジで、別名イロハカエデ、あるいは京都の高雄山に多く見られることからタカオカエデとも呼ばれます。繊細な葉とその鮮やかな紅葉がすばらしく、かつては庭園樹や公園樹としても植栽されていました。

指定当時の樹齢は200～300年と推定され、片平城（上黒沢城）跡に所在することから、この城跡との関連も推察されます。



180 市指定天然記念物

コナラ

所在地 一関市萩荘字長倉
所有・管理者 個人
指定年月日 平成3年10月1日

ブナ科の落葉高木であるコナラは、日本の主要なナラであるミズナラ（オオナラ）と比較して名付けられたものですが、当地方では単純に「ナラ」といわれます。北海道から九州までの日本各地に分布し、特に雑木林に多く見られますが、全国的な巨木等の類例は非常に少ない樹種です。

指定当時の樹齢は約400年と推定されますが、枝の多くが枯死しており、その樹勢は衰退していることが推察されます。



181 市指定天然記念物

シラカシ

所在地 花泉町油島字伊沢黒
所有・管理者 個人
指定年月日 平成16年11月25日

ブナ科コナラ属の常緑高木であるシラカシは、同じカシ類であるアカガシと比較して、材が淡い紅褐色を呈することから、この名前が付けられています。天然分布の北限は日本海側では新潟県、太平洋側は福島県沿岸南部とされており、宮城県北地方でも野生状態の中小の径木が散見される程度で、県内での生育は極めて希少となっています。

指定当時の樹高は約27m、幹周約3.7m、樹齢は300年以上と推定され、県内でも最大規模の巨木となっています。



182 市指定天然記念物

シダレグリ

所在地 花泉町日形字上通
所有・管理者 一関市
指定年月日 平成16年11月25日

シダレグリは全国各地に数件の生育が確認され、国の天然記念物に指定されているものもありますが、このシダレグリの来歴は明確ではないものの、そのむかしこの地に宿泊した法師がそのお礼としてクリの実を3個置いていき、それを植えたところシダレグリとなったという伝承が残されています。

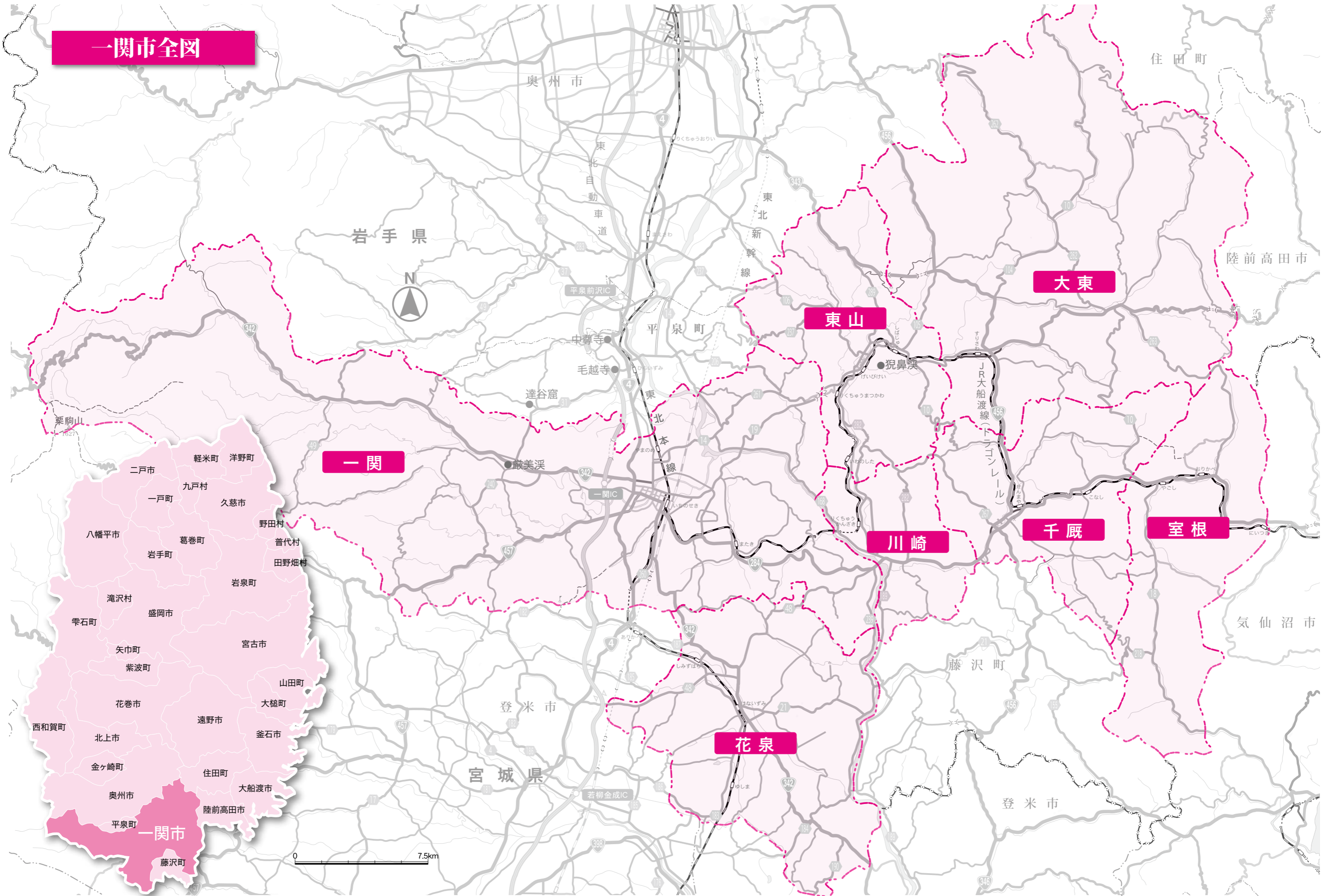
以前までは数本残っていたと伝わるシダレグリは2株が残るのみで、お互いに寄り添う形でひっそりとたたずんでいます。指定当時は、大きい株で樹高約2.4m、幹周1.54m、小さい株で樹高約3.2m、幹周1.29m、樹齢約300年と推定されています。



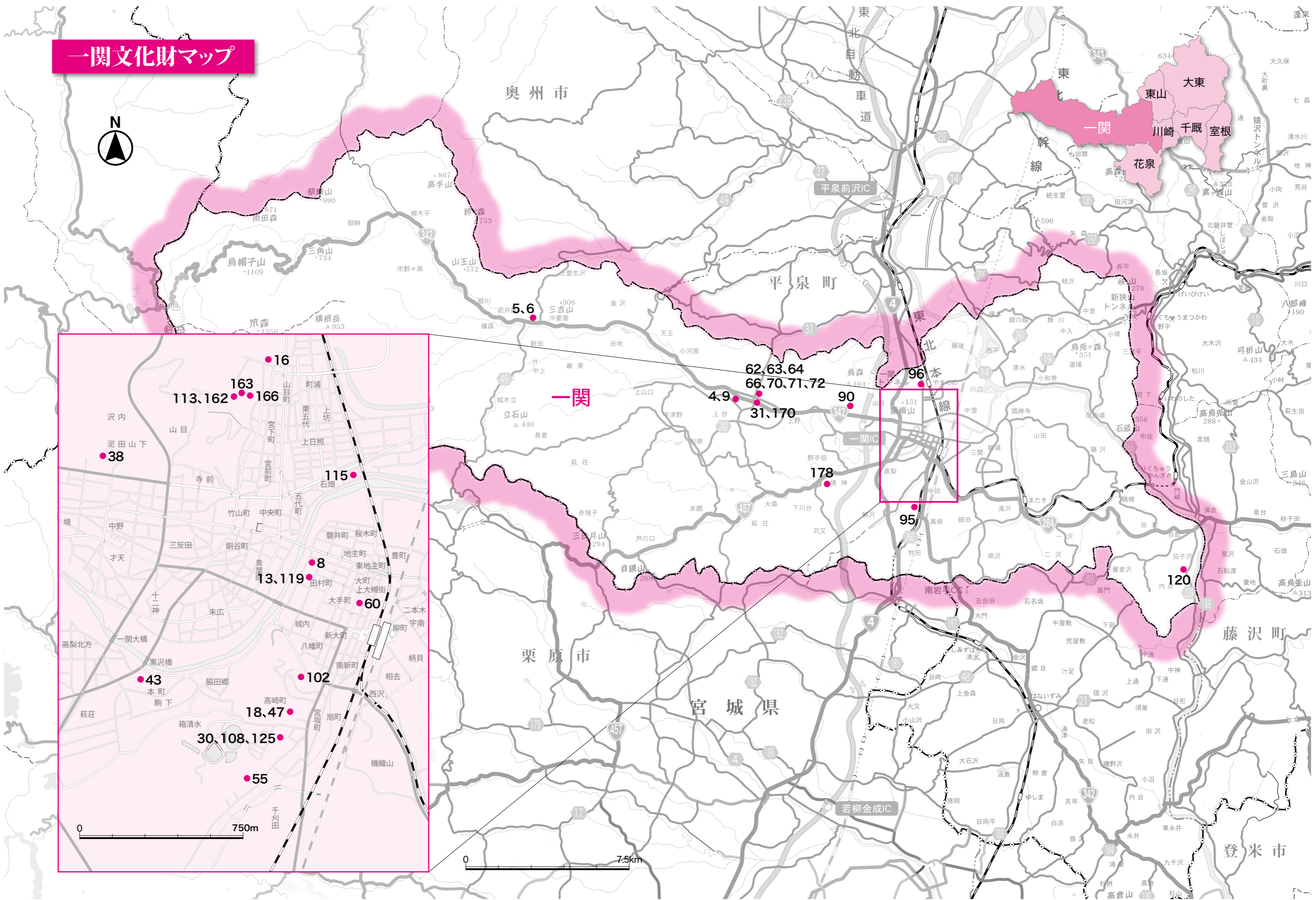
文化財の位置図

一
関の文化財

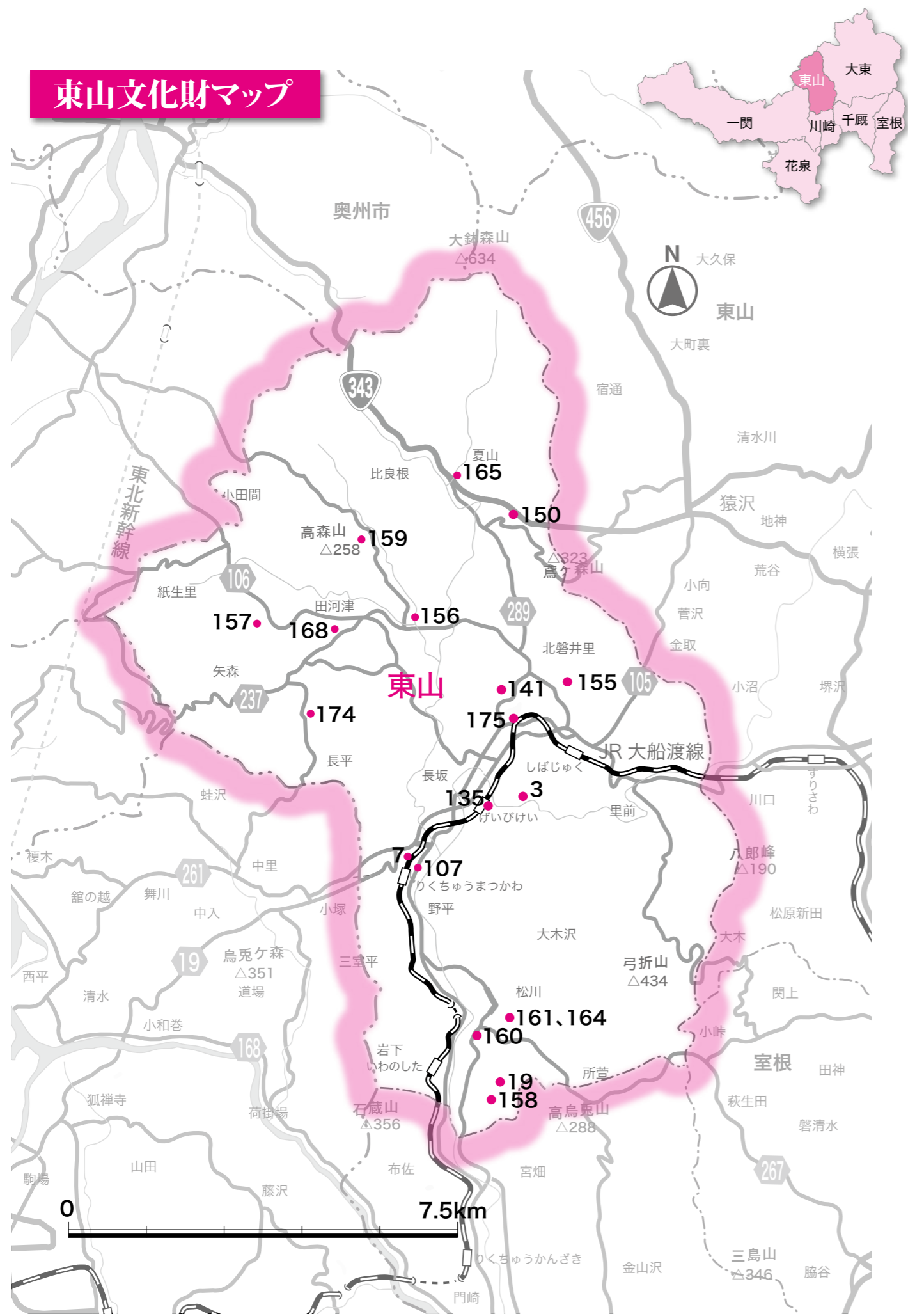
一関市全図



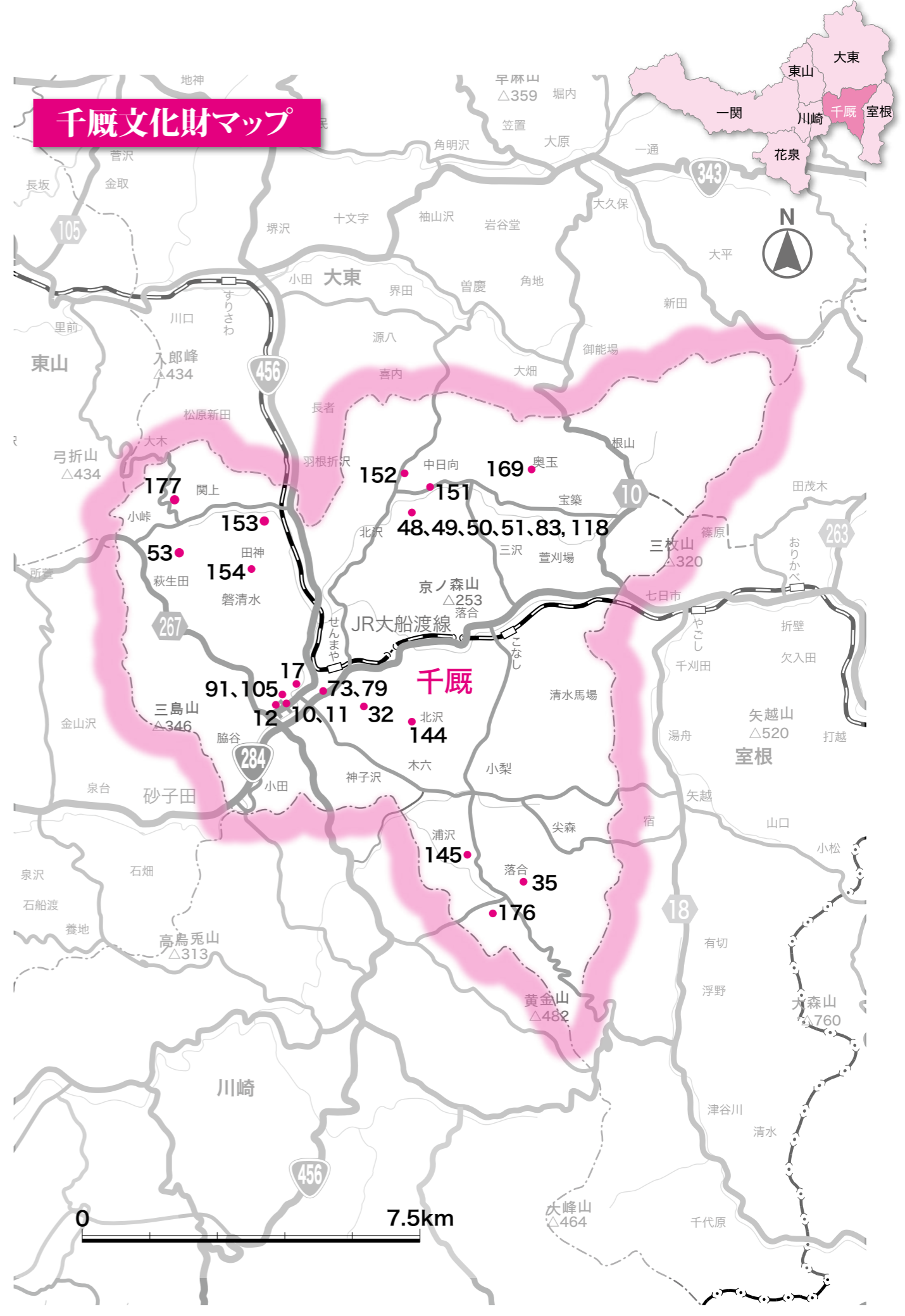
一関文化財マップ

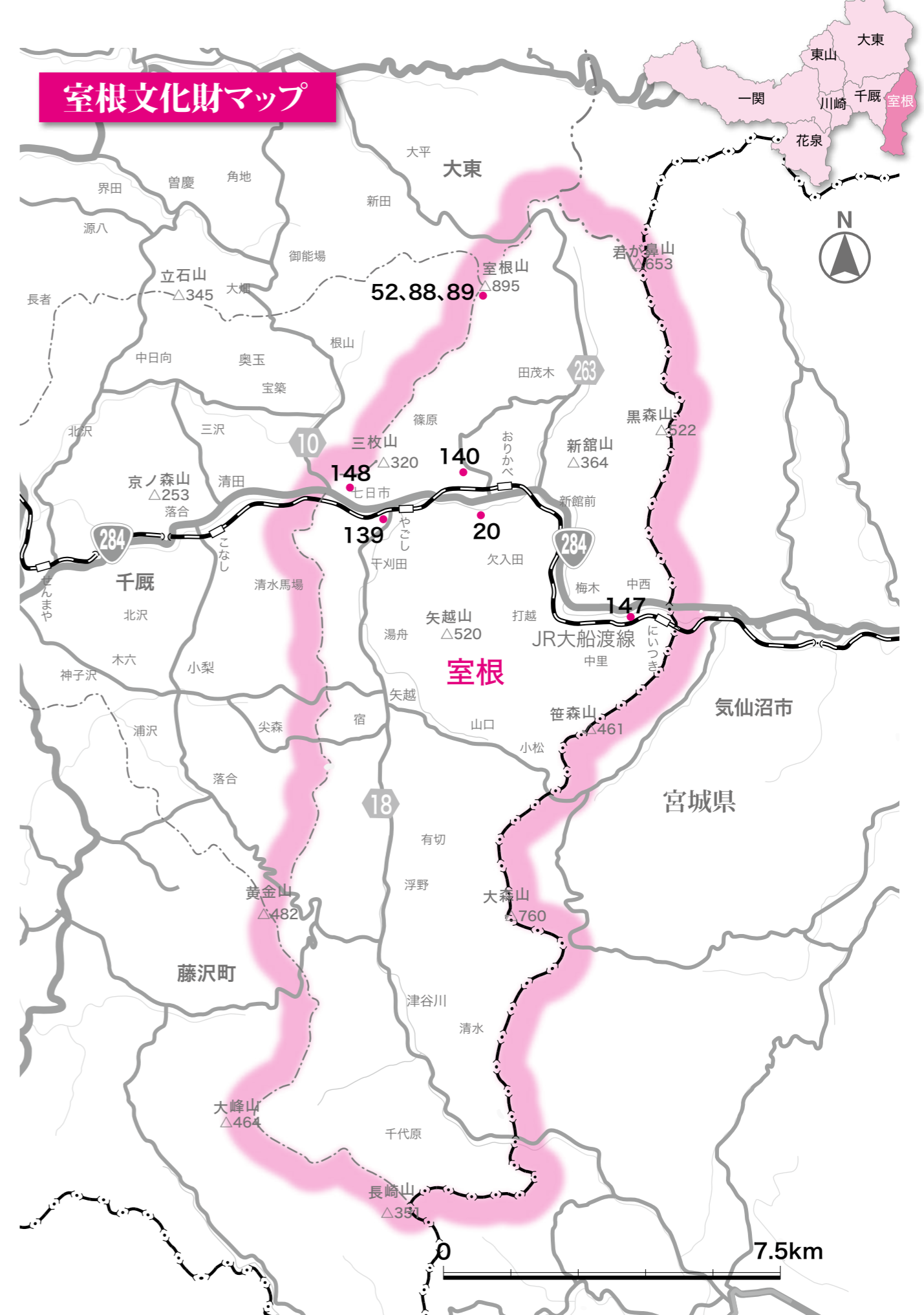
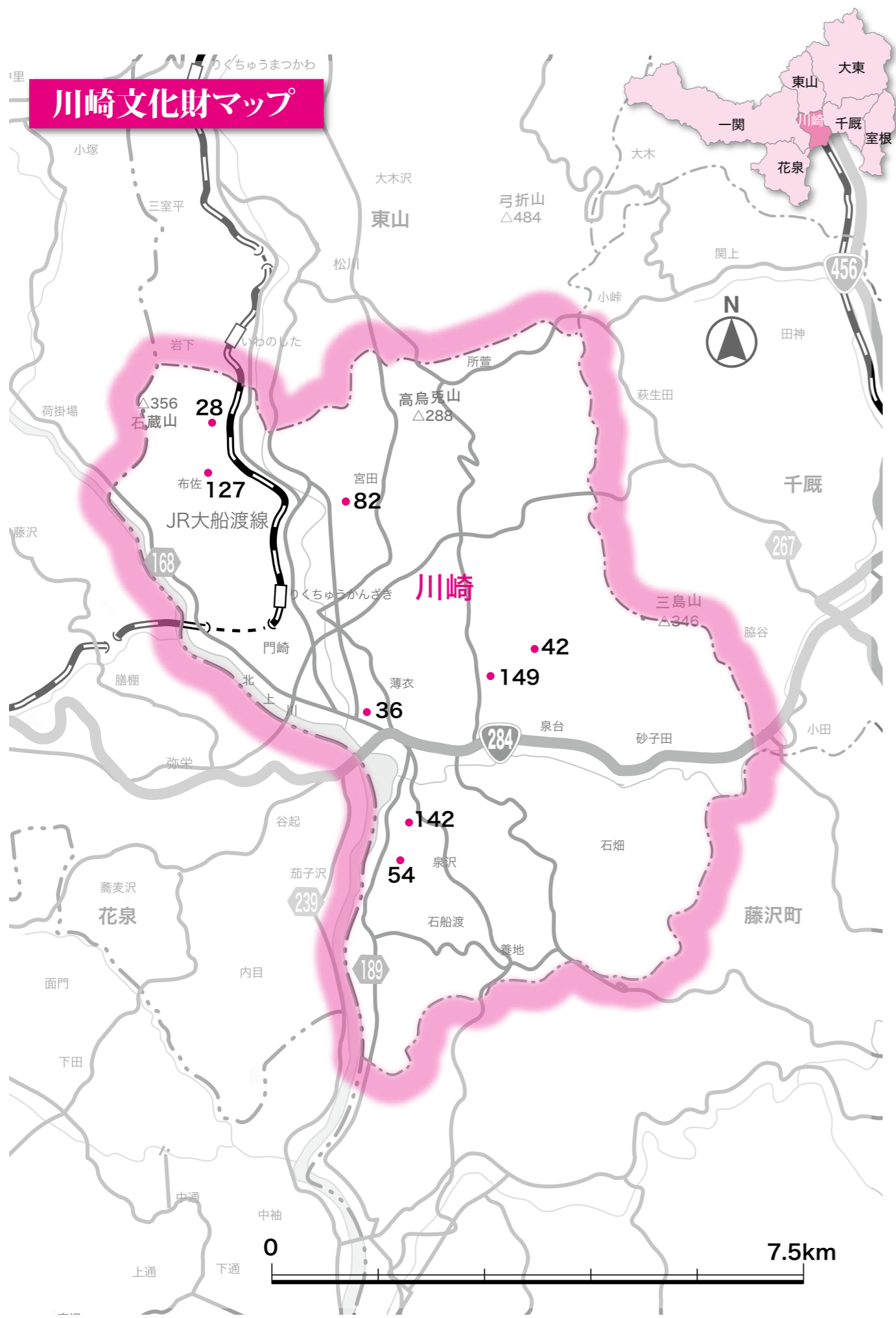


東山文化財マップ



千厩文化財マップ





一関の文化財

平成 23 年 6 月 30 日 発行

発行・編集 一関市教育委員会
〒021-8503
岩手県一関市竹山町 7-2
TEL.0191-21-2111 (代)

印 刷 川嶋印刷株式会社
〒029-4194
岩手県西磐井郡平泉町平泉字佐野原 21
TEL.0191-46-4161 (代)



一関市

